

鶴見岳・伽藍岳火山避難計画の修正案
新旧対照表

※下線は、修正箇所

※表、図番号やページ番号は一番最後に一括で修正いたします。

タイトル・目次

新 (R3. 8. 6 意見照会后、修正意見を反映した素案) R3. 10. 4 時点	旧 (現行の H31. 1 火口周辺地域の計画)	備考
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>鶴見岳・伽藍岳火山避難計画 (案)</p> <hr/> <p>令和3年12月 鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>鶴見岳・伽藍岳火山避難計画 (火口周辺地域)</p> <hr/> <p>平成31年1月 鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会</p> </div>	<p>※火口周辺地域を削除 時点修正</p>
<p style="text-align: center;">目 次</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 総則 <u>1. 1 はじめに</u> 1. 2 計画の目的 1. 3 基本方針 1. 4 計画の前提 2 対象火山の概況 2. 1 対象火山の概況 2. 2 被害想定 2. 3 監視観測体制等 2. 4 噴火警報等の概要 3 火山災害時における防災体制 3. 1 火山防災協議会、幹事会の開催 3. 2 災害対策本部等の設置 3. 3 各構成機関の配備体制 <u>3. 4 合同会議等</u> 4 平常時の防災対応 4. 1 情報収集・伝達体制 4. 2 登山者等に対する注意喚起 4. 3 登山者の把握 (登山届の提出周知) 4. 4 避難施設の整備 4. 5 避難促進施設 (施設利用者へ避難を促す必要がある施設) 5 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応 5. 1 避難の基本的な方針 5. 2 情報の伝達 	<p style="text-align: center;">目 次</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 総則 <u>(追加)</u> 1. 1 計画の目的 1. 2 基本方針 1. 3 計画の前提 2 対象火山の概況 2. 1 対象火山の概況 2. 2 被害想定 2. 3 監視観測体制等 2. 4 噴火警報等の概要 3 火山災害時における防災体制 3. 1 火山防災協議会、幹事会の開催 3. 2 災害対策本部等の設置 3. 3 各構成機関の配備体制 4 平常時の防災対応 4. 1 情報収集・伝達体制 4. 2 登山者等に対する注意喚起 4. 3 登山者の把握 (登山届の提出周知) 4. 4 避難施設の整備 4. 5 避難促進施設 (施設利用者へ避難を促す必要がある施設) 5 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応 5. 1 避難の基本的な方針 5. 2 情報の伝達 	<p>* 新設</p>

新 (R3.8.6意見照会后、修正意見を反映した素案) R3.10.4時点	旧 (現行のH31.1火口周辺地域の計画)	備考
<p>5.3 噴火警戒レベル1の場合 5.4 噴火警戒レベル2の場合 5.5 噴火警戒レベル3の場合 <u>5.6 噴火警戒レベル4の場合</u> <u>5.7 噴火警戒レベル5の場合</u> 6 突発的な噴火発生時の避難対応 6.1 各構成機関の体制 6.2 情報の収集・伝達 6.3 火口周辺規制 6.4 登山者等の避難誘導 6.5 登山者等自身による身を守る行動 6.6 下山者の受け入れ、安否確認 6.7 避難所の開設 6.8 避難促進施設による避難誘導 7 救出・救助 7.1 自衛隊災害派遣要請 7.2 常備消防県内応援隊出動要請又は緊急消防援助隊出動要請 7.3 警察災害派遣隊等援助要請 7.4 救助・救出活動方針の決定 8 広域避難 <u>8.1 広域避難の実施判断</u> <u>8.2 避難対象エリアの設定</u> <u>8.3 広域避難の実施手順</u> <u>8.4 避難行動要支援者の避難</u> <u>8.5 避難所の開設・運営</u> <u>8.6 避難者の輸送</u> <u>8.7 広域避難路の指定及び確保</u> <u>8.8 その他</u> 9 緊急フェーズ後の対応 9.1 避難の長期化に備えた対策 9.2 風評被害対策 9.3 避難指示等の解除 9.4 一時立入 10 安全管理 10.1 噴火(火山)災害に対する対応 11 防災力強化に向けた取組 11.1 協力体制の構築 11.2 計画の改訂 11.3 避難に係る事前対策 11.4 啓発活動 11.5 訓練の実施 11.6 要支援者への支援体制の構築</p> <p>【巻末資料】 1) 想定火口から噴火が発生した場合の避難ルート <u>2) 広域避難する場合の避難ルート</u> 3) 各構成機関の配備体制 4) 協議会関係機関の連絡先一覧 5) 交通規制位置・方法等確認票(イメージ) <u>6) 緊急時における情報伝達例</u></p>	<p>5.3 噴火警戒レベル1の場合 5.4 噴火警戒レベル2の場合 5.5 噴火警戒レベル3の場合 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 6 突発的な噴火発生時の避難対応 6.1 各構成機関の体制 6.2 情報の収集・伝達 6.3 火口周辺規制 6.4 登山者等の避難誘導 6.5 登山者等自身による身を守る行動 6.6 下山者の受け入れ、安否確認 6.7 避難所の開設 6.8 避難促進施設による避難誘導 7 救出・救助 7.1 自衛隊災害派遣要請 7.2 常備消防県内応援隊出動要請又は緊急消防援助隊出動要請 7.3 警察災害派遣隊等援助要請 7.4 救助・救出活動方針の決定 8 広域避難 <u>8.1 広域避難体制</u> <u>8.2 広域避難の判断・実施</u> <u>8.3 避難手段の確保</u> <u>8.4 避難先の受入準備</u> 9 緊急フェーズ後の対応 9.1 避難の長期化に備えた対策 9.2 風評被害対策 9.3 避難勧告等の解除 9.4 一時立入 10 安全管理 10.1 噴火(火山)災害に対する対応 11 防災力強化に向けた取組 11.1 協力体制の構築 11.2 計画の改訂 11.3 避難に係る事前対策 11.4 啓発活動 11.5 訓練の実施 11.6 要支援者への支援体制の構築</p> <p>【巻末資料】 1) 想定火口から噴火が発生した場合の避難ルート <u>(追加)</u> 2) 各機関の配備体制 3) 協議会関係機関の連絡先一覧 4) 交通規制位置・方法等確認票(イメージ) <u>(追加)</u></p>	<p>*噴火警戒レベル4, 5の内容を加筆</p> <p>*広域避難に関する内容を関係市町で検討・修正</p> <p>*1にあわせて、広域避難の避難ルートを追加</p> <p>*御嶽山火山防災避難計画を参考に文例を作成</p>

概要


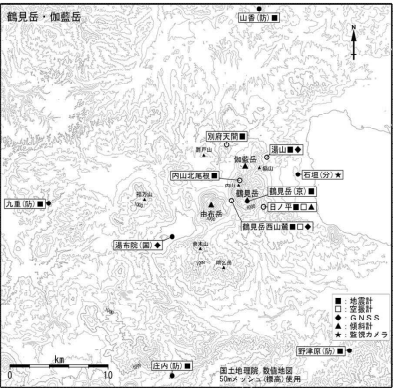
新	旧	備考
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">本 計 画 の 概 要</p> <p>1. 目的 本計画は、鶴見岳・伽藍岳で噴火が発生する又は発生する恐れがある場合に、鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会を構成する各機関等の協力により円滑な避難行動を促し、住民、登山者等の安全を確保することを目的とする（「1. 2計画の目的」）。</p> <p>2. 噴火の想定 鶴見岳では「鶴見岳山頂（北西にある地獄谷赤池噴気孔を含む）」、伽藍岳では「爆裂火口付近の噴気地帯」を想定火口としており、想定される噴火形態は、小規模～中規模（数万～数十万m規模）の水蒸気噴火（＊1）と、中規模～大規模（数十万～数百万m規模）のマグマ噴火（＊2）であり、水蒸気噴火からマグマ噴火へ移行する可能性が高いとされている（「2. 2被害の想定」）。 もともと、約7,300年前以降の噴火活動は、溶岩の流出を伴わない比較的小規模な噴火が主体であったとされている。</p> <p>＊1 水蒸気噴火…火山の地下にある水が加熱され、または減圧されることにより、急激に水蒸気となって膨張することを駆動力とする噴火のこと。2014年9月の御嶽山噴火（水蒸気噴火）では、死者行方不明者63名という甚大な被害が発生した。</p> <p>＊2 マグマ噴火…マグマが放出される噴火のこと。1990年～1996年の雲仙岳の噴火活動は、水蒸気噴火の発生からマグマ噴火へ移行した。</p> <p>3. 噴火警戒レベルと防災対応 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。 気象庁は、噴火に伴って発生し、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流等、発生から短時間で火口周辺に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する（「2. 2噴火警報等の概要」）。 県や市町、協議会の構成機関は、噴火時等において、迅速に、また相互に調整がとれた防災対応が実施できるように、噴火警戒レベルに応じた活動や役割を整理している（「5噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応」）。</p> <p>4. 突発的な噴火発生時の避難対応 観測データが豊富な火山では、その予兆となる観測データの変化が捉えられた場合は噴火の発生を予測できることもあるが、噴火の時期や規模、影響範囲等を的確に予測することは難しく、特に水蒸気噴火は、明瞭な前兆が観測されないままに噴火に至る場合もある。このことを踏まえ、噴火警戒レベル引上げに至る前の段階で突発的な噴火が発生した場合の防災機関や危険な範囲内にいる登山者等がとるべき防災対応について記載している（「6突発的な噴火発生時の避難対応」）。 突発的に噴火した直後は、噴火警戒レベル3（入山規制）と同様の防災対応を図る。</p> <p>5. 広域避難 居住地域に重大な被害を及ぼすおそれがある噴火警戒レベル4、5においては、噴火の影響範囲が広く、場合によっては市町の区域を越える広域的な避難が必要となるため、広域避難を円滑に実施できるように原則的な事項を定めている（「8広域避難」）。 噴火警戒レベル3の段階で、噴火警戒レベル4に引上げられる場合に備え、防災体制（設置場所含む）や、広域避難に関する避難対象区域、避難経路、避難所等確認の防災対応について協議する（「5. 5噴火警戒レベル3の場合」）。</p> </div>	<p>(追加)</p>	<p>*ページ数が多くなったため、概要ページを作成</p>

1 総則

新	旧	備考
<p>1 総則</p> <p>1. 1はじめに</p> <p>豊富な温泉や雄大な風景などの様々な恵みを与えてくれる鶴見岳・伽藍岳は、大分県別府市及び由布市にまたがっており、南端の鶴見岳（標高1,375m）から北端の伽藍岳（標高1,045m）まで約5kmにわたって溶岩ドームが連なる火山群である。</p> <p>平成15年に火山噴火予知連絡会が、活火山の定義を「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」に見直し、鶴見岳に加えて伽藍岳においても、1万年前以降に噴火があることから、活火山の範囲を拡大し、複数の活動中心があることを明確にするために、「鶴見岳」から「鶴見岳・伽藍岳」に名称が変更された。</p> <p>鶴見岳・伽藍岳は、平成21年6月に火山噴火予知連絡会から「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」のひとつに選定され、気象庁が24時間体制で常時観測している。</p> <p>県では、平成6年度から、鶴見岳において、火山災害予想区域図の作成、火山監視システム配置計画の検討を行い、平成16年3月に住民啓発を目的とした火山防災マップを作成・配布する等、対策を講じてきたところ、内閣府による「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」（平成20年3月）の策定及び新燃岳噴火の対応を踏まえた防災基本計画の改正（平成24年9月）により、火山防災協議会の設置が努力義務となったことから、平成26年2月に、県や関係市町、防災関係機関に火山専門家を加え、火山活動が活発化した場合の総合的な避難等の火山防災対策を平常時から共同で検討するため「鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会」（法定前協議会）を設置した。</p> <p>その後、平成26年9月の御嶽山噴火を受けて改正された活動火山対策特別措置法（平成27年法律第52号。以下「法」という）第2条の規定により、国は、平成28年2月に「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」を定め、法第3条第1項の規定に基づき、噴火の可能性が高く、人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として、鶴見岳・伽藍岳（別府市、宇佐市、由布市、日出町）を火山災害警戒地域に指定した。</p> <p>この火山災害警戒地域の指定を受け、大分県及び別府市、宇佐市、由布市、日出町は、平成28年7月に法第4条の規定に基づき、「鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会」を設置し（法定前協議会を法定協議会に移行）、警戒避難体制の整備に関して必要な協議を行っている。</p> <p>鶴見岳は約4万年よりも前、伽藍岳は約10,500年前より活動を開始している。約7,300年前以降の鶴見岳・伽藍岳の噴火活動は、溶岩の流出を伴わない比較的小規模な噴火が主体であった。</p> <p>鶴見岳・伽藍岳の噴火については、活動履歴が少なく、噴火に伴う過去の観測データがないことから、その経過がよく分かっていないが、噴火の形態については、水蒸気噴火からマグマ噴火へと移行する可能性が高いとされている。</p> <p>約10,500年前から約7,300年前の間に発生した鶴見岳山頂付近での噴火や由布岳の池代火砕流を参考にシミュレーションした場合、別府市街地は、鶴見岳・伽藍岳の東山麓に広がる扇状地の上に位置し想定火口から居住地域が近いため、噴火により重大な被害を及ぼす可能性がある。</p> <p>本計画では、鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会の構成機関が連携協力し、住民・登山者等の安全を確保し、広域避難を含めた迅速かつ円滑な避難行動を実施するため火山避難計画を以下のとおり具体的に定める。</p> <p>1. 2計画の目的</p> <p>本計画は、鶴見岳・伽藍岳で噴火が発生する又は発生する恐れがある場合に、鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会を構成する各機関等の協力により円滑な避難行動を促し、<u>住民</u>、登山者_____等の安全を確保することを目的とする。</p> <p>1. 3基本方針</p> <p>本計画は、次に掲げる事項を基本方針とし、具体的な対応を検討する。</p> <p>○<u>住民</u>、登山者等（※）の命を守ることを最優先とする。</p> <p>○各施設の管理者及び、鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会を構成する各機関が連携して対処する。</p> <p>○噴火警戒レベルに応じた防災対応を基本とする。</p> <p>※本計画における定義</p> <p><u>住民</u>：住民、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等、<u>居住地域にいるすべての者</u></p> <p>登山者等：登山者、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等、火口周辺にいるすべての者</p> <p>1. 4計画の前提</p> <p>本計画は、・・・(中略)・・・を基に、<u>火山現象の状況に応じた、情報収集・伝達方法、予警報の発表・伝達ルート及び住民や登山者等が「噴火警戒レベル」に対応した避難行動をとるための、避難、避難経路等について具体的に定めたものである。</u> (以下、略)</p>	<p>1. 総則 (追加)</p> <p>1. 1計画の目的</p> <p>本計画は、鶴見岳・伽藍岳で噴火が発生する又は発生する恐れがある場合に、鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会を構成する各機関等の協力により円滑な避難行動を促し、<u>登山者</u>、<u>観光客</u>等の安全を確保することを目的とする。</p> <p>1. 2基本方針</p> <p>本計画は、次に掲げる事項を基本方針とし、具体的な対応を検討する。</p> <p>○<u>登山者</u>等（※）の命を守ることを最優先とする。</p> <p>○各施設の管理者及び、鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会を構成する各機関が連携して対処する。</p> <p>○噴火警戒レベルに応じた防災対応を基本とする。</p> <p>※本計画における定義 (追加)</p> <p>登山者等：登山者、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等、火口周辺にいるすべての者</p> <p>1. 3計画の前提</p> <p>本計画は、・・・(中略)・・・を基に、<u>主に火口周辺の警報（噴火警戒レベル1～3）について、火山現象の状況に応じた、情報収集・伝達方法、予警報の発表・伝達ルート及び登山者等が「噴火警戒レベル」に対応した避難行動をとるための、避難、避難経路等について具体的に定めたものである。</u> (以下、略)</p>	<p>※内閣府、総務省、気象庁HP、大分県鶴見岳・伽藍岳火山噴火緊急減災対策砂防計画書を参考に作成</p> <p>*「住民」を追加</p> <p>*噴火警戒レベル4、5追加に伴い削除（九重山火山避難計画の表記にあわせて修正）</p>

2 対象火山の概況

新	旧	備考																
<p>2. 1 対象火山の概況 (略)</p> <p>2. 2 被害想定 (1) (略) (2) 想定される火山現象 鶴見岳・伽藍岳で発生が想定される噴火形態は、小規模～中規模（数万～数十万 m³ 規模）の水蒸気噴火と、中規模～大規模（数十万～数億 m³ 規模）のマグマ噴火である。</p> <p><想定される火山現象> 水蒸気噴火 降下火山灰、噴石、噴煙柱崩壊型火砕流、降灰後の土石流 マグマ噴火 降下火山灰、噴石、噴煙柱崩壊型火砕流、溶岩流、溶岩ドーム、溶岩ドーム型崩壊型火砕流、降灰後の土石流</p>	<p>2. 1 対象火山の概況 (略)</p> <p>2. 2 被害想定 (1) (略) (2) 想定される火山現象 鶴見岳・伽藍岳で発生が想定される噴火形態は、小規模～中規模（数万～数十万 m³ 規模）の水蒸気噴火と、中規模～大規模（数十万～数億 m³ 規模）のマグマ噴火である。</p> <p><想定される火山現象> 水蒸気噴火 降下火山灰、噴石、噴煙柱崩壊型火砕流、<u> </u> マグマ噴火 降下火山灰、噴石、噴煙柱崩壊型火砕流、溶岩流、溶岩ドーム、溶岩ドーム型崩壊型火砕流、<u> </u></p>	<p>* 誤記</p> <p>* シナリオとの整合による追加</p>																
<p>表 2-2 想定される主な現象・火山現象等の特徴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定される主な現象</th> <th>火山現象等の特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大きな噴石</td> <td>爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径数十 cm の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね 2～4km 以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊されたりする災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。</td> </tr> <tr> <td>小さな噴石・火山灰（降灰）</td> <td>噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径 2mm 未満 のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。 小さな噴石は、火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあり、あたりどころが悪ければ、人命にかかわる。噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守るができる。 火山灰は、時には数十 km から数百 km 以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。</td> </tr> <tr> <td>溶岩流（溶岩ドーム） ～その他の現象</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	想定される主な現象	火山現象等の特徴	大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径 数十 cm の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね 2～4km 以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊されたりする災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。	小さな噴石・火山灰（降灰）	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径 2mm 未満 のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。 小さな噴石は、火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあり、 あたりどころが悪ければ、人命にかかわる 。噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守るができる。 火山灰は、時には数十 km から数百 km 以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。	溶岩流（溶岩ドーム） ～その他の現象	(略)	<p>表 2-2 想定される主な現象・火山現象等の特徴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定される主な現象</th> <th>火山現象等の特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大きな噴石</td> <td>爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約 50cm 以上 の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね 2～4km 以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊されたりする災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。</td> </tr> <tr> <td>小さな噴石・火山灰（降灰）</td> <td>噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径 2mm 以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。 小さな噴石は、火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、<u> </u> 噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守るができる。 火山灰は、時には数十 km から数百 km 以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。</td> </tr> <tr> <td>溶岩流（溶岩ドーム） ～その他の現象</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	想定される主な現象	火山現象等の特徴	大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径 約 50cm 以上 の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね 2～4km 以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊されたりする災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。	小さな噴石・火山灰（降灰）	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径 2mm 以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。 小さな噴石は、火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、 <u> </u> 噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守るができる。 火山灰は、時には数十 km から数百 km 以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。	溶岩流（溶岩ドーム） ～その他の現象	(略)	
想定される主な現象	火山現象等の特徴																	
大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径 数十 cm の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね 2～4km 以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊されたりする災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。																	
小さな噴石・火山灰（降灰）	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径 2mm 未満 のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。 小さな噴石は、火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあり、 あたりどころが悪ければ、人命にかかわる 。噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守るができる。 火山灰は、時には数十 km から数百 km 以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。																	
溶岩流（溶岩ドーム） ～その他の現象	(略)																	
想定される主な現象	火山現象等の特徴																	
大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径 約 50cm 以上 の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね 2～4km 以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊されたりする災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。																	
小さな噴石・火山灰（降灰）	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径 2mm 以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。 小さな噴石は、火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、 <u> </u> 噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守るができる。 火山灰は、時には数十 km から数百 km 以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。																	
溶岩流（溶岩ドーム） ～その他の現象	(略)																	
<p>(3) 被害想定 (略)</p>	<p>(3) 被害想定 (略)</p>																	

新	旧	備考
<p>2. 3 監視観測体制等</p> <p>鶴見岳・伽藍岳では、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、気象庁をはじめとする各機関が地震計、傾斜計、空振計、GNSS 観測装置、監視カメラ等の火山観測施設を整備している。福岡管区気象台に設置された「地域火山監視・警報センター」において、火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視している。</p> <p>また、同センターの「火山機動観測班」が、現地に向いて計画的に調査観測を行い、火山活動に高まりが見られた場合には、必要に応じて現象をより詳細に把握するために機動的に観測体制を強化する。</p> <p>これらの観測・監視の成果を用いて火山活動の評価を行い、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想された場合には「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報を発表する。</p> <p>また、気象庁は、噴火警報等の発表に向け、火山噴火予知連絡会に定期的に資料等の提供及び報告を行い、適切な判断のために必要な連携を行う。</p> <p style="text-align: center;">図 2-5 鶴見岳・伽藍岳観測点配置図（気象庁火山活動解説資料より）</p>  <p>小さな白丸 (○) は気象庁、小さな黒丸 (●) は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。</p> <p>2. 4 噴火警報等の概要</p> <p>(1) 気象庁が発表する噴火警報・噴火予報、噴火警戒レベルについて</p> <p>イ 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）</p> <p>噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</p> <p>ロ 噴火予報</p> <p>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>ハ 噴火警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルは、・・・に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。</p> <p>(2) 降灰予報</p> <p>噴火発生後、どの地域にどれだけの降灰があるかの情報を提供する。また、活動が活発化している</p>	<p>2. 3 監視観測体制等</p> <p>鶴見岳・伽藍岳では、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、気象庁が地震計、傾斜計、空振計、GNSS 観測装置、監視カメラ等の火山観測施設を整備している。福岡管区気象台に設置された「地域火山監視・警報センター」において、火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視している。</p> <p>また、同センターの「火山機動観測班」が、現地に向いて計画的に調査観測を行い、火山活動に高まりが見られた場合には、必要に応じて現象をより詳細に把握するために機動的に観測体制を強化する。</p> <p>これらの観測・監視の成果を用いて火山活動の評価を行い、火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想された場合には「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報を発表する。</p> <p>また、気象庁は、噴火警報等の発表に向け、火山噴火予知連絡会に定期的に資料等の提供及び報告を行い、適切な判断のために必要な連携を行う。</p> <p style="text-align: center;">図 2-5 鶴見岳・伽藍岳観測点配置図（気象庁火山活動解説資料より）</p>  <p>小さな白丸 (○) は気象庁、小さな黒丸 (●) は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。 (脚注) 国土地理院、(空) 空振計、(傾) 傾斜計、(GNSS) 国立科学技術研究所、(分) 大分県</p> <p>2. 4 噴火警報等の概要</p> <p>(1) 気象庁が発表する噴火警報や火山活動解説資料について</p> <p>イ 噴火警報</p> <p>噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。</p> <p>ロ 噴火予報</p> <p>噴火警報の解除を行う場合等に発表する。</p> <p>ハ 噴火警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルは、・・・に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。</p> <p>(2) 降灰予報</p> <p>噴火発生後、どの地域にどれだけの降灰があるかの情報を提供する。また、活動が活発化している</p>	<p>表現の訂正（内閣府 HP）</p> <p style="text-align: center;">* 観測点の追加</p> <p style="text-align: center;">* 表現の訂正</p> <p style="text-align: center;">* 居住地域の追加</p>

新	旧	備考
<p>火山では、現在噴火が発生したと仮定した場合に予想される降灰の範囲を提供する。降灰量を降灰の厚さによって「多量」、「やや多量」、「少量」の3段階に区分してそれぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び「とるべき対応行動」を示す。</p> <p>イ 降灰予報（定時）</p> <p>噴火警報発表中の火山で、<u>噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、</u> <u>定期的（3時間毎）</u>に発表する。18時間先（<u>3時間区切り</u>）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。</p> <p>ロ 降灰予報（速報）</p> <p><u>噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。</u></p> <p>降灰予報（定時）を発表中の火山では、<u>降灰への防災対応が必要となる</u>「やや多量」以上の降灰が予測された場合に<u>発表する</u>。降灰予報（定時）が未発表の火山では、<u>噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため</u>、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。</p> <p><u>事前計算された降灰予報結果（※）から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度）で発表する。噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。</u></p> <p><u>※ 降灰予測計算には時間がかかるため、噴火発生後に計算を開始したのでは、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応に間に合わないため、あらかじめ噴火時刻や噴火規模（噴煙高）について複数のパターンで降灰予測計算を行い、計算結果を蓄積している。</u></p> <p>ハ 降灰予報（詳細）</p> <p>噴火の観測情報（<u>噴火時刻、噴煙高など</u>）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。降灰予報（定時）を発表中の火山では、<u>降灰への防災対応が必要となる</u>「やや多量」以上の降灰が予測された場合に<u>発表する</u>。降灰予報（定時）が未発表の火山では、<u>噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため</u>、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。</p> <p><u>降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。</u></p> <p><u>降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表する。</u></p> <p>噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）イ～二（略）</p> <p>ホ 噴火速報</p> <p><u>噴火速報は、登山者等や周辺の住民に対して、噴火の発生を知らせる情報で、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火山名と噴火した時間のみの情報。</u></p> <p><u>以下のような場合に発表。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 <p><u>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。</u></p> <p>（5）（略）</p>	<p>火山では、現在噴火が発生したと仮定した場合に予想される降灰の範囲を提供する。降灰量を降灰の厚さによって「多量」、「やや多量」、「少量」の3段階に区分してそれぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び「とるべき対応行動」を示す。</p> <p>イ 降灰予報（定時）</p> <p>噴火警報発表中の火山で、<u>噴火の発生にかかわらず活動の状況に応じて一定規模の噴火を仮定して</u> <u>定期的</u>に発表する。18時間先<u> </u>までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。</p> <p>ロ 降灰予報（速報）</p> <p><u> </u></p> <p>降灰予報（定時）を発表中の火山では<u> </u>「やや多量」以上<u> </u>が予測された場合、<u> </u>降灰予報（定時）を未発表の火山では、<u> </u> <u> </u>予測された降灰量が「少量」のみであっても必要に応じて発表<u> </u>。噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。</p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p>ハ 降灰予報（詳細）</p> <p>噴火の観測情報<u> </u>を用いて、より精度の高い降灰予測<u> </u>を発表<u> </u>。降灰予報（定時）を発表中の火山では<u> </u>「やや多量」以上<u> </u>が予測された場合<u> </u>、降灰予報（定時）を未発表の火山では、<u> </u> <u> </u>予測された降灰量が「少量」のみであっても必要に応じて発表<u> </u>。</p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p>噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）イ～二（略）</p> <p>ホ 噴火速報</p> <p><u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報で、初めて噴火した場合、また、継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に発表する。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表する。なお、以下のような場合には発表しない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> →普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合 →噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合 <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p>	<p>*表現の訂正（気象庁HP）</p>

新	旧	備考
<p>(6) 火山噴火応急対策支援サイト</p> <p>気象庁は、地元自治体の救助・捜索活動及び防災対応の支援のため、最新の観測データ・活動状況を即時的に表示、自治体との双方での情報交換を可能とするサイトとして、「火山噴火応急対策支援サイト」を構築している。</p> <p>図 2-6 火山噴火応急対策支援サイト (気象庁が運用)</p> <p>○地元自治体からの情報・問合せ ○救助・捜索活動等の行動計画</p> <p>○状況や見通しの解説 ○救助・捜索活動の判断支援 ○最新の状況等を共有</p> <p>自治体支援 (JETT) (気象庁防災対応支援チーム)</p> <p>(内閣府 (防災担当)、消防庁、国土交通省砂防部、気象庁合同事務局 火山防災協議会等連絡・連携会議資料から引用。上段が第 8 回、下段が第 9 回気象庁説明資料。)</p>		<p>* 火山応急対策支援サイト に関して追記</p>

3 火山災害時における防災体制

新	旧	備考
<p>3. 1 火山防災協議会、幹事会の開催</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会及び幹事会の構成（編成機関）</p> <p>火山防災協議会及び幹事会は、大分県、市町、気象台、地方整備局、陸上自衛隊、警察、消防、学識経験者、その他各機関により構成される。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 協議内容</p> <p>協議会は、<u>想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、次に掲げる事項について協議を行う（鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会規約第2条各号）。</u></p> <p><u>①鶴見岳・伽藍岳に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画及び防災訓練等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項</u></p> <p><u>②大分県防災会議が法第5条2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項</u></p> <p><u>③別府市、宇佐市、由布市及び日出町の防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項</u></p> <p><u>④前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項（高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定等の防災対応に関する検討及び関係市町への助言に関することを含む。）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>3. 1 火山防災協議会、幹事会の開催</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会及び幹事会の構成（編成機関）</p> <p>火山防災協議会及び幹事会は、大分県、市町、気象台、地方整備局、陸上自衛隊、警察、消防、学識経験者、その他各機関により構成される。詳細については、「表 3-1 協議会及び幹事会の構成」に示す。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 協議内容</p> <p>協議会は、鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会規約第2条各号に掲げる事項について協議を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会規約</p> <p>〔目的〕</p> <p>第1条 鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、軽微火山噴射等対策法（昭和48年法律第61号、以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、鶴見岳・伽藍岳において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、大分県、別府市、宇佐市、由布市及び日出町が共同で設置する。</p> <p>〔沿革事項〕</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。</p> <p>(1) 鶴見岳・伽藍岳に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画及び防災訓練等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 大分県防災会議が法第5条2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項</p> <p>(3) 別府市、宇佐市、由布市及び日出町の防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項（高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定等に関する検討及び関係市町への助言に関することを含む。）</p> <p>〔協議会の組織〕</p> <p>第3条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。</p> <p>2 協議会に、会長1名及び副会長4名を置く。</p> <p>3 会長は、大分県庁長官をもって充てる。</p> <p>4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。</p> <p>5 副会長は、別府市長、宇佐市長、由布市長及び日出町長をもって充てる。</p> <p>6 副会長は、会長を輔佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。</p> <p>〔協議会の権限〕</p> <p>第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長の招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は招集しして開催する。ただし、会議を開催することにより公益に害が及ぶ虞を生ずるに支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>3 協議会は、必要あると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> </div>	<p>*組織改正による規約の一部改正の可能性があることから、規約を削除</p> <p>*規約改正の度に修正が必要になるため、規約を削除し、協議内容を追記</p>

新	旧	備考																																																		
<p>3. 2 災害対策本部等の設置</p> <p>(1) 県及び各市町</p> <p>大分県及び別府市、宇佐市、由布市、日出町は、それぞれの地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部、災害警戒本部等を設置するなど速やかに噴火警戒体制を確保する（各構成機関の配備体制については巻末資料 3）参照。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3. 3 各構成機関の配備体制</p> <p>(1) 情報連絡体制</p> <table border="1" data-bbox="181 504 967 868"> <thead> <tr> <th>構成機関</th> <th>体制</th> <th>責任者</th> <th>室員</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大分県</td> <td>◆災害対策連絡室</td> <td>◇室長 防災対策 企画課長</td> <td>別に定める職員</td> <td>県庁舎本館 6 階 大分県防災セン ター内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>別府市</td> <td>◆災害対策連絡室</td> <td>◇室長 <u>防災局長</u></td> <td>災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員（各対策班） ・総括班：防災危機管理課、 広報班：秘書広報課、農林水産班：農林水産課、建設班：都市整備課、消防班：消防署当直中隊</td> <td>市役所本庁舎 2 階防災危機管理課内</td> </tr> <tr> <td>宇佐市 ～日出町</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	構成機関	体制	責任者	室員	設置場所	大分県	◆災害対策連絡室	◇室長 防災対策 企画課長	別に定める職員	県庁舎本館 6 階 大分県防災セン ター内		(略)				別府市	◆災害対策連絡室	◇室長 <u>防災局長</u>	災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員（各対策班） ・総括班：防災危機管理課、 広報班：秘書広報課、農林水産班：農林水産課、建設班：都市整備課、消防班：消防署当直中隊	市役所本庁舎 2 階防災危機管理課内	宇佐市 ～日出町	(略)				<p>3. 2 災害対策本部等の設置</p> <p>(1) 県及び各市町</p> <p>大分県及び別府市、宇佐市、由布市、日出町は、それぞれの地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部、災害警戒本部等を設置するなど速やかに噴火警戒体制を確保する（各構成機関の配備体制については巻末資料 2）参照。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3. 3 各構成機関の配備体制</p> <p>(1) 情報連絡体制</p> <table border="1" data-bbox="1037 504 1823 868"> <thead> <tr> <th>構成機関</th> <th>体制</th> <th>責任者</th> <th>室員</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大分県</td> <td>◆災害対策連絡室</td> <td>◇室長 防災対策 企画課長</td> <td>別に定める職員</td> <td>県庁舎新館 8 階 大分県防災セン ター内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>別府市</td> <td>◆災害対策連絡室</td> <td>◇室長 <u>共創戦略室長</u></td> <td>災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員（各対策班） ・総括班：防災危機管理課、 広報班：秘書広報課、農林水産班：農林水産課、建設班：道路河川課、消防班：消防署当直中隊</td> <td>市役所本庁舎 2 階防災危機管理課内</td> </tr> <tr> <td>宇佐市 ～日出町</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	構成機関	体制	責任者	室員	設置場所	大分県	◆災害対策連絡室	◇室長 防災対策 企画課長	別に定める職員	県庁舎新館 8 階 大分県防災セン ター内		(略)				別府市	◆災害対策連絡室	◇室長 <u>共創戦略室長</u>	災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員（各対策班） ・総括班：防災危機管理課、 広報班：秘書広報課、農林水産班：農林水産課、建設班：道路河川課、消防班：消防署当直中隊	市役所本庁舎 2 階防災危機管理課内	宇佐市 ～日出町	(略)				<p>備考</p> <p>*組織改正や設置場所変更に伴う修正</p>
構成機関	体制	責任者	室員	設置場所																																																
大分県	◆災害対策連絡室	◇室長 防災対策 企画課長	別に定める職員	県庁舎本館 6 階 大分県防災セン ター内																																																
	(略)																																																			
別府市	◆災害対策連絡室	◇室長 <u>防災局長</u>	災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員（各対策班） ・総括班：防災危機管理課、 広報班：秘書広報課、農林水産班：農林水産課、建設班：都市整備課、消防班：消防署当直中隊	市役所本庁舎 2 階防災危機管理課内																																																
宇佐市 ～日出町	(略)																																																			
構成機関	体制	責任者	室員	設置場所																																																
大分県	◆災害対策連絡室	◇室長 防災対策 企画課長	別に定める職員	県庁舎新館 8 階 大分県防災セン ター内																																																
	(略)																																																			
別府市	◆災害対策連絡室	◇室長 <u>共創戦略室長</u>	災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員（各対策班） ・総括班：防災危機管理課、 広報班：秘書広報課、農林水産班：農林水産課、建設班：道路河川課、消防班：消防署当直中隊	市役所本庁舎 2 階防災危機管理課内																																																
宇佐市 ～日出町	(略)																																																			

新					旧					備考
(2) 警戒体制					(2) 警戒体制					*組織改正や設置場所変更に伴う修正
構成機関	体制	責任者	部室員	設置場所	構成機関	体制	責任者	部室員	設置場所	
大分県	◆災害警戒本部	◇本部長 生活環境部防災局長	◇副本部長 生活環境部防災局 危機管理監	県庁舎 <u>本館</u> <u>6階</u> 大分 県防災セン ター内	大分県	◆災害警戒本部	◇本部長 生活環境部防災局長	◇副本部長 生活環境部防災局 危機管理監	県庁舎 <u>新館</u> <u>8階</u> 大分 県防災セン ター内	
	(略)					(略)				
別府市	◆災害警戒本部	◇本部長 <u>防災局長</u>	◇各対策部長 災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員(各対策部長) ・総務部長、 <u>企画戦略部長</u> 、観光・ <u>産業部長</u> 、 <u>市民福祉部長</u> 、 <u>いきいき健康部長</u> 、建設部長、 <u>市長公室長</u> 、 <u>教育部長</u> 、消防長、水道企業管理者、 <u>議事事務局</u> ◇本部長 災害初動マニュアルに基づき指定された職員(各対策班) ・総括班； <u>防災危機管理課</u> 、 <u>総務班</u> ； <u>総務課</u> ・職員課、 <u>情報政策班</u> ； <u>情報政策課</u> 、 <u>観光班</u> ； <u>観光課</u> 、 <u>農林水産班</u> ； <u>農林水産課</u> 、 <u>避難所班</u> ； <u>市民課</u> 、 <u>救護支援班</u> ； <u>高齢者福祉課</u> ・ひと・くらし支援課、 <u>衛生医療班</u> ； <u>健康推進課</u> 、 <u>建設班</u> ； <u>都市計画課</u> ・ <u>都市整備課</u> ・ <u>施設整備課</u> 、 <u>情報班</u> ； <u>自治連携課</u> 、 <u>広報班</u> ； <u>秘書広報課</u> 、 <u>機動班</u> ； <u>議事総務課</u> ・ <u>監査事務局</u> ・ <u>選挙管理委員会事務局</u> 、 <u>教育班</u> ； <u>教育政策課</u> ・ <u>学校教育課</u> ・ <u>社会教育課</u> 、 <u>上下水道班</u> ； <u>上下水道局総務課</u> 、 <u>消防本部</u> ； <u>庶務課</u> ・ <u>警防課</u> ・ <u>予防課</u> 、 <u>消防署</u> ； <u>消防署第1中隊</u> ・ <u>消防署第2中隊</u>	市役所本庁舎2階防災危機管理課内	別府市	◆災害警戒本部	◇本部長 <u>共創戦略室長</u>	◇各対策部長 災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員(各対策部長) ・総務部長、企画 部長、観光 <u>戦略部長</u> 、 <u>経済産業部長</u> 、 <u>生活環境部長</u> 、 <u>福祉保健部長</u> 、 <u>建設部長</u> 、 <u>教育参事</u> 、 <u>消防長</u> 、 <u>水道企業管理者</u> ◇本部長 災害初動マニュアルに基づき指定された職員(各対策班) ・総括班； <u>防災危機管理課</u> 、 <u>情報班</u> ； <u>自治振興課</u> ・ <u>公民連携課</u> ・ <u>情報推進課</u> 、 <u>広報班</u> ； <u>秘書広報課</u> 、 <u>総務班</u> ； <u>総務課</u> ・職員課、 <u>救護支援班</u> ； <u>福祉政策課</u> 、 <u>ひと・くらし支援課</u> 、 <u>救護福祉班</u> ； <u>高齢者福祉課</u> 、 <u>避難所班</u> ； <u>市民課</u>	市役所本庁舎2階防災危機管理課内	
宇佐市 ～日出町	(略)				宇佐市 ～日出町	(略)				

新					旧					備考																																																																								
(3) 非常体制					(3) 非常体制					*組織改正や設置場所変更に伴う修正																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>構成機関</th> <th>体制</th> <th>責任者</th> <th>部室員</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大分県</td> <td>◆災害対策本部</td> <td>◇本部長 知事</td> <td>◇副本部長 副知事、警察本部長 ◇本部長 知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、</td> <td>県庁舎本館 6階 大分県防災センター内 (ただし、防災センターが被災し使用できない場合は、県庁舎等に設置するものとする)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">別府市</td> <td>◆災害対策(第一次体制)</td> <td>◇本部長(市長)</td> <td>(各対策部長) 総務部長、企画戦略部長、観光・産業部長、市民福祉部長、いきいき健康部長、建設部長、市長公室長、教育部長、消防長、上下水道企業管理者、議会事務局長 ※(副本部長)(本部室長)(各対策班長)、(各対策班員)について、災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員</td> <td>災害対策本部 5階大会議室 各対策班 各所属課</td> </tr> <tr> <td>◆災害対策(第二次体制)</td> <td>◇本部長(市長)</td> <td>(各対策部長) 総務部長、企画戦略部長、観光・産業部長、市民福祉部長、いきいき健康部長、建設部長、市長公室長、教育部長、消防長、上下水道企業管理者、議会事務局長 ※(副本部長)(本部室長)(各対策班長)、(各対策班員)について、災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員</td> <td>災害対策本部 5階大会議室 各対策班 各所属課</td> </tr> <tr> <td>◆災害対策(第三次体制)</td> <td>◇本部長(市長)</td> <td>(各対策部長) 総務部長、企画戦略部長、観光・産業部長、市民福祉部長、いきいき健康部長、建設部長、市長公室長、教育部長、消防長、上下水道企業管理者、議会事務局長 ※(副本部長)(本部室長)(各対策班長)、(各対策班員)について、災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員</td> <td>災害対策本部 5階大会議室 各対策班 各所属課</td> </tr> <tr> <td>◆支所災害対策本部</td> <td>◇本部長(支所長)</td> <td>◇副本部長(市民課長) ◇部員(災害対策本部体制要員)</td> <td>各支所内</td> </tr> <tr> <td>宇佐市 ～日出町</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					構成機関	体制	責任者	部室員	設置場所		大分県	◆災害対策本部	◇本部長 知事	◇副本部長 副知事、警察本部長 ◇本部長 知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、	県庁舎本館 6階 大分県防災センター内 (ただし、防災センターが被災し使用できない場合は、県庁舎等に設置するものとする)	(略)				別府市	◆災害対策(第一次体制)	◇本部長(市長)	(各対策部長) 総務部長、企画戦略部長、観光・産業部長、市民福祉部長、いきいき健康部長、建設部長、市長公室長、教育部長、消防長、上下水道企業管理者、議会事務局長 ※(副本部長)(本部室長)(各対策班長)、(各対策班員)について、災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員	災害対策本部 5階大会議室 各対策班 各所属課	◆災害対策(第二次体制)	◇本部長(市長)	(各対策部長) 総務部長、企画戦略部長、観光・産業部長、市民福祉部長、いきいき健康部長、建設部長、市長公室長、教育部長、消防長、上下水道企業管理者、議会事務局長 ※(副本部長)(本部室長)(各対策班長)、(各対策班員)について、災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員	災害対策本部 5階大会議室 各対策班 各所属課	◆災害対策(第三次体制)	◇本部長(市長)	(各対策部長) 総務部長、企画戦略部長、観光・産業部長、市民福祉部長、いきいき健康部長、建設部長、市長公室長、教育部長、消防長、上下水道企業管理者、議会事務局長 ※(副本部長)(本部室長)(各対策班長)、(各対策班員)について、災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員	災害対策本部 5階大会議室 各対策班 各所属課	◆支所災害対策本部	◇本部長(支所長)	◇副本部長(市民課長) ◇部員(災害対策本部体制要員)	各支所内	宇佐市 ～日出町	(略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>構成機関</th> <th>体制</th> <th>責任者</th> <th>部室員</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大分県</td> <td>◆災害対策本部</td> <td>◇本部長 知事</td> <td>◇副本部長 副知事、警察本部長 ◇本部長 知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、</td> <td>県庁舎新館 8階 大分県防災センター内 (ただし、防災センターが被災し使用できない場合は、県庁舎等に設置するものとする)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">別府市</td> <td>◆災害対策(第一次体制)</td> <td>◇本部長(市長)</td> <td>総務部長、企画部長、観光戦略部長、経済産業部長、生活環境部長、福祉保健部長、建設部長、教育参事、消防長、水道企業管理者 ※(副本部長)(本部室長)(各対策班長)、(各対策班員)について、災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員</td> <td>災害対策本部 5階大会議室 各対策班 各所属課</td> </tr> <tr> <td>◆災害対策(第二次体制)</td> <td>◇本部長(市長)</td> <td>(各対策部長) 総務部長、企画部長、観光戦略部長、経済産業部長、生活環境部長、福祉保健部長、建設部長、教育参事、消防長、水道企業管理者 ※(副本部長)(本部室長)(各対策班長)、(各対策班員)について、災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員</td> <td>災害対策本部 5階大会議室 各対策班 各所属課</td> </tr> <tr> <td>◆災害対策(第三次体制)</td> <td>◇本部長(市長)</td> <td>(各対策部長) 総務部長、企画部長、観光戦略部長、経済産業部長、生活環境部長、福祉保健部長、建設部長、教育参事、消防長、水道企業管理者 ※(副本部長)(本部室長)(各対策班長)、(各対策班員)について、災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員</td> <td>災害対策本部 5階大会議室 各対策班 各所属課</td> </tr> <tr> <td>◆支所災害対策本部</td> <td>◇本部長(支所長)</td> <td>◇副本部長(いきいき市民課長) ◇部員(災害対策本部体制要員)</td> <td>各支所内</td> </tr> <tr> <td>宇佐市 ～日出町</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					構成機関	体制	責任者	部室員	設置場所	大分県	◆災害対策本部	◇本部長 知事	◇副本部長 副知事、警察本部長 ◇本部長 知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、	県庁舎新館 8階 大分県防災センター内 (ただし、防災センターが被災し使用できない場合は、県庁舎等に設置するものとする)	(略)				別府市	◆災害対策(第一次体制)	◇本部長(市長)	総務部長、企画部長、観光戦略部長、経済産業部長、生活環境部長、福祉保健部長、建設部長、教育参事、消防長、水道企業管理者 ※(副本部長)(本部室長)(各対策班長)、(各対策班員)について、災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員	災害対策本部 5階大会議室 各対策班 各所属課	◆災害対策(第二次体制)	◇本部長(市長)	(各対策部長) 総務部長、企画部長、観光戦略部長、経済産業部長、生活環境部長、福祉保健部長、建設部長、教育参事、消防長、水道企業管理者 ※(副本部長)(本部室長)(各対策班長)、(各対策班員)について、災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員	災害対策本部 5階大会議室 各対策班 各所属課	◆災害対策(第三次体制)	◇本部長(市長)	(各対策部長) 総務部長、企画部長、観光戦略部長、経済産業部長、生活環境部長、福祉保健部長、建設部長、教育参事、消防長、水道企業管理者 ※(副本部長)(本部室長)(各対策班長)、(各対策班員)について、災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員	災害対策本部 5階大会議室 各対策班 各所属課	◆支所災害対策本部	◇本部長(支所長)	◇副本部長(いきいき市民課長) ◇部員(災害対策本部体制要員)	各支所内	宇佐市 ～日出町	(略)			
構成機関	体制	責任者	部室員	設置場所																																																																														
大分県	◆災害対策本部	◇本部長 知事	◇副本部長 副知事、警察本部長 ◇本部長 知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、	県庁舎本館 6階 大分県防災センター内 (ただし、防災センターが被災し使用できない場合は、県庁舎等に設置するものとする)																																																																														
	(略)																																																																																	
別府市	◆災害対策(第一次体制)	◇本部長(市長)	(各対策部長) 総務部長、企画戦略部長、観光・産業部長、市民福祉部長、いきいき健康部長、建設部長、市長公室長、教育部長、消防長、上下水道企業管理者、議会事務局長 ※(副本部長)(本部室長)(各対策班長)、(各対策班員)について、災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員	災害対策本部 5階大会議室 各対策班 各所属課																																																																														
	◆災害対策(第二次体制)	◇本部長(市長)	(各対策部長) 総務部長、企画戦略部長、観光・産業部長、市民福祉部長、いきいき健康部長、建設部長、市長公室長、教育部長、消防長、上下水道企業管理者、議会事務局長 ※(副本部長)(本部室長)(各対策班長)、(各対策班員)について、災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員	災害対策本部 5階大会議室 各対策班 各所属課																																																																														
	◆災害対策(第三次体制)	◇本部長(市長)	(各対策部長) 総務部長、企画戦略部長、観光・産業部長、市民福祉部長、いきいき健康部長、建設部長、市長公室長、教育部長、消防長、上下水道企業管理者、議会事務局長 ※(副本部長)(本部室長)(各対策班長)、(各対策班員)について、災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員	災害対策本部 5階大会議室 各対策班 各所属課																																																																														
	◆支所災害対策本部	◇本部長(支所長)	◇副本部長(市民課長) ◇部員(災害対策本部体制要員)	各支所内																																																																														
宇佐市 ～日出町	(略)																																																																																	
構成機関	体制	責任者	部室員	設置場所																																																																														
大分県	◆災害対策本部	◇本部長 知事	◇副本部長 副知事、警察本部長 ◇本部長 知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、	県庁舎新館 8階 大分県防災センター内 (ただし、防災センターが被災し使用できない場合は、県庁舎等に設置するものとする)																																																																														
	(略)																																																																																	
別府市	◆災害対策(第一次体制)	◇本部長(市長)	総務部長、企画部長、観光戦略部長、経済産業部長、生活環境部長、福祉保健部長、建設部長、教育参事、消防長、水道企業管理者 ※(副本部長)(本部室長)(各対策班長)、(各対策班員)について、災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員	災害対策本部 5階大会議室 各対策班 各所属課																																																																														
	◆災害対策(第二次体制)	◇本部長(市長)	(各対策部長) 総務部長、企画部長、観光戦略部長、経済産業部長、生活環境部長、福祉保健部長、建設部長、教育参事、消防長、水道企業管理者 ※(副本部長)(本部室長)(各対策班長)、(各対策班員)について、災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員	災害対策本部 5階大会議室 各対策班 各所属課																																																																														
	◆災害対策(第三次体制)	◇本部長(市長)	(各対策部長) 総務部長、企画部長、観光戦略部長、経済産業部長、生活環境部長、福祉保健部長、建設部長、教育参事、消防長、水道企業管理者 ※(副本部長)(本部室長)(各対策班長)、(各対策班員)について、災害対策初動マニュアルに基づき指定された職員	災害対策本部 5階大会議室 各対策班 各所属課																																																																														
	◆支所災害対策本部	◇本部長(支所長)	◇副本部長(いきいき市民課長) ◇部員(災害対策本部体制要員)	各支所内																																																																														
宇佐市 ～日出町	(略)																																																																																	
<p>3. 4 合同会議等</p> <p>国が現地に体制を確保した場合には、協議会の構成機関は、国と緊密に連携を図ることが重要である。</p> <p>また、必要に応じて、国、県、市町、火山専門家等の関係者で構成される合同会議等が開催された場合には、協議会の構成機関は、それに参加し、火山の活動状況や被害情報等について、情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。</p>					<p>(追加)</p>					*国との連携について明記																																																																								

4 平常時の防災対応


新			旧			備考																										
<p>4. 1 情報収集・伝達体制</p> <p>(1) 噴火警報・予報等の情報伝達</p> <p>鶴見岳・伽藍岳に関する噴火警報・予報等の火山に関する情報は、福岡管区気象台の地域火山監視・警報センターが発表し、図 4-1 の経路により各関係機関へ伝達する。登山者等へは、関係市町等を通じて周知する。</p> <p>県は、防災情報ネットワークシステム、FAX等により、県の出先機関、市町及び消防本部に伝達する。</p> <p>市町や関係機関は、必要に応じ、<u>緊急速報メール</u>や _____ 防災行政無線等多様な手段により、<u>住民</u>、登山者等への周知を行う。</p>			<p>4. 1 情報収集・伝達体制</p> <p>(1) 噴火警報・予報等の情報伝達</p> <p>鶴見岳・伽藍岳に関する噴火警報・予報等の火山に関する情報は、福岡管区気象台の地域火山監視・警報センターが発表し、図 4-1 の経路により各関係機関へ伝達する。登山者等へは、関係市町等を通じて周知する。</p> <p>県は、防災情報ネットワークシステム、FAX等により、県の出先機関、市町及び消防本部に伝達する。</p> <p>市町や関係機関は、必要に応じ、<u>県民安全・安心メール</u>、<u>防災ヘリ</u>、防災行政無線等多様な手段により、登山者等への周知を行う。</p>			<p>*九重山火山避難計画の表記にあわせた修正</p> <p>*噴火警戒レベル4、5を追加したことに伴い、住民への情報伝達を追加（九重山火山避難計画の表記を参考にしつつ、災害対応支援システムやおおいた防災アプリ等の表記を加筆）</p>																										
<p>表 4-1 収集・整理する情報の例</p>			<p>表 4-1 収集・整理する情報の例</p>			<p>*表現の訂正（気象庁 HP）</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>収集・整理する情報</th> <th>情報内容</th> <th>情報発信機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>噴火警報</u></td> <td><u>噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される情報。</u> <u>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して発表</u></td> <td><u>気象庁</u></td> </tr> <tr> <td><u>噴火警戒レベル</u></td> <td><u>火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」と、防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの</u></td> <td><u>気象庁</u></td> </tr> <tr> <td><u>火山の状況に関する解説情報（臨時）</u></td> <td><u>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないが、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるための情報（臨時の発表であることを明記して発表）</u></td> <td><u>気象庁</u></td> </tr> <tr> <td><u>火山の状況に関する解説情報</u></td> <td><u>現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い</u><u>が、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に発表される情報</u></td> <td><u>気象庁</u></td> </tr> </tbody> </table>	収集・整理する情報	情報内容	情報発信機関	<u>噴火警報</u>	<u>噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される情報。</u> <u>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して発表</u>		<u>気象庁</u>	<u>噴火警戒レベル</u>	<u>火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」と、防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの</u>	<u>気象庁</u>	<u>火山の状況に関する解説情報（臨時）</u>	<u>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないが、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるための情報（臨時の発表であることを明記して発表）</u>	<u>気象庁</u>	<u>火山の状況に関する解説情報</u>	<u>現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い</u> <u>が、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に発表される情報</u>	<u>気象庁</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>収集・整理する情報</th> <th>情報内容</th> <th>情報発信機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>噴火警報</u></td> <td><u>生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報</u> _____ _____ _____</td> <td><u>気象庁</u></td> </tr> <tr> <td><u>噴火警戒レベル</u></td> <td><u>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」 _____ と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの</u></td> <td><u>気象庁</u></td> </tr> <tr> <td><u>火山の状況に関する解説情報（臨時）</u></td> <td><u>噴火警戒レベル引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合に、臨時の発表であることを明記して発表される情報</u></td> <td><u>気象庁</u></td> </tr> <tr> <td><u>火山の状況に関する解説情報</u></td> <td><u>火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために発表される情報</u></td> <td><u>気象庁</u></td> </tr> </tbody> </table>	収集・整理する情報	情報内容	情報発信機関	<u>噴火警報</u>	<u>生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報</u> _____ _____ _____	<u>気象庁</u>	<u>噴火警戒レベル</u>	<u>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」 _____ と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの</u>	<u>気象庁</u>	<u>火山の状況に関する解説情報（臨時）</u>	<u>噴火警戒レベル引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合に、臨時の発表であることを明記して発表される情報</u>	<u>気象庁</u>	<u>火山の状況に関する解説情報</u>	<u>火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために発表される情報</u>	<u>気象庁</u>
収集・整理する情報	情報内容	情報発信機関																														
<u>噴火警報</u>	<u>噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される情報。</u> <u>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して発表</u>	<u>気象庁</u>																														
<u>噴火警戒レベル</u>	<u>火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」と、防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの</u>	<u>気象庁</u>																														
<u>火山の状況に関する解説情報（臨時）</u>	<u>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないが、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるための情報（臨時の発表であることを明記して発表）</u>	<u>気象庁</u>																														
<u>火山の状況に関する解説情報</u>	<u>現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い</u> <u>が、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に発表される情報</u>	<u>気象庁</u>																														
収集・整理する情報	情報内容	情報発信機関																														
<u>噴火警報</u>	<u>生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報</u> _____ _____ _____	<u>気象庁</u>																														
<u>噴火警戒レベル</u>	<u>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」 _____ と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの</u>	<u>気象庁</u>																														
<u>火山の状況に関する解説情報（臨時）</u>	<u>噴火警戒レベル引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合に、臨時の発表であることを明記して発表される情報</u>	<u>気象庁</u>																														
<u>火山の状況に関する解説情報</u>	<u>火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために発表される情報</u>	<u>気象庁</u>																														

新		旧		備考
噴火速報	登山者等や周辺の住民に対して、噴火の発生を知らせる情報。火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表される情報	気象庁	噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される情報
降灰予報	噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報	気象庁	降灰予報	噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報 活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や噴火直後の速報も提供している
火山ガス予報～土砂災害緊急情報	(略)		火山ガス予報～土砂災害緊急情報	(略)
<p>(2) 住民への情報伝達</p> <p>イ 平常時の情報伝達</p> <p>県及び市町は、各種広報媒体を活用し、鶴見岳・伽藍岳が活火山であることや火山活動の状況などの情報を掲示し、啓発に努める。</p> <p>市町は、避難対象地域の住民に対し、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難方法、住民への情報伝達方法について、周知する。</p> <p>ロ 緊急時の情報伝達</p> <p>市町は、防災行政無線や広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等を活用し、避難対象地域の住民等に対して、避難に関わる情報を、迅速かつ確実に周知する（緊急時における情報伝達例は巻末資料6を参照）。</p> <p>県は、県民安全・安心メールやおおいた防災アプリ、ホームページやSNS等を活用し、市町が行う情報伝達を支援する。</p>		<p>(追加)</p>		<p>*各市町の情報伝達系統図を追加</p>
<p>図 4-2 別府市の情報伝達系統図</p>		<p>(追加)</p>		

新	旧	備考
<p>図 4-3 宇佐市の情報伝達系統図</p> <p>図 4-4 由布市の情報伝達系統図</p> <p>図 4-5 日出町の情報伝達系統図</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	

5 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

新					旧					備考																																																		
<p>5. 1 避難の基本的な方針</p> <p>噴火時の避難は、<u>住民</u>、<u>登山者</u>等が火山現象の影響範囲外に、もしくは安全な地域に退避することを基本とする。また、火山災害時における防災対応は、噴火警戒レベルに応じた対応を基本とし、噴火警戒レベルに応じて、<u>住民</u>、<u>登山者</u>等の避難等の判断を行うこととする。各噴火警戒レベルの防災対応及び登山者等に求める行動を表に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 5-1 噴火警戒レベルに応じた防災対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別及び名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル(キーワード)</th> <th>必要な防災対応</th> <th><u>住民・登山者等</u>に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予報 噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>レベル1 (活火山であることを留意)</td> <td>状況に応じて火口内への立ち入り規制等</td> <td><u>(住民等)</u> ・<u>防災訓練への参加</u> ・<u>情報収集</u> <u>(登山者等)</u> ・<u>情報収集</u></td> </tr> <tr> <td>警報 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td>火口周辺</td> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td><u>火口から概ね1km以内の立入禁止</u> <u>(鶴見岳)</u> ・<u>別府ロープウェイは運行停止、山上駅は避難</u> ・<u>範囲内の鶴見岳への登山道立入禁止</u> <u>(伽藍岳)</u> ・<u>塚原温泉は避難</u> ・<u>範囲内の県道616号は通行止め</u> ・<u>範囲内の伽藍岳への登山道立入禁止</u></td> <td><u>(住民等)</u> ・<u>情報収集</u> ・<u>避難手順の確認</u> <u>(登山者等)</u> ・<u>入山規制範囲外への避難</u></td> </tr> <tr> <td>警報 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまで</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td><u>火口から概ね1.5km以内の立入禁止</u> <u>(鶴見岳)</u> ・<u>範囲内の鶴見岳への登山道立入禁止</u> <u>(伽藍岳)</u> ・<u>塚原東野地区東部は避難</u> ・<u>大分自動車道湯布院ICから日出JCT間及び東九州自動車道速見ICから別府IC間(日出JCT経由)は通行止め</u> ・<u>範囲内の県道616号は通行止め</u></td> <td>※噴火警戒レベル2と同様</td> </tr> <tr> <td>特別警報 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td>居住地域及びそれより火口側</td> <td>レベル4 (高齢者等避難)</td> <td><u>警戒が必要な居住地域での避難準備。要配慮者は避難等</u> ・<u>範囲内の県道は駐停車禁止</u></td> <td><u>(住民等)</u> ・<u>避難の準備</u> <u>(登山者等)</u> ・<u>既に下山済。まだ山にいる場合、早急に下山もしくは救助要請を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>特別警報 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td>居住地域及びそれより火口側</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td><u>火山活動の状況に応じて、「一次避難区域」、「二次避難区域」及び「三次避難区域」(※)により避難</u></td> <td><u>(住民等)</u> ・<u>避難</u> <u>(登山者等)</u> ・<u>既に下山済。まだ山にいる場合、早急に下山もしくは救助要請を行う。</u></td> </tr> </tbody> </table>					種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	必要な防災対応	<u>住民・登山者等</u> に求める行動	予報 噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	状況に応じて火口内への立ち入り規制等	<u>(住民等)</u> ・ <u>防災訓練への参加</u> ・ <u>情報収集</u> <u>(登山者等)</u> ・ <u>情報収集</u>	警報 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	<u>火口から概ね1km以内の立入禁止</u> <u>(鶴見岳)</u> ・ <u>別府ロープウェイは運行停止、山上駅は避難</u> ・ <u>範囲内の鶴見岳への登山道立入禁止</u> <u>(伽藍岳)</u> ・ <u>塚原温泉は避難</u> ・ <u>範囲内の県道616号は通行止め</u> ・ <u>範囲内の伽藍岳への登山道立入禁止</u>	<u>(住民等)</u> ・ <u>情報収集</u> ・ <u>避難手順の確認</u> <u>(登山者等)</u> ・ <u>入山規制範囲外への避難</u>	警報 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	<u>火口から概ね1.5km以内の立入禁止</u> <u>(鶴見岳)</u> ・ <u>範囲内の鶴見岳への登山道立入禁止</u> <u>(伽藍岳)</u> ・ <u>塚原東野地区東部は避難</u> ・ <u>大分自動車道湯布院ICから日出JCT間及び東九州自動車道速見ICから別府IC間(日出JCT経由)は通行止め</u> ・ <u>範囲内の県道616号は通行止め</u>	※噴火警戒レベル2と同様	特別警報 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル4 (高齢者等避難)	<u>警戒が必要な居住地域での避難準備。要配慮者は避難等</u> ・ <u>範囲内の県道は駐停車禁止</u>	<u>(住民等)</u> ・ <u>避難の準備</u> <u>(登山者等)</u> ・ <u>既に下山済。まだ山にいる場合、早急に下山もしくは救助要請を行う。</u>	特別警報 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	<u>火山活動の状況に応じて、「一次避難区域」、「二次避難区域」及び「三次避難区域」(※)により避難</u>	<u>(住民等)</u> ・ <u>避難</u> <u>(登山者等)</u> ・ <u>既に下山済。まだ山にいる場合、早急に下山もしくは救助要請を行う。</u>	<p>5. 1 避難の基本的な方針</p> <p>噴火時の避難は、<u> </u>登山者等が火山現象の影響範囲外に、もしくは安全な地域に退避することを基本とする。また、火山災害時における防災対応は、噴火警戒レベルに応じた対応を基本とし、噴火警戒レベルに応じて、<u> </u>登山者等の避難等の判断を行うこととする。各噴火警戒レベルの防災対応及び登山者_に求める行動を表に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 5-1 噴火警戒レベルに応じた防災対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別及び名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル(キーワード)</th> <th>必要な防災対応</th> <th><u>登山者・居住者等</u>に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予報 噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>レベル1 (活火山であることを留意)</td> <td>状況に応じて火口内への立ち入り規制等</td> <td><u>(登山者)</u> ・<u>情報収集</u> <u>(居住者等)</u> ・<u>防災訓練への参加</u> ・<u>情報収集</u></td> </tr> <tr> <td>警報 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td>火口周辺</td> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td><u>火口から概ね1km以内の立入禁止</u> ・<u>塚原温泉は避難</u> ・<u>別府ロープウェイは運行停止、山上駅は避難</u> ・<u>範囲内の県道616号は通行止め</u> ・<u>範囲内の鶴見岳及び伽藍岳への登山道立入禁止</u></td> <td><u>(登山者)</u> ・<u>入山規制範囲外への避難</u> <u>(居住者等)</u> ・<u>情報収集</u> ・<u>避難手順の確認</u></td> </tr> <tr> <td>警報 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまで</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td><u>火口から概ね1.5km以内の立入禁止</u> ・<u>塚原東野地区東部は避難</u> ・<u>大分自動車道湯布院ICから日出JCT間及び東九州自動車道速見ICから別府IC間(日出JCT経由)は通行止め</u> ・<u>範囲内の県道616号は通行止め</u> ・<u>範囲内の鶴見岳及び伽藍岳への登山道立入禁止</u></td> <td>※噴火警戒レベル2と同様</td> </tr> </tbody> </table>					種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	必要な防災対応	<u>登山者・居住者等</u> に求める行動	予報 噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	状況に応じて火口内への立ち入り規制等	<u>(登山者)</u> ・ <u>情報収集</u> <u>(居住者等)</u> ・ <u>防災訓練への参加</u> ・ <u>情報収集</u>	警報 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	<u>火口から概ね1km以内の立入禁止</u> ・ <u>塚原温泉は避難</u> ・ <u>別府ロープウェイは運行停止、山上駅は避難</u> ・ <u>範囲内の県道616号は通行止め</u> ・ <u>範囲内の鶴見岳及び伽藍岳への登山道立入禁止</u>	<u>(登山者)</u> ・ <u>入山規制範囲外への避難</u> <u>(居住者等)</u> ・ <u>情報収集</u> ・ <u>避難手順の確認</u>	警報 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	<u>火口から概ね1.5km以内の立入禁止</u> ・ <u>塚原東野地区東部は避難</u> ・ <u>大分自動車道湯布院ICから日出JCT間及び東九州自動車道速見ICから別府IC間(日出JCT経由)は通行止め</u> ・ <u>範囲内の県道616号は通行止め</u> ・ <u>範囲内の鶴見岳及び伽藍岳への登山道立入禁止</u>	※噴火警戒レベル2と同様	<p>* 住民を追加</p> <p>* 噴火警戒レベル4, 5を追加するとともに、気象庁のリーフレットに合わせて色づけ。</p> <p>噴火警戒レベル4, 5の内容については、現行の大分県地域防災計画(鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会意見聴取済)を参考に加筆。</p> <p>* 過去の計画、九重山火山避難計画では、「居住者等」と定義されていたが、前段の1.2「基本方針」に示されている定義に合わせて「住民等」に統一(表の項目の色づけについて、変更。他の表にも反映。内容の変更をしていないものは略)</p> <p>* 表現の訂正(噴火警戒レベル3の通行止め対象区間の整合)</p>
種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	必要な防災対応	<u>住民・登山者等</u> に求める行動																																																								
予報 噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	状況に応じて火口内への立ち入り規制等	<u>(住民等)</u> ・ <u>防災訓練への参加</u> ・ <u>情報収集</u> <u>(登山者等)</u> ・ <u>情報収集</u>																																																								
警報 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	<u>火口から概ね1km以内の立入禁止</u> <u>(鶴見岳)</u> ・ <u>別府ロープウェイは運行停止、山上駅は避難</u> ・ <u>範囲内の鶴見岳への登山道立入禁止</u> <u>(伽藍岳)</u> ・ <u>塚原温泉は避難</u> ・ <u>範囲内の県道616号は通行止め</u> ・ <u>範囲内の伽藍岳への登山道立入禁止</u>	<u>(住民等)</u> ・ <u>情報収集</u> ・ <u>避難手順の確認</u> <u>(登山者等)</u> ・ <u>入山規制範囲外への避難</u>																																																								
警報 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	<u>火口から概ね1.5km以内の立入禁止</u> <u>(鶴見岳)</u> ・ <u>範囲内の鶴見岳への登山道立入禁止</u> <u>(伽藍岳)</u> ・ <u>塚原東野地区東部は避難</u> ・ <u>大分自動車道湯布院ICから日出JCT間及び東九州自動車道速見ICから別府IC間(日出JCT経由)は通行止め</u> ・ <u>範囲内の県道616号は通行止め</u>	※噴火警戒レベル2と同様																																																								
特別警報 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル4 (高齢者等避難)	<u>警戒が必要な居住地域での避難準備。要配慮者は避難等</u> ・ <u>範囲内の県道は駐停車禁止</u>	<u>(住民等)</u> ・ <u>避難の準備</u> <u>(登山者等)</u> ・ <u>既に下山済。まだ山にいる場合、早急に下山もしくは救助要請を行う。</u>																																																								
特別警報 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	<u>火山活動の状況に応じて、「一次避難区域」、「二次避難区域」及び「三次避難区域」(※)により避難</u>	<u>(住民等)</u> ・ <u>避難</u> <u>(登山者等)</u> ・ <u>既に下山済。まだ山にいる場合、早急に下山もしくは救助要請を行う。</u>																																																								
種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	必要な防災対応	<u>登山者・居住者等</u> に求める行動																																																								
予報 噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	状況に応じて火口内への立ち入り規制等	<u>(登山者)</u> ・ <u>情報収集</u> <u>(居住者等)</u> ・ <u>防災訓練への参加</u> ・ <u>情報収集</u>																																																								
警報 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	<u>火口から概ね1km以内の立入禁止</u> ・ <u>塚原温泉は避難</u> ・ <u>別府ロープウェイは運行停止、山上駅は避難</u> ・ <u>範囲内の県道616号は通行止め</u> ・ <u>範囲内の鶴見岳及び伽藍岳への登山道立入禁止</u>	<u>(登山者)</u> ・ <u>入山規制範囲外への避難</u> <u>(居住者等)</u> ・ <u>情報収集</u> ・ <u>避難手順の確認</u>																																																								
警報 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	<u>火口から概ね1.5km以内の立入禁止</u> ・ <u>塚原東野地区東部は避難</u> ・ <u>大分自動車道湯布院ICから日出JCT間及び東九州自動車道速見ICから別府IC間(日出JCT経由)は通行止め</u> ・ <u>範囲内の県道616号は通行止め</u> ・ <u>範囲内の鶴見岳及び伽藍岳への登山道立入禁止</u>	※噴火警戒レベル2と同様																																																								
<p>※ 「一次避難区域」「二次避難区域」「三次避難区域」については、5.7(2)を参照。</p>																																																												

新	旧	備考																																		
<p>5. 2情報の伝達</p> <p>(1) 噴火警戒レベル等の伝達</p> <p>福岡管区気象台から「臨時の解説情報」や噴火速報、噴火警報等が発表された場合、以下の「噴火警報・予報等の情報伝達系統図」により迅速かつ確に伝達し、<u>住民、登山者等</u>、<u>関係機関</u>に周知するものとする。</p> <p>5. 3噴火警戒レベル1の場合</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 各登山口での注意喚起</p> <p>各市町は・・・(略)・・・求めるなどにより、登山者<u> </u>等に対し、・・・を行う。</p>	<p>5. 2情報の伝達</p> <p>(1) 噴火警戒レベル等の伝達</p> <p>福岡管区気象台から「臨時の解説情報」や噴火速報、噴火警報等が発表された場合、以下の「噴火警報・予報等の情報伝達系統図」により迅速かつ確に伝達し、<u>地域住民、登山者</u>、<u>観光客</u>及び<u>関係機関</u>に周知するものとする。</p> <p>5. 3噴火警戒レベル1の場合</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 各登山口での注意喚起</p> <p>各市町は・・・(略)・・・求めるなどにより、登山者・<u>観光客</u>等に対し、・・・を行う。</p>																																			
<p style="text-align: center;">図 5-2 鶴見岳・伽藍岳看板設置</p> 	<p style="text-align: center;">(追加)</p>	<p>*看板のイメージ追加</p>																																		
<p>5. 4噴火警戒レベル2の場合</p> <p>(1) 各構成機関の体制</p> <p>噴火警戒レベル2（火口周辺規制）が発表された場合、県および各市町では次の体制をとる。</p> <p style="text-align: center;">表 5-4 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）が発表された場合の体制</p> <table border="1" data-bbox="134 1252 1008 1380"> <thead> <tr> <th rowspan="2">噴火警戒レベル</th> <th colspan="5">体制</th> </tr> <tr> <th>大分県</th> <th>別府市</th> <th>宇佐市</th> <th>由布市</th> <th>日出町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル2 火口周辺規制</td> <td>【災害対策連絡室】</td> <td>【災害警戒本部】</td> <td>【災害対策連絡室】</td> <td>【災害対策警戒本部】</td> <td>【災害対策連絡室】</td> </tr> </tbody> </table> <p>協議会の構成機関は、火山活動の状況、火口周辺規制の範囲について確認する。また、噴火した場合や噴火警戒レベル3に引き上げられる場合に備え、入山規制や登山者等の避難、救助活動などの防災</p>	噴火警戒レベル	体制					大分県	別府市	宇佐市	由布市	日出町	レベル2 火口周辺規制	【災害対策連絡室】	【災害警戒本部】	【災害対策連絡室】	【災害対策警戒本部】	【災害対策連絡室】	<p>5. 4噴火警戒レベル2の場合</p> <p>(1) 各構成機関の体制</p> <p>噴火警戒レベル2（火口周辺規制）が発表された場合、県および各市町では次の体制をとる。</p> <p style="text-align: center;">表 5-4 噴火警戒レベル2 <u> </u> が発表された場合の体制</p> <table border="1" data-bbox="1030 1252 1904 1380"> <thead> <tr> <th rowspan="2">噴火警戒レベル</th> <th colspan="5">体制</th> </tr> <tr> <th>大分県</th> <th>別府市</th> <th>宇佐市</th> <th>由布市</th> <th>日出町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル2 火口周辺規制</td> <td>【災害対策連絡室】</td> <td>【災害警戒本部】</td> <td>【災害対策連絡室】</td> <td>【災害対策警戒本部】</td> <td>【災害対策連絡室】</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル	体制					大分県	別府市	宇佐市	由布市	日出町	レベル2 火口周辺規制	【災害対策連絡室】	【災害警戒本部】	【災害対策連絡室】	【災害対策警戒本部】	【災害対策連絡室】	<p>*噴火警戒レベル2の場合の対応を追加</p>
噴火警戒レベル		体制																																		
	大分県	別府市	宇佐市	由布市	日出町																															
レベル2 火口周辺規制	【災害対策連絡室】	【災害警戒本部】	【災害対策連絡室】	【災害対策警戒本部】	【災害対策連絡室】																															
噴火警戒レベル	体制																																			
	大分県	別府市	宇佐市	由布市	日出町																															
レベル2 火口周辺規制	【災害対策連絡室】	【災害警戒本部】	【災害対策連絡室】	【災害対策警戒本部】	【災害対策連絡室】																															

新				旧				備考																																				
<p><u>対応について協議する。</u></p> <p>(2) 火口周辺の規制</p> <p style="text-align: center;">表 5-6 噴火警戒レベル2 (火口周辺規制) の規制内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規制箇所</th> <th>鶴見岳</th> <th>伽藍岳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設～登山口</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>—</td> <td>防災対応：看板設置 ・<u>県道 616 号北側の国道 500 号との交差点及び猪ノ瀬戸交差点に通行止看板設置 (別府土木事務所)</u></td> </tr> </tbody> </table>				規制箇所	鶴見岳	伽藍岳	施設～登山口	(略)		道路	—	防災対応：看板設置 ・ <u>県道 616 号北側の国道 500 号との交差点及び猪ノ瀬戸交差点に通行止看板設置 (別府土木事務所)</u>	<p>(2) 火口周辺の規制</p> <p style="text-align: center;">表 5-6 噴火警戒レベル2 (火口周辺規制) の規制内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規制箇所</th> <th>鶴見岳</th> <th>伽藍岳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設～登山口</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>防災対応：看板設置 ・<u>県道 616 号線北側の国道 500 号との交差点及び猪ノ瀬戸交差点に通行止看板設置 (別府土木事務所)</u></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				規制箇所	鶴見岳	伽藍岳	施設～登山口	(略)		道路	防災対応：看板設置 ・ <u>県道 616 号線北側の国道 500 号との交差点及び猪ノ瀬戸交差点に通行止看板設置 (別府土木事務所)</u>	—	* 規制内容の修正																		
規制箇所	鶴見岳	伽藍岳																																										
施設～登山口	(略)																																											
道路	—	防災対応：看板設置 ・ <u>県道 616 号北側の国道 500 号との交差点及び猪ノ瀬戸交差点に通行止看板設置 (別府土木事務所)</u>																																										
規制箇所	鶴見岳	伽藍岳																																										
施設～登山口	(略)																																											
道路	防災対応：看板設置 ・ <u>県道 616 号線北側の国道 500 号との交差点及び猪ノ瀬戸交差点に通行止看板設置 (別府土木事務所)</u>	—																																										
<p>(3) 登山者への対応</p> <p>各市町及び県は、レベル2引き上げ時には、<u>防災行政無線、緊急速報メール、県民安全・安心メール、おおい防災アプリ、インターネット</u>等を活用し、登山者等に対し規制区域から避難の呼びかけを行う。また、協力機関へ周知協力の依頼を行う。</p> <p>規制区域内にいる登山者等は、巻末資料1) 想定火口から噴火が発生した場合の避難ルートに従い、避難 (下山) をするものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 5-7 噴火警戒レベル2 (火口周辺規制) の登山者等への防災対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>対応</th> <th>方法</th> <th>対象</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td rowspan="2">警戒・広報</td> <td>・県防災行政無線一斉ファックス</td> <td>・市町</td> <td>・外国人等を含む要配慮者、帰宅困難者等にも配慮する。 ・災害発生中、後においても、同様の措置により市町に対策を促す。</td> </tr> <tr> <td>・関係部局、報道機関、<u>緊急速報メール</u>、県民安全・安心メール、<u>おおい防災アプリ</u>、インターネット (HP 等) での広報</td> <td>・県民</td> <td>・噴火警報 (火口周辺) の通報又は自ら知ったときは、直ちに市町に通知する。</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>避難の呼びかけ</td> <td>・市町村防災行政無線 ・防災情報提供メール (<u>緊急速報メール</u>、県民安全・安心メール <u>及びおおい防災アプリ</u> を含む) ・広報車 ・インターネット (HP 等)</td> <td>・住民 ・登山者 ・観光客等</td> <td>・外国人等を含む要配慮者にも配慮する。 ・災害発生中、後においても、同様の措置により対策を呼びかける。 ・噴火警報 (火口周辺) の通報又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により住民へ周知する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他必要と判断される場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について施設等と連携し対応する。また、利用者等の避難に必要な車両等の確保を行う。 ・県は、避難促進施設や登山口等に出動する車両やヘリコプター等の手配をする。 ・観光事業者、観光関係団体等は、身の安全を確保しつつ、各市町の情報をもとに登山者等の避難誘導にあたる。 				機関	対応	方法	対象	備考	県	警戒・広報	・県防災行政無線一斉ファックス	・市町	・外国人等を含む要配慮者、帰宅困難者等にも配慮する。 ・災害発生中、後においても、同様の措置により市町に対策を促す。	・関係部局、報道機関、 <u>緊急速報メール</u> 、県民安全・安心メール、 <u>おおい防災アプリ</u> 、インターネット (HP 等) での広報	・県民	・噴火警報 (火口周辺) の通報又は自ら知ったときは、直ちに市町に通知する。	市町	避難の呼びかけ	・市町村防災行政無線 ・防災情報提供メール (<u>緊急速報メール</u> 、県民安全・安心メール <u>及びおおい防災アプリ</u> を含む) ・広報車 ・インターネット (HP 等)	・住民 ・登山者 ・観光客等	・外国人等を含む要配慮者にも配慮する。 ・災害発生中、後においても、同様の措置により対策を呼びかける。 ・噴火警報 (火口周辺) の通報又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により住民へ周知する。	<p>(3) 登山者への対応</p> <p>各市町及び県は、レベル2引き上げ時には、<u>防災ヘリや県民安全・安心メール</u>等を活用し、登山者等に対し規制区域から避難の呼びかけを行う。また、協力機関へ周知協力の依頼を行う。</p> <p>規制区域内にいる登山者等は、巻末資料1) 想定火口から噴火が発生した場合の避難ルートに従い、避難 (下山) をするものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 5-7 噴火警戒レベル2 _____ の登山者等への防災対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>対応</th> <th>方法</th> <th>対象</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td rowspan="2">警戒・広報</td> <td>・県防災行政無線一斉ファックス</td> <td>・市町</td> <td>・外国人等を含む要配慮者、帰宅困難者等にも配慮する。 ・災害発生中、後においても、同様の措置により市町に対策を促す。</td> </tr> <tr> <td>・関係部局、報道機関、<u>_____</u> <u>_____</u>インターネット (HP 等) での広報</td> <td>・県民</td> <td>・噴火警報 (火口周辺) の通報又は自ら知ったときは、直ちに市町に通知する。</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>避難の呼びかけ</td> <td>・市町村防災行政無線 ・防災情報提供メール (<u>_____</u> 県民安全・安心メール <u>_____</u> を含む) ・広報車 ・インターネット (HP 等)</td> <td>・住民 ・登山者 ・観光客等</td> <td>・外国人等を含む要配慮者にも配慮する。 ・災害発生中、後においても、同様の措置により対策を呼びかける。 ・噴火警報 (火口周辺) の通報又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により住民へ周知する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他必要と判断される場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について施設等と連携し対応する。また、利用者等の避難に必要な車両等の確保を行う。 ・県は、避難促進施設や登山口等に出動する車両やヘリコプター等の手配をする。 ・観光事業者、観光関係団体等は、身の安全を確保しつつ、各市町の情報をもとに登山者等の避難誘導にあたる。 				機関	対応	方法	対象	備考	県	警戒・広報	・県防災行政無線一斉ファックス	・市町	・外国人等を含む要配慮者、帰宅困難者等にも配慮する。 ・災害発生中、後においても、同様の措置により市町に対策を促す。	・関係部局、報道機関、 <u>_____</u> <u>_____</u> インターネット (HP 等) での広報	・県民	・噴火警報 (火口周辺) の通報又は自ら知ったときは、直ちに市町に通知する。	市町	避難の呼びかけ	・市町村防災行政無線 ・防災情報提供メール (<u>_____</u> 県民安全・安心メール <u>_____</u> を含む) ・広報車 ・インターネット (HP 等)	・住民 ・登山者 ・観光客等	・外国人等を含む要配慮者にも配慮する。 ・災害発生中、後においても、同様の措置により対策を呼びかける。 ・噴火警報 (火口周辺) の通報又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により住民へ周知する。	* 4. 1 (3) に合わせた表現に修正
機関	対応	方法	対象	備考																																								
県	警戒・広報	・県防災行政無線一斉ファックス	・市町	・外国人等を含む要配慮者、帰宅困難者等にも配慮する。 ・災害発生中、後においても、同様の措置により市町に対策を促す。																																								
		・関係部局、報道機関、 <u>緊急速報メール</u> 、県民安全・安心メール、 <u>おおい防災アプリ</u> 、インターネット (HP 等) での広報	・県民	・噴火警報 (火口周辺) の通報又は自ら知ったときは、直ちに市町に通知する。																																								
市町	避難の呼びかけ	・市町村防災行政無線 ・防災情報提供メール (<u>緊急速報メール</u> 、県民安全・安心メール <u>及びおおい防災アプリ</u> を含む) ・広報車 ・インターネット (HP 等)	・住民 ・登山者 ・観光客等	・外国人等を含む要配慮者にも配慮する。 ・災害発生中、後においても、同様の措置により対策を呼びかける。 ・噴火警報 (火口周辺) の通報又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により住民へ周知する。																																								
機関	対応	方法	対象	備考																																								
県	警戒・広報	・県防災行政無線一斉ファックス	・市町	・外国人等を含む要配慮者、帰宅困難者等にも配慮する。 ・災害発生中、後においても、同様の措置により市町に対策を促す。																																								
		・関係部局、報道機関、 <u>_____</u> <u>_____</u> インターネット (HP 等) での広報	・県民	・噴火警報 (火口周辺) の通報又は自ら知ったときは、直ちに市町に通知する。																																								
市町	避難の呼びかけ	・市町村防災行政無線 ・防災情報提供メール (<u>_____</u> 県民安全・安心メール <u>_____</u> を含む) ・広報車 ・インターネット (HP 等)	・住民 ・登山者 ・観光客等	・外国人等を含む要配慮者にも配慮する。 ・災害発生中、後においても、同様の措置により対策を呼びかける。 ・噴火警報 (火口周辺) の通報又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により住民へ周知する。																																								

新						旧						備考																																		
<p>・警察、消防等は、登山者等の避難誘導にあたる。</p>						<p>・警察、消防等は、登山者等の避難誘導にあたる。</p>																																								
<p>5. 5噴火警戒レベル3の場合 (1) 各構成機関の体制 噴火警戒レベル3（入山規制）が発表された場合、県および各市町では次の体制をとる。</p> <p style="text-align: center;">表 5-10 噴火警戒レベル3（入山規制）が発表された場合の体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">噴火警戒レベル</th> <th colspan="5">体制</th> </tr> <tr> <th>大分県</th> <th>別府市</th> <th>宇佐市</th> <th>由布市</th> <th>日出町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: yellow;">レベル3 入山規制</td> <td>【災害対策連絡室】</td> <td>【災害警戒本部】</td> <td>【災害対策連絡室】</td> <td>【災害対策警戒本部】</td> <td>【災害対策連絡室】</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; font-size: small;">協議会の構成機関は、火山活動の状況、入山規制の範囲について確認する。また、噴火した場合に備え、避難誘導體制等の入山規制や登山者等の避難・救助活動について協議する。さらに、噴火警戒レベル4に引き上げられる場合に備え、防災体制（設置場所含む）や、広域避難に関する避難対象区域、避難経路、避難所の確認等の防災対応について協議する。</p>						噴火警戒レベル	体制						大分県	別府市	宇佐市	由布市	日出町	レベル3 入山規制	【災害対策連絡室】	【災害警戒本部】	【災害対策連絡室】	【災害対策警戒本部】	【災害対策連絡室】	<p>5. 5噴火警戒レベル3の場合 (1) 各構成機関の体制 噴火警戒レベル3（入山規制）が発表された場合、県および各市町では次の体制をとる。</p> <p style="text-align: center;">表 5-10 噴火警戒レベル3（入山規制）が発表された場合の体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">噴火警戒レベル</th> <th colspan="5">体制</th> </tr> <tr> <th>大分県</th> <th>別府市</th> <th>宇佐市</th> <th>由布市</th> <th>日出町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: yellow;">レベル3 入山規制</td> <td>【災害対策連絡室】</td> <td>【災害警戒本部】</td> <td>【災害対策連絡室】</td> <td>【災害対策警戒本部】</td> <td>【災害対策連絡室】</td> </tr> </tbody> </table>						噴火警戒レベル	体制					大分県	別府市	宇佐市	由布市	日出町	レベル3 入山規制	【災害対策連絡室】	【災害警戒本部】	【災害対策連絡室】	【災害対策警戒本部】	【災害対策連絡室】
噴火警戒レベル	体制																																													
	大分県	別府市	宇佐市	由布市	日出町																																									
レベル3 入山規制	【災害対策連絡室】	【災害警戒本部】	【災害対策連絡室】	【災害対策警戒本部】	【災害対策連絡室】																																									
噴火警戒レベル	体制																																													
	大分県	別府市	宇佐市	由布市	日出町																																									
レベル3 入山規制	【災害対策連絡室】	【災害警戒本部】	【災害対策連絡室】	【災害対策警戒本部】	【災害対策連絡室】																																									
<p>(2) 入山規制</p> <p style="text-align: center;">表 5-11 噴火警戒レベル3（入山規制）の防災対応</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別及び名称</th> <th rowspan="2">対象範囲</th> <th rowspan="2">レベル(キーワード)</th> <th colspan="2">必要な防災対応</th> </tr> <tr> <th>鶴見岳</th> <th>伽藍岳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警報 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまで</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td style="color: red;">火口から概ね1.5km以内の立入禁止 ・ 範囲内の鶴見岳への登山道立入禁止</td> <td style="color: red;">火口から概ね1.5km以内の立入禁止 ・ 塚原東野地区東部は避難 ・ 大分自動車道湯布院ICから日出JCT間及び東九州自動車道速見ICから別府IC間（日出JCT経由）は通行止め ・ 範囲内の県道616号は通行止め ・ 範囲内の伽藍岳への登山道立入禁止</td> </tr> </tbody> </table>						種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	必要な防災対応		鶴見岳	伽藍岳	警報 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	火口から概ね1.5km以内の立入禁止 ・ 範囲内の鶴見岳への登山道立入禁止	火口から概ね1.5km以内の立入禁止 ・ 塚原東野地区東部は避難 ・ 大分自動車道湯布院ICから日出JCT間及び東九州自動車道速見ICから別府IC間（日出JCT経由）は通行止め ・ 範囲内の県道616号は通行止め ・ 範囲内の伽藍岳への登山道立入禁止	<p>(2) 入山規制</p> <p style="text-align: center;">表 5-11 噴火警戒レベル3（入山規制）の防災対応</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別及び名称</th> <th rowspan="2">対象範囲</th> <th rowspan="2">レベル(キーワード)</th> <th>必要な防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警報 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまで</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>火口から概ね1.5km以内の立入禁止 ・ 塚原東野地区東部は避難 ・ 大分自動車道湯布院ICから日出JCT間及び東九州自動車道日出JCTから別府IC間は通行止め ・ 範囲内の県道616号は通行止め ・ 範囲内の鶴見岳及び伽藍岳への登山道立入禁止</td> </tr> </tbody> </table>						種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	必要な防災対応	警報 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	火口から概ね1.5km以内の立入禁止 ・ 塚原東野地区東部は避難 ・ 大分自動車道湯布院ICから日出JCT間及び東九州自動車道日出JCTから別府IC間は通行止め ・ 範囲内の県道616号は通行止め ・ 範囲内の鶴見岳及び伽藍岳への登山道立入禁止															
種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	必要な防災対応																																											
			鶴見岳	伽藍岳																																										
警報 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	火口から概ね1.5km以内の立入禁止 ・ 範囲内の鶴見岳への登山道立入禁止	火口から概ね1.5km以内の立入禁止 ・ 塚原東野地区東部は避難 ・ 大分自動車道湯布院ICから日出JCT間及び東九州自動車道速見ICから別府IC間（日出JCT経由）は通行止め ・ 範囲内の県道616号は通行止め ・ 範囲内の伽藍岳への登山道立入禁止																																										
種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	必要な防災対応																																											
			警報 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	火口から概ね1.5km以内の立入禁止 ・ 塚原東野地区東部は避難 ・ 大分自動車道湯布院ICから日出JCT間及び東九州自動車道日出JCTから別府IC間は通行止め ・ 範囲内の県道616号は通行止め ・ 範囲内の鶴見岳及び伽藍岳への登山道立入禁止																																								
												<p>* 噴火警戒レベル3の場合の対応を追加</p> <p>* 鶴見岳、伽藍岳の書き分け</p>																																		

新		旧		備考
表 5-12 噴火警戒レベル3（入山規制）の規制内容		表 5-12 噴火警戒レベル3（入山規制）の規制内容		* 表現の訂正
	鶴見岳		伽藍岳	
施設	防災対応：注意喚起 別府ロープウェイ高原駅 別府ロープウェイは運行停止 （避難放送、避難誘導等）	防災対応：避難 ・ <u>塚原東野地区東部</u> ・へびん湯、鍋山の湯 消防機関は、安全が確認できる地域（火口から概ね1.5km圏外）から、実施可能な範囲で、避難を促す方法をとる。（噴火警戒レベル3の情報発表から40分程度を想定）	防災対応：避難 塚原東野地区東部 注意喚起 別府ロープウェイ高原駅 別府ロープウェイは運行停止 （避難放送、避難誘導等）	
登山道～登山口	(略)	(略)	(略)	
道路	(略)	防災対応：通行止め ・ <u>大分自動車道湯布院ICから日出JCT間及び東九州自動車道速見ICから別府IC間（日出JCT経由）は通行止め</u> ・ <u>範囲内の県道616号</u>	防災対応：通行止め ・ <u>大分自動車道湯布院ICから日出JCT間及び東九州自動車道日出JCTから別府IC間は通行止め</u> ・ <u>範囲内の国道616号</u>	* 表現の訂正
(3) 登山者等への防災対応 イ 登山者への対応 県及び各市町は、 <u>防災行政無線、緊急速報メール、県民安全・安心メール、おおい防災アプリ、インターネット等</u> を活用し、登山者等に対し規制区域から避難の呼びかけを行う。また、協力機関へ周知協力の依頼を行う（対応方法等は噴火警戒レベル2の登山者等への対応と同様）。 規制区域内にいる登山者等は、巻末資料1）想定火口から噴火が発生した場合の避難ルートに従い、避難（下山）をするものとする。		(3) 登山者等への防災対応 イ 登山者への対応 県及び各市町は、 <u>防災ヘリや県民安全・安心メール</u> 等を活用し、登山者等に対し規制区域から避難の呼びかけを行う。また、協力機関へ周知協力の依頼を行う（対応方法等は噴火警戒レベル2の登山者等への対応と同様）。 規制区域内にいる登山者等は、巻末資料1）想定火口から噴火が発生した場合の避難ルートに従い、避難（下山）をするものとする。		* 4.1(3)に合わせた表現に修正
<u>(4) 早期避難の対応</u> 関係市町は、 <u>火山活動の状況に応じて発表される噴火警戒レベルに対応し、火山災害から登山者等の安全を確保する必要がある場合には、隣接市町と連携し、入山規制又は災害対策基本法第60条の規定による避難の指示等、もしくは同法第63条の規定による警戒区域の設定（「入山規制等」）を行い、危険な区域への登山者等の立ち入りを制限させる。また、住民への広報、避難所の開設等、避難に係る対応を行う。</u>		<u>(追加)</u>		* 現行の大分県地域防災計画の内容を踏まえ、災害対策基本に基づき対応を行う可能性がある旨、加筆

新		旧		備考																																		
<p>5. 6 噴火警戒レベル4の場合</p> <p>(1) 各構成機関の体制</p> <p>噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表された場合、県及び各市町では次の体制をとる。</p> <p>表5-15 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表された場合の体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>噴火警戒レベル</th> <th colspan="5">体制</th> </tr> <tr> <th></th> <th>大分県</th> <th>別府市</th> <th>宇佐市</th> <th>由布市</th> <th>日出町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル4 高齢者等避難</td> <td>【災害警戒本部】</td> <td>【災害対策本部】(*)</td> <td>【災害警戒本部】</td> <td>【災害対策本部】</td> <td>【災害警戒本部】</td> </tr> </tbody> </table> <p>*別府市の災害対策本部の移設については、災害状況等を勘案し災害対策本部長が決定</p> <p>協議会の構成機関は、防災体制をとり、国、県、市町、火山専門家等の関係者で構成される合同会議等で緊密に連携を図り、情報収集・情報の共有体制を強化するとともに、担当する防災対応にあたる。また、噴火警戒レベルが5に引き上げられる場合や噴火した場合に備え、防災体制（設置場所含む）や、広域避難に関する避難対象区域、避難経路、避難所の確認、避難誘導体制等の防災対応について協議する。</p> <p>(2) 高齢者等避難・規制</p> <p>噴火警戒レベル4（高齢者等避難）での防災対応は下記のとおりとする。</p> <p>表5-16 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の防災対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報の種別及び名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル（キーワード）</th> <th>必要な防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報 噴火警報 （居住地域） 又は 噴火警報</td> <td>居住地域及び それより火口側</td> <td>レベル4 （高齢者等避難）</td> <td>・警戒が必要な居住地域での避難準備 ・要配慮者は避難行動</td> </tr> </tbody> </table> <p>表5-17 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の規制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>鶴見岳</th> <th>伽藍岳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域</td> <td>防災対応：高齢者等避難 別府市 東山地区、南立石地区、陸上自衛隊別府駐屯地、鶴見地区、大平山地区、緑丘地区、西地区、野口原、青山地区、境川地区の一部、野口地区、朝日地区の一部、春木川地区の一部、石垣地区の一部 由布市 塚原下組地区、塚原中釣地区、塚原中の原地区、塚原東野地区、塚原温泉</td> <td>防災対応：高齢者等避難 別府市 朝日地区、大平山地区、鶴見地区、陸上自衛隊別府駐屯地、南立石地区の一部、緑丘地区、春木川地区の一部、上人地区の一部 由布市 塚原本村地区、塚原難戸地区 宇佐市 安心院町萱籠、安心院町南畑、安心院町東椎屋</td> </tr> <tr> <td>登山道</td> <td>防災対応：入山規制 範囲内のすべての登山道</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>		噴火警戒レベル	体制						大分県	別府市	宇佐市	由布市	日出町	レベル4 高齢者等避難	【災害警戒本部】	【災害対策本部】(*)	【災害警戒本部】	【災害対策本部】	【災害警戒本部】	警報の種別及び名称	対象範囲	レベル（キーワード）	必要な防災対応	特別警報 噴火警報 （居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル4 （高齢者等避難）	・警戒が必要な居住地域での避難準備 ・要配慮者は避難行動		鶴見岳	伽藍岳	地域	防災対応：高齢者等避難 別府市 東山地区、南立石地区、陸上自衛隊別府駐屯地、鶴見地区、大平山地区、緑丘地区、西地区、野口原、青山地区、境川地区の一部、野口地区、朝日地区の一部、春木川地区の一部、石垣地区の一部 由布市 塚原下組地区、塚原中釣地区、塚原中の原地区、塚原東野地区、塚原温泉	防災対応：高齢者等避難 別府市 朝日地区、大平山地区、鶴見地区、陸上自衛隊別府駐屯地、南立石地区の一部、緑丘地区、春木川地区の一部、上人地区の一部 由布市 塚原本村地区、塚原難戸地区 宇佐市 安心院町萱籠、安心院町南畑、安心院町東椎屋	登山道	防災対応：入山規制 範囲内のすべての登山道	同左		<p>*災害対策本部の移設について、別府市地域防災計画より転記</p> <p>*噴火警戒レベル4のキーワード変更</p> <p>*噴火警戒レベル4の場合の対応を追加</p> <p>*噴火警戒レベル4になったら、原則として、噴火警戒レベル5の3次区域を対象に高齢者等避難を発令</p>
噴火警戒レベル	体制																																					
	大分県	別府市	宇佐市	由布市	日出町																																	
レベル4 高齢者等避難	【災害警戒本部】	【災害対策本部】(*)	【災害警戒本部】	【災害対策本部】	【災害警戒本部】																																	
警報の種別及び名称	対象範囲	レベル（キーワード）	必要な防災対応																																			
特別警報 噴火警報 （居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル4 （高齢者等避難）	・警戒が必要な居住地域での避難準備 ・要配慮者は避難行動																																			
	鶴見岳	伽藍岳																																				
地域	防災対応：高齢者等避難 別府市 東山地区、南立石地区、陸上自衛隊別府駐屯地、鶴見地区、大平山地区、緑丘地区、西地区、野口原、青山地区、境川地区の一部、野口地区、朝日地区の一部、春木川地区の一部、石垣地区の一部 由布市 塚原下組地区、塚原中釣地区、塚原中の原地区、塚原東野地区、塚原温泉	防災対応：高齢者等避難 別府市 朝日地区、大平山地区、鶴見地区、陸上自衛隊別府駐屯地、南立石地区の一部、緑丘地区、春木川地区の一部、上人地区の一部 由布市 塚原本村地区、塚原難戸地区 宇佐市 安心院町萱籠、安心院町南畑、安心院町東椎屋																																				
登山道	防災対応：入山規制 範囲内のすべての登山道	同左																																				

新		旧	備考						
	※噴火警戒レベル3の対応と同様。								
登山口	<p>防災対応：閉鎖（入山禁止の情報伝達）</p> <p>※看板設置等の、現地で行う対応は困難であるので、緊急速報メール、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ等による情報伝達により入山しないよう措置する。</p>	同左							
道路	範囲内の県道は駐停車禁止。	<p>範囲内の県道は駐停車禁止。</p> <p>※噴火警戒レベル3の対応と同様。</p>							
<p>(3) 住民等への防災対応</p> <p>イ 宿泊施設等への避難情報の呼びかけ</p> <p>各市町は、警戒が必要な範囲にいる者に対し、高齢者等避難を発令するとともに防災行政無線、緊急速報メール、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット、広報車等により、避難準備や要配慮者の避難を呼びかける（避難行動要支援者の避難については、「8.4 避難行動要支援者の避難」を参照）。</p> <p>また、各市町は、これらの避難に対応するため、必要に応じて避難所を開設する。各市町等の避難所については、表8-4及び表8-5を参照（詳細については、「8 広域避難」を参照）。</p> <p>ロ 住民への対応</p> <p>各市町は、注意が必要な居住地域に対し、防災行政無線等により注意喚起を行う。</p> <p>特に、特別警報に位置付けられる噴火警報（居住地域）について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により住民へ周知する。</p> <p>ハ 通行規制</p> <p>大分県警察本部は、範囲内の県道は駐停車禁止とし、規制看板を現地に設置する。</p> <p style="text-align: center;">表5-18 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の通行規制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">通行規制</th> <th style="text-align: left;">規制方法</th> <th style="text-align: left;">担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>範囲内の県道</td> <td>看板設置（駐停車禁止）</td> <td>大分県警察本部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 避難促進施設の避難支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者が利用する避難促進施設は、避難確保計画等を活用する等して、各市町の避難準備情報の発表等にしたいがい、避難誘導を実施する。 ・各市町は、要配慮者が利用する避難促進施設から依頼があった場合、受入先の確保・調整、要配慮者の搬送手段の手配などを行う。なお、あらかじめ輸送機関等と、搬送手段の確保等に関する協定の締結等を行うことが望ましい。 ・県は、要配慮者が利用する避難促進施設の避難に際して、各市町から要請があった場合、受入先の確保・調整や搬送手段の手配などの支援を行う。なお、あらかじめ輸送機関等と、搬送手段の確保等に関する協定の締結等を行うことが望ましい。 ・現状では、避難促進施設は指定されていないが、今後、指定や周知の方法等について検討を進める必要がある。 				通行規制	規制方法	担当機関	範囲内の県道	看板設置（駐停車禁止）	大分県警察本部
通行規制	規制方法	担当機関							
範囲内の県道	看板設置（駐停車禁止）	大分県警察本部							

新		旧		備考																									
<p>5. 7噴火警戒レベル5の場合 (1) 各構成機関の体制 噴火警戒レベル5（避難）が発表された場合、県及び各市町は次の体制をとる。</p> <p>表5-19 噴火警戒レベル5（避難）が発表された場合の体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>噴火警戒レベル</th> <th>体制</th> <th>別府市</th> <th>宇佐市</th> <th>由布市</th> <th>日出町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5 避難</td> <td>【災害対策本部】</td> <td>【災害対策本部】(※)</td> <td>【災害対策本部】</td> <td>【災害対策本部】</td> <td>【災害対策本部】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※別府市の災害対策本部の移設については、災害状況等を勘案し災害対策本部長が決定</p> <p>協議会の構成機関は、防災体制をとり、国、県、市町、火山専門家等の関係者で構成される合同会議等で緊密に連携を図り、情報収集・情報の共有体制を強化し、避難等の防災対応にあたる。また、火山ハザードマップ等の想定を超える噴火が発生した場合や影響範囲の拡大に備え、防災体制（設置場所含む）や、広域避難に関する避難対象区域の拡大、避難経路、避難所の確認、避難誘導体制等の防災対応について検討する。</p> <p>(2) 避難・規制 噴火警戒レベル5（避難）での防災対応は下記のとおりとする。 なお、火山活動の状況に応じ、次の段階に分け、それぞれの段階に応じて対応等を整理する。 (一次避難区域) 2 km以内の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫 (二次避難区域) 3 km以内の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫 (三次避難区域) 3 kmを超える居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫 ※三次避難区域はハザードマップを基に想定被害区域から数百mから1 km程度の余裕を取り設定</p> <p>表5-20 噴火警戒レベル5（避難）の防災対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報の種別及び名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル(キーワード)</th> <th>必要な防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td>居住地域及びそれより火口側</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>・危険な居住地域からの避難(状況に応じて対象地域や方法を判断)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表5-21 噴火警戒レベル5（避難）の規制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>鶴見岳</th> <th>伽藍岳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> 防災対応：避難 (一次避難区域) 別府市 東山一区 (二次避難区域) 別府市 東山一区、堀田、 陸上自衛隊別府駐屯地 </td> <td> 防災対応：避難 (一次避難区域) 由布市 塚原中釣地区、塚原中の原地区、塚原東野地区西部 (二次避難区域) 別府市 明礬、湯山、天間、小倉(ただし、九州横断道路以西)、竹の内(ただし、九州横 </td> </tr> </tbody> </table>		噴火警戒レベル	体制	別府市	宇佐市	由布市	日出町	レベル5 避難	【災害対策本部】	【災害対策本部】(※)	【災害対策本部】	【災害対策本部】	【災害対策本部】	警報の種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	必要な防災対応	特別警報 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	・危険な居住地域からの避難(状況に応じて対象地域や方法を判断)	地域	鶴見岳	伽藍岳		防災対応：避難 (一次避難区域) 別府市 東山一区 (二次避難区域) 別府市 東山一区、堀田、 陸上自衛隊別府駐屯地	防災対応：避難 (一次避難区域) 由布市 塚原中釣地区、塚原中の原地区、塚原東野地区西部 (二次避難区域) 別府市 明礬、湯山、天間、小倉(ただし、九州横断道路以西)、竹の内(ただし、九州横		<p>* 噴火警戒レベル5の場合の対応を追加</p> <p>* 三次避難区域の考え方を追記</p>
噴火警戒レベル	体制	別府市	宇佐市	由布市	日出町																								
レベル5 避難	【災害対策本部】	【災害対策本部】(※)	【災害対策本部】	【災害対策本部】	【災害対策本部】																								
警報の種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	必要な防災対応																										
特別警報 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	・危険な居住地域からの避難(状況に応じて対象地域や方法を判断)																										
地域	鶴見岳	伽藍岳																											
	防災対応：避難 (一次避難区域) 別府市 東山一区 (二次避難区域) 別府市 東山一区、堀田、 陸上自衛隊別府駐屯地	防災対応：避難 (一次避難区域) 由布市 塚原中釣地区、塚原中の原地区、塚原東野地区西部 (二次避難区域) 別府市 明礬、湯山、天間、小倉(ただし、九州横断道路以西)、竹の内(ただし、九州横																											

新		旧	備考
	<p><u>(三次避難区域)</u> 別府市 東山地区、南立石地区、陸上自衛隊別府駐屯地、鶴見地区、大平山地区、緑丘地区、西地区、野口原、青山地区、境川地区の一部、野口地区、朝日地区の一部、春木川地区の一部、石垣地区の一部 由布市 塚原下組地区、塚原中釣地区、塚原中の原地区、塚原東野地区、塚原温泉</p> <p>※火口付近の施設では地区によらず避難 ※宿泊施設等においては、従業員を含め、避難</p>	<p><u>断道路以西)</u> 由布市 塚原下組地区</p> <p><u>(三次避難区域)</u> 別府市 朝日地区、大平山地区、鶴見地区、陸上自衛隊別府駐屯地、南立石地区の一部、緑丘地区、春木川地区の一部、上人地区の一部 由布市 塚原本村地区、塚原難戸地区 宇佐市 安心院町菅籠、安心院町南畑、安心院町東椎屋</p> <p>※火口付近の施設では地区によらず避難 ※宿泊施設等においては、従業員を含め、避難</p>	
登山道	<p>防災対応：入山規制 範囲内のすべての登山道</p> <p>※噴火警戒レベル3の対応と同様。</p>	同左	
登山口	<p>防災対応：閉鎖（入山禁止の情報伝達）</p> <p>※看板設置等の、現地で行う対応は困難であるので、緊急速報メール、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ等による情報伝達により入山しないよう措置する。</p>	同左	
道路	<p><u>(一次避難区域)</u> ・範囲内の県道 11 号は通行止め</p> <p><u>(二次避難区域)</u> ・大分自動車道湯布院 IC から日出 JCT 間及び東九州自動車道速見 IC から大分 IC 間（日出 JCT 経由）は通行止め ・範囲内の県道 11 号、52 号及び 620 号は通行止め</p> <p><u>(三次避難区域)</u> ・範囲内の国道 500 号、県道 11 号、52 号、218 号、616 号及び 620 号は通行止め</p>	<p><u>(一次避難区域)</u> ・範囲内の県道 616 号は通行止め</p> <p><u>(二次避難区域)</u> ・大分自動車道及び東九州自動車道については噴火警戒レベル3の対応と同様（大分自動車道湯布院 IC から日出 JCT 間及び東九州自動車道速見 IC から別府 IC 間（日出 JCT 経由）は通行止め） ・範囲内の国道 500 号及び 616 号は通行止め</p> <p><u>(三次避難区域)</u> ・範囲内の国道 500 号、県道 11 号、218 号、616 号及び 617 号は通行止め</p>	
<p><u>(3) 住民等への防災対応</u> イ 宿泊施設等の避難及び呼びかけ</p>			

新	旧	備考
<p><u>各市町は、避難が必要な居住地域に対し避難指示を発令するとともに防災行政無線、緊急速報メール、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット、広報車等により、避難を呼びかける。</u></p> <p>ロ 住民への対応 <u>各市町は、警戒が必要な居住地域に対し、避難指示を発令するとともに緊急速報メール、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、防災行政無線、広報車等により、避難を呼びかける。</u></p> <p>ハ 居住地域における避難の方向 <u>居住地域における避難の方向については、巻末資料2)で示す。</u></p> <p>ニ 避難所の開設 <u>各市町は、宿泊施設の管理者、利用者及び地域の住民等を収容するため、避難所を開設する。各市町等の避難所については、表8-4及び表8-5を参照（詳細については、「8 広域避難」を参照）。</u> <u>避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、ホテルや旅館等の活用も検討し、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。</u> <u>県は、避難所の確保にあたり、県立施設を積極的に開放するほか、ホテルや旅館等の借上げについて、市町のみでは対応が困難な場合には、借上げに係る調整を実施する。</u></p> <p>ホ 通行規制 <u>県は、道路規制を行う際は、火山防災協議会での協議や公安委員会等との調整を踏まえ規制場所を決定する。また、主要交差点に予告看板を設置する。</u></p> <p>(4) 避難促進施設による避難誘導 <u>・避難促進施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや避難指示等が発令されたことを周知する。また、各市町の支援のもと、避難所等まで避難誘導を行う。</u> <u>・各市町は、避難促進施設から避難者の輸送手段確保について依頼があった場合、その調達・確保を行う。そのために、あらかじめ輸送機関等と協定の締結等を行うことが望ましい。</u> <u>・県は、避難促進施設の避難に際して、市町から要請があった場合、受入先の確保・調整や搬送手段の手配などの支援を行う。そのために、あらかじめ輸送機関等と協定の締結等を行うことが望ましい。</u></p>		

6 突発的な噴火発生時の避難対応

新	旧	備考
<p>6</p> <p>観測体制の整備が進み、かつ、噴火時の観測データが豊富な火山では、その予兆となる観測データの変化が捉えられた場合は噴火の発生を予測できることもあるが、<u> </u>噴火の時期や規模、影響範囲等を的確に予測することは難しく、<u> </u>明瞭な前兆が観測されないままに噴火に至る場合もある。</p> <p>6. 1 (略)</p> <p>6. 2</p> <p>1項目～3項目 (略)</p> <p>・気象庁、砂防部局、火山専門家等は、噴火の規模や火山活動の状況、火山現象及びその影響範囲などの把握に努め、協議会の構成機関と情報共有を図る。その際、噴火が発生した位置等が事前の想定と異なる場合、火山現象及びその影響範囲等の想定を<u>修正する</u>。</p> <p>6. 3～6. 4 (略)</p> <p>6. 5</p> <p>(1) 噴石から身を守る</p> <p>爆発的な噴火によって火口から飛散する噴石は、その大きさによって防災対応が異なる。</p> <p>イ 大きな噴石 (<u>直径数十cm</u>)</p> <p>ロ 小さな噴石 (<u>直径2mm以上</u>)</p> <p>小さな噴石 (<u>直径2mm以上</u>) は風の影響を・・・(略)</p>	<p>6</p> <p>観測体制の整備が進み、かつ、噴火時の観測データが豊富な火山では、その予兆となる観測データの変化が捉えられた場合は噴火の発生を予測できることもあるが、<u>それでも</u>噴火の時期や規模、影響範囲等を的確に予測することは難しく、<u>さらには</u>明瞭な前兆が観測されないままに噴火に至る場合もある。</p> <p>6. 1 (略)</p> <p>6. 2</p> <p>1項目～3項目 (略)</p> <p>・気象庁、砂防部局、火山専門家等は、噴火の規模や火山活動の状況、火山現象及びその影響範囲などの把握に努め、協議会の構成機関と情報共有を図る。その際、噴火が発生した位置等が事前の想定と異なる場合、火山現象及びその影響範囲等の想定を<u>修正に努める</u>。</p> <p>6. 3～6. 4 (略)</p> <p>6. 5</p> <p>(1) 噴石から身を守る</p> <p>爆発的な噴火によって、火口から飛散する噴石は、その大きさによって防災対応が異なる。</p> <p>イ 大きな噴石 (<u>概ね50cm以上</u>)</p> <p>ロ 小さな噴石 (<u>概ね50cm未満</u>)</p> <p>小さな噴石 (<u>概ね50cm未満</u>) は風の影響を・・・(略)</p>	<p>*表現の見直し</p> <p>*表現の訂正 (内閣府HP)</p> <p>*表現の見直し</p>

7 救出・救助

新	旧	備考																																																																																																
<p>7. 1～7. 3 (略)</p> <p>7. 4</p> <p>表7-1 ヘリコプター離着陸場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>幅×長(m)</th> <th>管理者</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大分空港</td> <td>大分県国東市武蔵町</td> <td></td> <td>国土交通大臣</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>大分県庁ヘリポート</td> <td>大分市大手町3丁目1番1号</td> <td>15×17</td> <td>大分県知事</td> <td>大分県会計管理局 庁舎管理班 097-506-2961</td> </tr> <tr> <td colspan="6">別府市</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>別府 野口原 (陸上競技場)</td> <td>別府市大字別府字野口原3088</td> <td></td> <td>別府市</td> <td>0977-21-1111</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>別府 野口原 (野球場)</td> <td>別府市大字別府字野口原3088</td> <td></td> <td>別府市</td> <td>0977-21-1111</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>別府 野口原 (野球場) -2</td> <td>別府市大字別府字野口原3088</td> <td></td> <td><u>別府市スポーツ推進課</u></td> <td><u>0977-21-8088</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>別府志高 (市営グラウンド)</u></td> <td>別府市大字志高4380-1</td> <td></td> <td><u>別府市スポーツ推進課</u></td> <td><u>0977-21-8088</u></td> </tr> </tbody> </table>		名称	所在地	幅×長(m)	管理者	連絡先	1	大分空港	大分県国東市武蔵町		国土交通大臣		2	大分県庁ヘリポート	大分市大手町3丁目1番1号	15×17	大分県知事	大分県会計管理局 庁舎管理班 097-506-2961	別府市						3	別府 野口原 (陸上競技場)	別府市大字別府字野口原3088		別府市	0977-21-1111	4	別府 野口原 (野球場)	別府市大字別府字野口原3088		別府市	0977-21-1111	5	別府 野口原 (野球場) -2	別府市大字別府字野口原3088		<u>別府市スポーツ推進課</u>	<u>0977-21-8088</u>	6	<u>別府志高 (市営グラウンド)</u>	別府市大字志高4380-1		<u>別府市スポーツ推進課</u>	<u>0977-21-8088</u>	<p>7. 1～7. 3 (略)</p> <p>7. 4</p> <p>表7 1 ヘリコプター離着陸場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>幅×長(m)</th> <th>管理者</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大分空港</td> <td>大分県国東市武蔵町</td> <td></td> <td>国土交通大臣</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>大分県庁ヘリポート</td> <td>大分市大手町3丁目1番1号</td> <td>15×17</td> <td>大分県知事</td> <td>大分県会計管理局 庁舎管理班 097-506-2961</td> </tr> <tr> <td colspan="6">別府市</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>別府 野口原 (陸上競技場)</td> <td>別府市大字別府字野口原3088</td> <td></td> <td>別府市</td> <td>0977-21-1111</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>別府 野口原 (野球場)</td> <td>別府市大字別府字野口原3088</td> <td></td> <td>別府市</td> <td>0977-21-1111</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>別府 野口原 (野球場) -2</td> <td>別府市大字別府字野口原3088</td> <td></td> <td><u>別府市</u></td> <td><u>0977-21-1111</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>別府 志高 (野営場、神楽女湖駐車場)</u></td> <td>別府市大字志高4380-1</td> <td></td> <td><u>別府市総合振興センター</u></td> <td><u>0977-24-9930</u></td> </tr> </tbody> </table>		名称	所在地	幅×長(m)	管理者	連絡先	1	大分空港	大分県国東市武蔵町		国土交通大臣		2	大分県庁ヘリポート	大分市大手町3丁目1番1号	15×17	大分県知事	大分県会計管理局 庁舎管理班 097-506-2961	別府市						3	別府 野口原 (陸上競技場)	別府市大字別府字野口原3088		別府市	0977-21-1111	4	別府 野口原 (野球場)	別府市大字別府字野口原3088		別府市	0977-21-1111	5	別府 野口原 (野球場) -2	別府市大字別府字野口原3088		<u>別府市</u>	<u>0977-21-1111</u>	6	<u>別府 志高 (野営場、神楽女湖駐車場)</u>	別府市大字志高4380-1		<u>別府市総合振興センター</u>	<u>0977-24-9930</u>	<p>*離着陸場の変更</p>
	名称	所在地	幅×長(m)	管理者	連絡先																																																																																													
1	大分空港	大分県国東市武蔵町		国土交通大臣																																																																																														
2	大分県庁ヘリポート	大分市大手町3丁目1番1号	15×17	大分県知事	大分県会計管理局 庁舎管理班 097-506-2961																																																																																													
別府市																																																																																																		
3	別府 野口原 (陸上競技場)	別府市大字別府字野口原3088		別府市	0977-21-1111																																																																																													
4	別府 野口原 (野球場)	別府市大字別府字野口原3088		別府市	0977-21-1111																																																																																													
5	別府 野口原 (野球場) -2	別府市大字別府字野口原3088		<u>別府市スポーツ推進課</u>	<u>0977-21-8088</u>																																																																																													
6	<u>別府志高 (市営グラウンド)</u>	別府市大字志高4380-1		<u>別府市スポーツ推進課</u>	<u>0977-21-8088</u>																																																																																													
	名称	所在地	幅×長(m)	管理者	連絡先																																																																																													
1	大分空港	大分県国東市武蔵町		国土交通大臣																																																																																														
2	大分県庁ヘリポート	大分市大手町3丁目1番1号	15×17	大分県知事	大分県会計管理局 庁舎管理班 097-506-2961																																																																																													
別府市																																																																																																		
3	別府 野口原 (陸上競技場)	別府市大字別府字野口原3088		別府市	0977-21-1111																																																																																													
4	別府 野口原 (野球場)	別府市大字別府字野口原3088		別府市	0977-21-1111																																																																																													
5	別府 野口原 (野球場) -2	別府市大字別府字野口原3088		<u>別府市</u>	<u>0977-21-1111</u>																																																																																													
6	<u>別府 志高 (野営場、神楽女湖駐車場)</u>	別府市大字志高4380-1		<u>別府市総合振興センター</u>	<u>0977-24-9930</u>																																																																																													

新					旧					備考	
7	別府 中央浄化センター	別府市 亀川東町 1363-46		別府市中央浄化センター	0977-67-4261	7	別府 中央浄化センター	別府市 亀川東 1 3 6 3	別府市中央浄化センター	0977-67-4261	
8	別府 第4埠頭（緑地部分）	別府市上人ヶ浜 地先		別府市都市整備課	0977-21-1111	8	別府 第4埠頭（緑地部分）	別府市上人ヶ浜 地先	別府市	0977-21-1111	
9	別府 医療センター	別府市内竈 1 5 組 - 1		別府医療センター	0977-67-1111	9	別府 医療センター	別府市内竈 1 5 組 - 1	別府医療センター	0977-67-1111	
10	実相寺多目的グラウンド	別府市 大字 鶴見 3763-1		別府市スポーツ推進課	0977-21-8088		(追加)				
11	古賀原	別府市古賀原 2 組		古賀原自治会 (代) 別府市消防本部	0977-25-1122		(追加)				
宇佐市					宇佐市						
10	宇佐 駅館川	宇佐市 大字 上田地 先		宇佐市	0978-32-1111	10	宇佐 駅館川	宇佐市 大字 上田地 先	宇佐市	0978-32-1111	
11	宇佐 院内（農村広場）	宇佐市 院内町 大副 4 1 0		宇佐市 院内支所	0978-42-5111	11	宇佐 院内（農村広場）	宇佐市 院内町 大副 4 1 0	宇佐市 院内支所	0978-42-5111	
12	安心院グラウンド	宇佐市 安心院町 下毛 1 0 4 6 - 1		宇佐市 安心院支所	0978-44-2177	12	安心院グラウンド	宇佐市 安心院町 下毛 1 0 4 6 - 1	宇佐市 安心院支所	0978-44-2177	
13	院内 平成の森公園	宇佐市 院内町 原口 1 4 4 7		宇佐市 管理公社	0978-42-5894	13	院内 平成の森公園	宇佐市 院内町 原口 1 4 4 7	宇佐市 管理公社	0978-42-5894	
14	宇佐市総合運動場	宇佐市 大字 川部 1 5 9 1		宇佐市教育委員会	0978-32-1111	14	宇佐市総合運動場	宇佐市 大字 川部 1 5 9 1	宇佐市教育委員会	0978-32-1111	
由布市					由布市						
15	挾間 中洲賀グラウンド	由布市 挾間町 向原 15		由布市教育委員会	097-582-1111	15	挾間 中洲賀グラウンド	由布市 挾間町 向原 15	由布市教育委員会	097-582-1111	
16	挾間 消防学校	由布市 挾間町 向原 769		大分県消防学校	097-583-1199	16	挾間 消防学校	由布市 挾間町 向原 769	大分県消防学校	097-583-1199	
17	庄内総合運動公園（駐車場）	由布市 庄内町 大龍 1255-3		由布市教育委員会	097-582-1111	17	庄内総合運動公園（駐車場）	由布市 庄内町 大龍 1255-3	由布市教育委員会	097-582-1111	
18	湯布院町スポーツセンター	由布市 湯布院町 川西 1200 番地 1		由布市教育委員会	097-582-1111	18	湯布院町スポーツセンター	由布市 湯布院町 川西 1200 番地 1	由布市教育委員会	097-582-1111	
日出町					日出町						
19	日出総合高校（野球場）	速見郡 日出町 大字 大神 1 3 9 6 - 4 3		大分県立日出総合高等学校	0977-72-2855	19	日出 陽谷高校（グラウンド）	速見郡 日出町 大字 大神 1 3 9 6 - 4 3	大分県立日出陽谷高等学校	0977-72-2855	
20	日出住吉グラウンド	速見郡 日出町 大字 大神 牧ノ内		日出町	0977-73-3111	20	日出 住吉	速見郡 日出町 大字 大神 牧ノ内	日出町	0977-73-3111	
21	日出町保健福祉センター（日出ふれあいグラウンド）	速見郡 日出町 大字 藤原 2 2 7 7 - 1		日出町福祉対策課	0977-73-3121	21	日出ふれあいグラウンド	速見郡 日出町 大字 藤原 2 2 7 7 - 1	日出町福祉対策課	0977-73-3121	
22	川崎運動公園グラウンド	速見郡 日出町 大字 川崎 3323-1		日出町都市建設課	0977-73-3171		(追加)				

(大分県地域防災計画資料編)

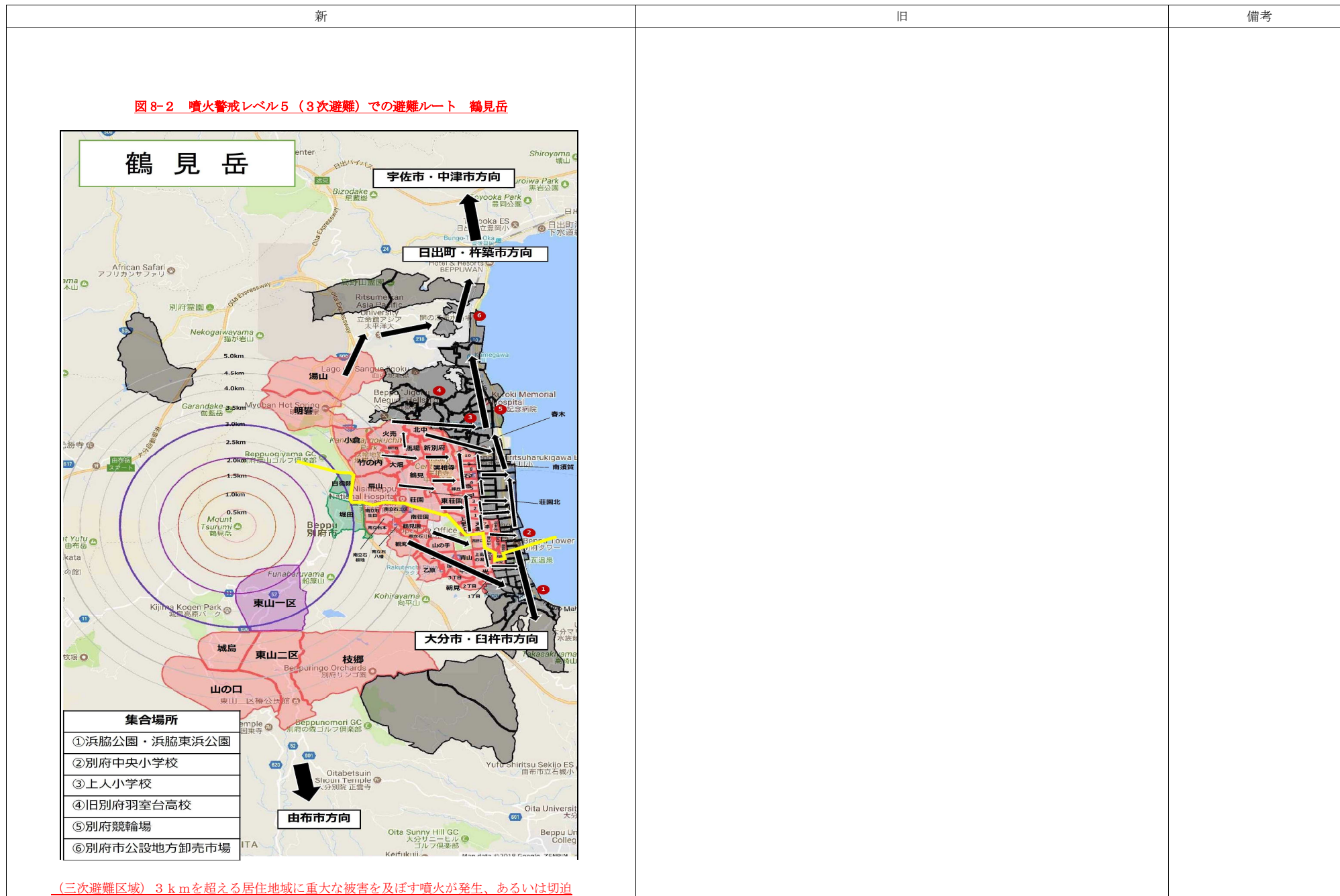
(大分県地域防災計画資料編)

8 広域避難

新	旧	備考
<p><u>居住地域に重大な被害を及ぼすおそれがある噴火警戒レベル4、5においては、噴火の影響範囲が広く、場合によっては市町の区域を越える広域的な避難が必要となるため、広域避難を円滑に実施できるよう原則的な事項をこの項目において定める。</u></p> <p>8. 1 広域避難の実施判断</p> <p><u>市町は、当該市町に噴火の影響により災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、災害対策基本法第60条第1項の規定により、住民避難が必要と判断する場合、避難対象エリアに避難指示等を発令する。</u></p> <p><u>噴火警戒レベル3において火山に関する解説情報（臨時）が発表される等、火山活動の高まりが見られ、火山現象の影響範囲によって、当該市町内で安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難であり、かつ、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、住民等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると判断した場合は、広域避難の実施を検討し、県や隣接市町村と情報共有・調整を行う。</u></p> <p><u>受入避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、県内の他市町村や隣接県への避難が必要となった場合には、県が広域避難者の受入れを要請する。ただし、被災等により隣接県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。</u></p> <p>8. 2 避難対象エリアの設定</p> <p><u>噴火警戒レベルが事前に引上げられた場合、あるいは噴火直後の場合は、あらかじめ定められている噴火警戒レベルに応じた影響想定範囲を避難対象エリアとして設定する（「噴火警戒レベル5の避難対象地区、人数」は表 8-2、表 8-3のとおり）</u></p> <p><u>噴火開始から時間が経過している場合は、気象庁などの関係機関の観測結果や火山の活動状況に基づき、火山防災協議会や火山専門家等の意見を踏まえ避難対象エリアを設定する。</u></p> <p>8. 3 広域避難の実施手順</p> <p>（1）避難実施市町から避難受入市町村への要請</p> <p><u>広域避難を実施する市町（以下、「避難実施市町」という）は、避難情報（被害状況、避難対象地区の名称、避難対象者数等）を、避難者を受け入れる市町村（以下、「避難受入市町村」という）に伝え、避難の受入、避難所の開設を要請する。（「避難実施市町、避難受入市町村の開設避難所候補一覧」は表 8-4、表 8-5のとおり）</u></p> <p>（2）受入避難所の決定</p> <p><u>避難受入市町村は、避難受入市町村内の被災状況を考慮したうえで、受入可否の判断を行い、その結果を県、避難実施市町へ連絡する。受入避難所については駐車場の確保が可能な避難所を優先的に選定する。避難受入市町村が受入可能と回答した場合は、避難所の開設及び避難の受入準備を開始する。</u></p>	<p>8. 1 広域避難体制</p> <p><u>火口の位置や状況により入山ルートと下山ルートが異なる場合を想定し、火山防災協議会を通じて、関係市町、関係機関等と広域避難を行うための体制を整備する。なお、広域避難時に必要となる県内非被災市町村や県外の自治体等との調整は県が中心になって行う。</u></p> <p><u>広域避難時の避難先および輸送方法、輸送手段の確保において、大分県地域防災計画・・・火山編に準じた対応を基本とする。また、他都道府県へ応援要請が必要な場合は、大分県広域受援計画に準じた対応を基本とする。</u></p> <p>8. 2 広域避難の判断・実施</p> <p><u>火山現象の影響範囲によって、被災市町内で安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、広域避難を実施する。広域避難実施にあたっては、協議会等による会議の場を設け、広域避難に係る情報共有・調整を行う。県は、避難先の都道府県及び避難先市町村と避難者の受入れ等に係る調整を行う。</u></p> <p><u>県、関係市町、警察等は、広域避難の実施が決定された場合、必要に応じて、避難経路での通行規制等を実施する。また、避難誘導の対応にあたる。</u></p> <p>8. 3 避難手段の確保</p> <p><u>関係市町は、広域避難が必要な場合、速やかに対象となる避難者数を把握し、避難する手段などの情報とともに、県に報告する。</u></p> <p><u>県及び関係市町が輸送機関と結んでいる協定等を活用し、避難手段を確保する。避難手段は、自家用車や鉄道による自主避難、バスによる避難が主となる。また、緊急時には関係機関と連携し、ヘリや車両等による避難も検討する。</u></p> <p>8. 4 避難先の受入準備</p> <p><u>県は、避難先市町村等と避難者の受け入れにあたり、避難所等の割り当てなどの調整を行う。避難所等の開設・運営については、被災市町が行うことを基本とするが、受け入れ先の市町村と協議し、被災市町の状況等に応じて担当を定めることとする。</u></p> <p><u>また、被災市町の規模や状況から、被災市町からの応援要請を待つかとまがない場合には、県または国が被災市町にかわって広域一時滞在に係る調整を進める。</u></p>	<p>※令和2年12月から令和3年3月にかけて、火山防災協議会の構成員である別府市、宇佐市、由布市、日出町、气象台に、関係市の大分市を加えて、広域避難について検討。</p> <p>※阿蘇火山広域避難計画や災害対策基本の一部改正を参考に書きぶりを整理</p>

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">図 8-1 広域避難手段の具体的なイメージ</p> <div data-bbox="129 352 913 948" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">広域避難手段の具体的なイメージ</p> <p>■ 基本的な広域避難パターン</p> <p>パターン①：自宅等から直接、受入避難所へ向かうパターン パターン②：自宅等からハザードエリア内の「1次集会所（避難実施市）」に集まり受入避難所へ向かうパターン パターン③：自宅等から1次集会所に集まり、ハザードエリア外の「2次集会所（避難実施市）」へ向かう。その後、受入避難所へ向かうパターン。 パターン④：自宅等から1次集会所に集まり、ハザードエリア外の「2次集会所（避難実施市）」へ向かう。その後、「避難中継所（受入市町）」を経由して、受入避難所へ向かうパターン。 パターン⑤：自宅等から直接、2次集会所又は避難中継所へ向かうパターン。 「避難中継所（受入市町）」を経由して、受入避難所へ向かうパターン。</p> <p>*ここで示す「受入避難所」のほか、ホテルや旅館、親戚・知人宅等、多様な避難所への避難が想定される。</p> <p>【広域避難の基本パターンイメージ】</p> </div> <p><u>(内閣府（防災担当）、消防庁、国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁共同事務局「広域的な火山防災対策に係る検討会 大規模火山災害対策への提言【参考資料】（平成25年5月16日）」を参考に作成)</u></p> <p><u>(3) 集会所及び避難中継所の決定</u> 避難実施市町は、バス等に乗車する場所の集会所（避難実施市町）を決定し、避難受入市町村、県に連絡する。また、受入避難所の開設に時間を要する場合は、必要に応じて、避難受入市町村は避難中継所（避難受入市町村）を設ける。（表 8-6 集会所（避難実施市町）候補一覧」及び表 8-7 避難中継所（受入市町村）候補一覧のとおり）</p> <p><u>(4) 避難所、避難中継所の開設完了の連絡</u> 避難受入市町村は、避難所、避難中継所の開設完了を避難実施市町、県に報告する。</p> <p><u>(5) 避難方法</u> 避難については、自家用車による避難を原則とし、自家用車等による避難が困難な住民は、集会所からバス等により避難するものとする。（噴火警戒レベル5（3次避難）での避難先及び避難ルートについては図 8-2、</p>		


新	旧	備考
<p><u>図8-3のとおり</u>。</p> <p><u>なお、県及び市町は、緊急輸送関係省庁と連携し、避難状況に応じて、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。特に、瀬戸内海に面している別府の特徴をいかし、大量輸送の可能な船舶の活用を推進する。</u></p> <p><u>(6) 避難指示等の発令・避難開始</u></p> <p><u>避難実施市町は、避難指示等を発令するとともに、集合場所、避難中継所、受入避難所、避難ルート等を含む避難に関する広報を行う。</u></p> <p><u>広域避難者は、受入避難場所へ避難を開始する。集合場所が決定された場合は、集合場所に一旦集合した上で、受入避難所へ避難を行う。</u></p> <p><u>(7) 広域避難者の把握</u></p> <p><u>避難実施市町は、受入避難所で避難者の受入を行うとともに、広域避難者数などの避難状況を避難受入市町村に報告する。避難開始当初などで避難受入市町村が避難所の運営を行っている場合は、避難受入市町村が避難状況を把握する。</u></p> <p><u>(8) 避難実施状況の報告</u></p> <p><u>避難受入市町村は、避難実施市町からの連絡等により、受入避難所ごとの広域避難者数を把握し、県に報告する。</u></p>		



新	旧	備考							
<p style="text-align: center;">図 8-3 噴火警戒レベル5（3次避難）での避難ルート 伽藍岳</p> <p style="text-align: center;">伽 藍 岳</p> <p style="text-align: center;">宇佐市・中津市方向</p> <p style="text-align: center;">宇佐市・中津市方向</p> <p style="text-align: center;">日出町・杵築市方向</p> <p style="text-align: center;">大分市方向</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">集合場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 浜脇公園・浜脇東浜公園</td> </tr> <tr> <td>② 別府中央小学校</td> </tr> <tr> <td>③ 上人小学校</td> </tr> <tr> <td>④ 旧別府羽室台高校</td> </tr> <tr> <td>⑤ 別府競輪場</td> </tr> <tr> <td>⑥ 別府市公設地方卸売市場</td> </tr> </tbody> </table>	集合場所	① 浜脇公園・浜脇東浜公園	② 別府中央小学校	③ 上人小学校	④ 旧別府羽室台高校	⑤ 別府競輪場	⑥ 別府市公設地方卸売市場		
集合場所									
① 浜脇公園・浜脇東浜公園									
② 別府中央小学校									
③ 上人小学校									
④ 旧別府羽室台高校									
⑤ 別府競輪場									
⑥ 別府市公設地方卸売市場									
<p>(3次避難区域) 3 kmを超える居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫</p>									

新	旧	備考
<p>8. 4 避難行動要支援者の避難</p> <p><u>避難行動要支援者の避難については、避難に伴うリスクを極力避ける必要があるため、移動手段の確保や福祉避難所等の受入先選定など避難準備を早期に実施することとし、原則として、噴火警戒レベル4が発令された段階で、噴火警戒レベル5の全ての避難対象エリアの避難行動要支援者は避難を開始する。</u></p> <p><u>他市町村の福祉避難所などへの避難を実施する場合、避難実施市町は避難受入市町村や関係機関との間で避難行動要支援者情報の共有を行う。</u></p> <p>(1) 在宅避難行動要支援者への対応</p> <p><u>在宅避難行動要支援者のうち「自力で避難可能な者」及び「支援者の同行により避難可能な者」については、自家用車又は支援者の車両等で避難所等へ直接避難する。また、在宅避難行動要支援者のうち「支援者がいない者」については、消防団や自主防災組織等の避難支援関係者間で情報共有し、避難支援を行う。</u></p> <p>(2) 特別な配慮を要する者（社会福祉施設等入所者、入院患者）への対応</p> <p><u>避難行動要支援者のうち、「特別な配慮を要する者（社会福祉施設等入所者、入院患者）」について、原則として、社会福祉施設等が行う。社会福祉施設等は、平常時において、入所者・入院患者等の避難計画等を作成し、入所者・入院患者の避難先となる施設と協定を締結する等により避難先を確保する。</u></p> <p><u>避難実施市町は、他市町村への避難を要する者の状況等を把握し、県に報告する。県と避難受入市町村は、避難受入市町村内の福祉避難所指定を受けた施設、社会福祉施設及び医療機関などの協力を得て、受入候補地を整理し、避難実施市町からの報告内容を踏まえ、避難先を選定する。県及び避難実施市町は、社会福祉施設等から支援要請があったときは輸送手段の確保について支援を行う。</u></p> <p>8. 5 避難所の開設・運営</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p><u>避難実施市町と避難受入市町村が調整し、受入避難所を決定する。避難所の開設及び避難の受入準備については避難受入市町村が行う。</u></p> <p>(2) 避難所の運営</p> <p><u>避難所の運営は、原則として避難実施市町の職員及び町内会等が行う。避難所開設当初は避難受入市町村が避難所の運営主体となり、被災及び避難の状況を勘察し、適時避難実施市町に引き継ぐ。この際、避難受入市町村は、引き続き避難所の運営に必要な支援を行う。</u></p> <p>(3) 駐車場の確保</p> <p><u>広域避難の実施は、自家用車による避難を原則としているため、県、避難実施市町及び避難受入市町村は、避難所や集合場所、避難中継所以外の公共施設や民間施設の駐車場の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 避難所への物資調達</p> <p><u>避難実施当初においては、物資の調達が間に合わないことから避難先等の備蓄物資を優先的に利用するなど</u></p>		

新	旧	備考
<p>して対応する。発災から時間が経過してからは、物資供給協定事業者からの調達物資や国・県等からの支援物資を物資集配拠点において仕分け、輸送することにより対応する。</p> <p>(5) 受入避難所に係る費用負担 <u>受入避難所に係る費用は、原則として避難実施市町が負担する。避難受入市町村が立替払いした場合は、避難実施市町と避難受入市町村が協議を行い、支払い方法などについて決定する。</u></p> <p>8. 6 避難者の輸送</p> <p>(1) 輸送事業者への要請 <u>県は、避難実施市町が広域避難の実施を検討している段階から、県バス協会等との緊急・救援輸送に関する協定に基づき、輸送事業者に対しバス等の派遣について調整を行い、避難実施市町が広域避難の実施を行うと判断した時点で、バス等の派遣を要請する。避難者を輸送する際には、県、避難実施市町、避難受入市町村及び輸送事業者が協力して輸送ルートの決定、運行調整を行う。</u></p> <p>(2) バス等乗車場所の決定、周知 <u>避難実施市町は、広域避難の避難対象エリア外にバス等に乗車する集合場所を選定し決定する。また、避難指示等を発令すると同時に、バス等の乗車場所を住民に周知する。</u></p> <p>(3) 避難経由所の設置 <u>避難受入市町村は、必要に応じて避難中継所を設定し、避難実施市町からの避難者の避難先振り分け等を実施する。これにより、段階的に避難所を開設するなど、避難受入市町村の初期段階における避難所運営等の負担の軽減を図る。</u></p> <p>(4) 輸送ルートの設定 <u>火山の活動状況や道路の状況、避難先の選定状況等を踏まえ、県、避難実施市町及び避難受入市町村は、道路管理者等と調整を行い、輸送ルートを設定する。</u></p> <p>(5) 輸送の実施 <u>避難受入市町村の受入準備が整い次第、避難実施市町のバス等に乗車する集合場所から避難受入市町村の避難中継所あるいは受入避難所への輸送を開始する。なお、火山の活動状況等を踏まえ、大きな噴石等により避難が困難な場合には市町または県が要請する警察、消防、自衛隊の救助を待ち避難を行うものとする。</u></p> <p>8. 7 広域避難路の指定及び確保</p> <p>(1) 広域避難路の指定 <u>広域避難路とは噴火時の避難に用いる道路のことを指し、大分県緊急輸送道路ネットワーク計画における緊急輸送道路（1次、2次）のなかで、別府市、由布市、宇佐市を通る道路を広域避難路に指定する。</u> <u>そのほか、噴火時には火山活動状況及び道路状況等を踏まえ、広域避難路を追加指定する。</u></p>		

新	旧	備考								
<p style="text-align: center;">表 8-1 広域避難路に指定する路線候補</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th style="text-align: left;">市町村名</th> <th style="text-align: left;">広域避難路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別府市</td> <td>大分自動車道、東九州自動車道、国道10号、国道500号、県道645号、県道52号、県道216号、県道617号</td> </tr> <tr> <td>宇佐市</td> <td>大分自動車道、東九州自動車道、国道10号、国道500号、</td> </tr> <tr> <td>由布市</td> <td>大分自動車道、県道216号、県道617号</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図 8-4 大分県緊急輸送道路ネットワーク図</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">凡 例</p> <p>— 一次ネットワーク (Red line)</p> <p>— 二次ネットワーク (Blue line)</p> </div> <p>(2) 広域避難路の確保</p> <p>避難実施市町は、道路管理者、警察等と協力し、避難者の避難誘導等を行い、警察に対し交通規制の要請を行う。火山灰等の堆積物により、通行に支障がある場合は、道路管理者は人員及び資機材（路面清掃車及び散水車等）を配備し、火山灰等の除去作業を行う。必要があれば、県は国土交通省九州地方整備局等への資機材等の支援要請を行う。</p> <p>8. 8 その他</p> <p>(1) 観光客等の一時滞在者対策</p>	市町村名	広域避難路	別府市	大分自動車道、東九州自動車道、国道10号、国道500号、県道645号、県道52号、県道216号、県道617号	宇佐市	大分自動車道、東九州自動車道、国道10号、国道500号、	由布市	大分自動車道、県道216号、県道617号		
市町村名	広域避難路									
別府市	大分自動車道、東九州自動車道、国道10号、国道500号、県道645号、県道52号、県道216号、県道617号									
宇佐市	大分自動車道、東九州自動車道、国道10号、国道500号、									
由布市	大分自動車道、県道216号、県道617号									

新	旧	備考
<p><u>県及び避難実施市町は、観光客等の一時滞在者に対して、報道機関や観光関連団体等を通じて、火山の活動状況や避難に関する情報を適切に提供する。避難指示等が発令された段階で帰宅等が出来ない場合は、最寄りの集合場所から住民とともにバス等により避難を行う。</u></p> <p><u>(2) 外国人対策</u> <u>県及び避難実施市町、避難受入市町村は、外国人に対して、火山の活動状況や避難指示等の避難情報などが正確に伝わるよう、やさしい日本語や外国語を用いて適切に情報提供を行う。</u></p> <p><u>(3) ペットの避難</u> <u>大分県被災動物救護対策指針に基づき、ペットの避難については飼い主との同行避難を基本とする。県及び避難実施市町はペットの保管場所の確保や輸送手段の調整を行うものとする。災害時の輸送手段を有していない飼い主は、平時から家族、友人等の協力を得て、災害時の輸送手段の確保やペットの一時預け先を探しておくなどに努めることとする。</u></p> <p><u>(4) 物資及び資機材の調達供給</u> <u>物資（食品、生活必需品等及び飲料水等）及び資機材（路面清掃車、散水車等）の調達供給については、それぞれの防災関係機関において実施する。県による物資及び資機材の調達供給が必要と判断される場合又は市町村その他の防災関係機関から要請があった場合は県が対処する。</u></p> <p><u>(5) ライフライン対策</u> <u>降灰の影響として、送電線のショートによる停電や河川や浄水場の水質悪化による給水停止などライフラインに被害を及ぼす可能性がある。特に降灰被害は広範囲に及ぶことから、避難所の運営に支障をきたすことも考慮し、近隣市町村以外の他市町村や県外市町村への避難についても検討を行うこととする。</u></p> <p><u>(6) 渋滞対策</u> <u>自家用車での避難を原則としていることから、県及び避難実施市町は、総量抑制の啓発（相乗り、一家族一台等）や交通情報の発信・周知などに努めることとする。</u></p> <p><u>(7) 感染症対策</u> <u>広域避難を行う場合、多数の住民の移動を伴うことから、避難者の輸送や避難所の運営などにおいて、感染症対策に十分留意し実施することとする。</u></p> <p><u>(8) 住宅対策</u> <u>避難実施市町は、避難が長期間に及んだ場合、自宅への居住が困難となった被災者の住宅ニーズの把握を行い、公営住宅のあっせんや民間賃貸住宅の情報提供を行うなど、応急的な住宅の供給に努める。県は、応急仮設住宅の建設候補地の調整など、必要に応じて支援を行う。</u></p> <p><u>(9) 一時帰宅措置の検討</u> <u>火山活動が小康期に入った場合、火山防災協議会や火山専門家等の意見をもとに、避難者の一時帰宅を検討する。</u></p>		

新	旧	備考																																																																																																	
<p>(10) 家畜対策</p> <p>避難実施市町は、自市町内の畜産事業者の実態（事業者数、畜種別頭羽数など）を把握し、噴火時の家畜被害の対策を検討する。噴火前で、家畜の避難の実施ができる場合は、県及び避難実施市町は畜産事業者と協力し、家畜の避難先の選定、輸送手段の確保を行う。</p> <p style="text-align: center;">表 8-2 噴火警戒レベル5の避難対象地区、人数（鶴見岳） R2.3.1 現在</p> <p>噴火警戒レベル5（一次避難区域）</p> <p>別府市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>行政区</th> <th>世帯数</th> <th>人数</th> <th>避難行動要支援者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東山地区</td> <td>東山一区</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>噴火警戒レベル5（二次避難区域）</p> <p>別府市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>行政区</th> <th>世帯数</th> <th>人数</th> <th>避難行動要支援者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東山地区</td> <td>東山一区</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>南立石地区</td> <td>堀田</td> <td>449</td> <td>697</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table> <p>噴火警戒レベル5（三次避難区域）</p> <p>別府市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>行政区</th> <th>世帯数</th> <th>人数</th> <th>避難行動要支援者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">東山地区</td> <td>東山一区</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>東山二区</td> <td>32</td> <td>65</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>枝郷</td> <td>38</td> <td>90</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>山の口</td> <td>17</td> <td>21</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>城島</td> <td>30</td> <td>52</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">南立石地区</td> <td>堀田</td> <td>449</td> <td>697</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>南立石1区</td> <td>831</td> <td>1,540</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>南立石2区</td> <td>355</td> <td>776</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>南立石生目町</td> <td>424</td> <td>932</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>南立石板地町</td> <td>212</td> <td>441</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>南立石本町</td> <td>147</td> <td>261</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>南立石八幡町</td> <td>186</td> <td>322</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>南荘園町</td> <td>701</td> <td>1,624</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>鶴見園町</td> <td>307</td> <td>633</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>観海寺</td> <td>172</td> <td>324</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>鶴見地区</td> <td>扇山</td> <td>3,228</td> <td>6,481</td> <td>257</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数	東山地区	東山一区	30	60	6	地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数	東山地区	東山一区	30	60	6	南立石地区	堀田	449	697	42	地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数	東山地区	東山一区	30	60	6	東山二区	32	65	7	枝郷	38	90	6	山の口	17	21	3	城島	30	52	1	南立石地区	堀田	449	697	42	南立石1区	831	1,540	53	南立石2区	355	776	50	南立石生目町	424	932	50	南立石板地町	212	441	18	南立石本町	147	261	18	南立石八幡町	186	322	12	南荘園町	701	1,624	43	鶴見園町	307	633	39	観海寺	172	324	12	鶴見地区	扇山	3,228	6,481	257		
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数																																																																																															
東山地区	東山一区	30	60	6																																																																																															
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数																																																																																															
東山地区	東山一区	30	60	6																																																																																															
南立石地区	堀田	449	697	42																																																																																															
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数																																																																																															
東山地区	東山一区	30	60	6																																																																																															
	東山二区	32	65	7																																																																																															
	枝郷	38	90	6																																																																																															
	山の口	17	21	3																																																																																															
	城島	30	52	1																																																																																															
南立石地区	堀田	449	697	42																																																																																															
	南立石1区	831	1,540	53																																																																																															
	南立石2区	355	776	50																																																																																															
	南立石生目町	424	932	50																																																																																															
	南立石板地町	212	441	18																																																																																															
	南立石本町	147	261	18																																																																																															
	南立石八幡町	186	322	12																																																																																															
	南荘園町	701	1,624	43																																																																																															
	鶴見園町	307	633	39																																																																																															
	観海寺	172	324	12																																																																																															
鶴見地区	扇山	3,228	6,481	257																																																																																															

新					旧					備考	
	鶴見	1,605	3,233	155							
	荘園	1,343	2,482	190							
大平山地区	小倉	683	1,374	49							
	竹の内	1,482	3,285	139							
	大畑	1,059	2,257	92							
	朝日ヶ丘町	324	551	23							
	荘園北町	339	482	42							
緑丘地区	東荘園1丁目	77	156	5							
	東荘園2丁目	165	350	18							
	東荘園3丁目	187	394	20							
	東荘園4丁目	279	555	25							
	東荘園5丁目	163	386	11							
	東荘園6丁目	106	235	10							
	東荘園7丁目	51	110	4							
	東荘園8丁目	61	143	7							
	東荘園9丁目	35	80	3							
	緑丘町	346	718	18							
	実相寺	722	1,523	43							
	西地区	原町	559	1,063	53						
		中島町	609	1,165	82						
光町1区		210	370	20							
光町2区		354	538	38							
光町3区		131	258	12							
朝見1丁目1区		216	321	22							
朝見2丁目		334	598	38							
朝見3丁目		252	421	31							
乙原	38	69	4								
青山地区	中央町	189	274	12							
	西野口町	677	1,213	50							
	田の湯町	493	820	27							
	上田の湯町	737	1,360	54							
	青山町	534	1,081	43							
	上原町	509	994	39							
	山の手町	965	2,087	63							
境川地区	上野口町1区	193	346	24							
	上野口町2区	455	871	61							
	天満町1区	175	345	16							
	天満町2区	474	899	47							

新					旧					備考	
野口地区	石垣西 1 丁目	110	278	9							
	石垣西 2 丁目	276	640	27							
	石垣西 3 丁目	430	918	40							
	幸町	556	920	37							
	富士見町	388	679	30							
	野口中町	600	989	55							
	野口元町 1 区	347	480	29							
	野口元町 2 区	277	423	28							
	駅前本町	297	418	20							
	駅前町	254	366	15							
	朝日地区	明礬	127	206	19						
		湯山	57	99	4						
		火売	1,115	2,283	87						
		馬場	1,303	2,866	105						
		北中	795	1,459	62						
新別府		842	1,842	58							
春木川地区	春木	311	633	15							
石垣地区	南須賀	87	188	11							
	石垣西 4 丁目	272	549	18							
	石垣西 5 丁目	263	520	20							
	石垣西 6 丁目	286	592	15							
	石垣西 7 丁目	243	521	19							
	石垣西 8 丁目	311	601	24							
	石垣西 9 丁目	292	549	25							
	石垣西 10 丁目	475	879	29							
由布市											
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数							
塚原地区	塚原地区	155	326	32							
<p>*表に示されている世帯数、人数、避難行動要支援者数は、令和2年3月1日現在の数値であり、避難対象となる人数を算出するために便宜上掲載したものである。市は、平常時から避難対象となる行政区の情報を随時更新し整理しておく。</p>											

新					旧					備考
表 8-3 噴火警戒レベル5の避難対象地区、人数（伽藍岳） R.2.3.1 現在										
噴火警戒レベル5（一次避難区域）										
由布市										
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数						
塚原地区	塚原地区	155	326	32						
噴火警戒レベル5（二次避難区域）										
別府市										
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数						
朝日地区	明礬	127	206	19						
	湯山	57	99	4						
	天間	44	77	14						
大平山地区	小倉	683	1,374	49						
	竹の内	1,482	3,285	139						
由布市										
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数						
塚原地区	塚原地区	155	326	32						
噴火警戒レベル5（三次避難区域）										
別府市										
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数						
朝日地区	明礬	127	206	19						
	湯山	57	99	4						
	天間	44	77	14						
	火売	1,115	2,283	87						
	北中	795	1,459	62						
	鉄輪上	182	334	11						
	風呂本	76	142	8						
	御幸	194	287	18						
	井田	38	76	7						
	鉄輪東	832	1,639	63						
	北鉄輪	508	937	43						
	新別府	842	1,842	58						
	馬場	1,303	2,866	105						
大平山地区	小倉	683	1,374	49						

新					旧					備考
	竹の内	1,482	3,285	139						
	大畑	1,059	2,257	92						
	朝日ヶ丘町	324	551	23						
鶴見地区	扇山	3,228	6,481	257						
	鶴見	1,605	3,233	155						
	荘園	1,343	2,482	190						
南立石地区	堀田	449	697	42						
緑丘地区	荘園北町	339	482	42						
	東荘園1丁目	77	156	5						
	東荘園2丁目	165	350	18						
	東荘園3丁目	187	394	20						
	東荘園4丁目	279	555	25						
	東荘園5丁目	163	386	11						
	東荘園6丁目	106	235	10						
	東荘園7丁目	51	110	4						
	東荘園8丁目	61	143	7						
	東荘園9丁目	35	80	3						
	緑丘町	346	718	18						
	実相寺	722	1,523	43						
春木川地区	中須賀元町	318	628	44						
	春木	311	633	15						
	桜ヶ丘町	622	946	29						
上人地区	亀川四の湯町2区	655	1,274	79						
	上人西	451	794	37						
	上平田町	412	766	45						
	大観山町	186	410	15						
宇佐市										
	地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動 要支援者数					
	南畑地区	小田	28	45	7					
		丸田	14	27	2					
		大内	14	22	3					
	東椎屋地区	東椎屋	41	76	6					
	萱籠地区	萱籠	53	79	7					
由布市										
	地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動 要支援者数					
	塚原地区	塚原地区	155	326	32					

新	旧	備考	
<p>※表に示されている世帯数、人数、避難行動要支援者数は、令和2年3月1日現在の数値であり、避難対象となる人数を算出するために便宜上掲載したものである。市は、平常時から避難対象となる行政区の情報を随時更新し整理しておく。</p>			
<p>表 8-4 避難実施市町 開設避難所候補一覧 R2.10.2 現在</p>			
別府市			
No	施設名	住所	想定収容人数 (1人あたり4㎡)
1	浜脇中学校体育館	別府市大字浜脇 1208	101
2	南部地区公民館体育館	別府市浜脇 1-8-20	79
3	南小学校体育館	別府市浜脇 3-7-13	128
4	ふれあい広場サザンクロス視聴覚教室(3階)	別府市千代町 1-8	45
5	別府中央小学校体育館	別府市京町 818-26	164
6	春木川小学校体育館	別府市大字北石垣 1218-5	78
7	上人小学校体育館	別府市大字北石垣 171	81
8	北部地区公民館体育館	別府市上人ヶ浜町 6-54	38
9	あすなる館	別府市平田町 14-24	40
10	亀川小学校体育館	別府市大字内蔵 1179	74
11	別府市立北部中学校体育館	別府市大字亀川 231	122
12	旧別府羽室台高校体育館	別府市大字野田 565	168
13	すきっぷパーク	別府市国立第二	27
合計			1,145
由布市			
No	施設名	住所	想定収容人数 (1人あたり4㎡)
1	庄内公民館	由布市庄内町大龍 1400	125
2	旧大津留小学校体育館	由布市庄内町東大津留 635	200
3	庄内体育センター	由布市庄内町大龍 2131	250
4	由布市湯布院地域複合施設	由布市湯布院町川上 3738-1	175
5	湯布院B&G海洋センター	由布市湯布院町川北 1205	250
6	湯布院福祉センター	由布市湯布院町川上 2863	105
合計			1,105

新				旧	備考
宇佐市					
No	施設名	住所	想定収容人数 (1人あたり4㎡)		
1	四日市公民館麻生分館(旧麻生小学校)	宇佐市大字麻生 5041	220		
2	麻生地区活性化センター	宇佐市大字麻生 8-1	110		
3	横山小学校	宇佐市大字上元重 859-1	260		
4	横山小学校(体育館)	宇佐市大字上元重 859-1	150		
5	長峰小学校	宇佐市大字佐野 686-2	450		
6	長峰小学校(体育館)	宇佐市大字佐野 686-2	110		
7	上赤尾老人憩の家	宇佐市大字赤尾 2715	30		
8	長峰地区活性化センター	宇佐市大字佐野 629	60		
9	清水地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字清水 153-5	20		
10	天津小学校	宇佐市大字下敷田 264-1	520		
11	天津小学校(体育館)	宇佐市大字下敷田 264-1	210		
12	天津農村婦人の家	宇佐市大字下敷田 1103-2	30		
13	天津地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字下敷田 76-1	30		
14	高家小学校	宇佐市大字東高家 288	480		
15	高家小学校(体育館)	宇佐市大字東高家 288	150		
16	八幡小学校	宇佐市大字上乙女 283-1	330		
17	八幡小学校(体育館)	宇佐市大字上乙女 283-1	110		
18	尾永井地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字尾永井 1022	30		
19	糸口小学校	宇佐市大字上時枝 600-1	450		
20	糸口小学校(体育館)	宇佐市大字上時枝 600-1	110		
21	北部中学校	宇佐市大字下時枝 369-1	1,050		
22	北部中学校(体育館)	宇佐市大字下時枝 369-1	180		
23	農業者トレーニングセンター	宇佐市大字下高 720	260		
24	糸口山老人憩の家	宇佐市大字猿渡 1160-36	20		
25	四日市北小学校	宇佐市大字四日市 1351-1	900		
26	四日市北小学校(体育館)	宇佐市大字四日市 1351-1	260		
27	四日市南小学校	宇佐市大字四日市 1726	820		
28	四日市南小学校(体育館)	宇佐市大字四日市 1726	150		
29	四日市コミュニティセンタ	宇佐市大字四日市 111-2	300		

新				旧				備考
	二							
30	西部中学校	宇佐市大字四日市 3315	1,350					
31	西部中学校 (体育館・道場)	宇佐市大字四日市 3315	330					
32	駅館小学校	宇佐市大字上田 394-2	900					
33	駅館小学校 (体育館)	宇佐市大字上田 394-2	110					
34	上田老人憩の家	宇佐市大字上田 488	30					
35	畑田老人憩の家	宇佐市大字畑田 1337	30					
36	駅川公民館	宇佐市大字法鏡寺 224	60					
37	宇佐市総合運動場・武道場	宇佐市大字川部 1591	260					
38	宇佐市総合体育館	宇佐市大字川部 1571-1	410					
39	豊川小学校	宇佐市大字大塚 542-2	480					
40	豊川小学校 (体育館)	宇佐市大字大塚 542-2	180					
41	駅川中学校	宇佐市大字闇 153	900					
42	駅川中学校 (体育館)	宇佐市大字闇 153	180					
43	下拝田地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字下拝田 233-2	30					
44	上拝田公民館	宇佐市大字上拝田 372	30					
45	西馬城小学校	宇佐市大字上矢部 1069	260					
46	西馬城小学校 (体育館)	宇佐市大字上矢部 1069	180					
47	上矢部公民館	宇佐市大字上矢部 1308-1	30					
48	宇佐小学校	宇佐市大字南宇佐 2007	450					
49	宇佐小学校 (体育館)	宇佐市大字南宇佐 2007	110					
50	宇佐公民館	宇佐市大字南宇佐 2150-1	110					
51	小向野地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字小向野 367	20					
52	封戸小学校	宇佐市大字刈宇田 59	410					
53	封戸小学校 (体育館)	宇佐市大字刈宇田 59	180					
54	北馬城小学校	宇佐市大字岩崎 781	480					
55	北馬城小学校 (体育館)	宇佐市大字岩崎 781	110					
56	宇佐中学校	宇佐市大字橋津 434	750					
57	宇佐中学校 (体育館)	宇佐市大字橋津 434	220					
58	出光地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字出光 408-4	20					
59	日足地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字日足 747	30					
60	山地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字山 389-1	20					
61	長洲小学校	宇佐市大字長洲 630	970					
62	長洲小学校 (体育館)	宇佐市大字長洲 630	180					

新				旧				備考			
63	長洲中学校	宇佐市大字長洲 1527	1,270								
64	長洲中学校 (体育館)	宇佐市大字長洲 1527	300								
65	東の東老人憩の家	宇佐市大字長洲 3135-2	30								
66	長洲公民館	宇佐市大字長洲 1600-1	180								
67	シルバーセンター平成館	宇佐市大字長洲 674	50								
68	柳ヶ浦小学校	宇佐市大字江須賀 2406	970								
69	柳ヶ浦小学校 (体育館)	宇佐市大字江須賀 2406	220								
70	江須賀老人憩の家	宇佐市大字江須賀 1401-1	20								
71	和間小学校	宇佐市大字松崎 1514	410								
72	和間小学校 (体育館)	宇佐市大字松崎 1514	110								
73	和間地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字松崎 1795	60								
74	南院内地区コミュニティセンター	宇佐市院内町下恵良 672	70								
75	南院内小学校	宇佐市院内町下恵良 687	410								
76	南院内小学校 (体育館)	宇佐市院内町下恵良 687	110								
77	羽馬礼分校	宇佐市院内町羽馬礼 212-1	60								
78	老人憩いの家	宇佐市院内町上余 160	60								
79	上院内分校	宇佐市院内町定別当 44	110								
80	院内地区コミュニティセンター	宇佐市院内町景平 235	70								
81	中部小学校	宇佐市院内町山城 91	480								
82	中部小学校 (体育館)	宇佐市院内町山城 91	150								
83	院内中学校	宇佐市院内町山城 54	900								
84	院内中学校 (体育館)	宇佐市院内町山城 54	220								
85	山村開発センター(院内支所 庁舎)	宇佐市院内町山城 39	70								
86	高並地区多目的共同利用施設	宇佐市院内町小稲 22-1	70								
87	高並体育館	宇佐市院内町小稲 24-1	110								
88	院内北部小学校	宇佐市院内町櫛野 646-1	480								
89	院内北部小学校 (体育館)	宇佐市院内町櫛野 646-1	180								
90	両川地区公民館	宇佐市院内町香下 207-2	90								
91	総合保健福祉センター	宇佐市安心院町下毛 2111-1	520								
92	安心院小学校	宇佐市安心院町木叢 115-1	670								
93	安心院小学校 (体育館)	宇佐市安心院町木叢 115-1	180								
94	安心院中学校	宇佐市安心院町下毛 2222-1	900								
95	安心院中学校 (体育館)	宇佐市安心院町下毛 2222-1	220								
96	佐田地区公民館	宇佐市安心院町佐田 246-1	70								

新				旧	備考
97	佐田小学校	宇佐市安心院町佐田 215	520		
98	佐田小学校 (体育館)	宇佐市安心院町佐田 215	110		
99	津房地区公民館	宇佐市安心院町六郎丸 666-2	90		
100	津房小学校	宇佐市安心院町六郎丸 380-2	480		
101	津房小学校 (体育館)	宇佐市安心院町六郎丸 380-2	150		
102	深見地区公民館	宇佐市安心院町矢畑 25-1	90		
103	深見小学校	宇佐市安心院町矢畑 40-2	520		
104	深見小学校 (体育館)	宇佐市安心院町矢畑 40-2	110		
合計			29,500		

表 8-5 避難受入市町村 開設避難所候補一覧 R2.10.2 現在

大分市

No	施設名	住所	想定収容人数 (1人あたり4㎡)
1	金池小学校	大分市金池町 3-1-90	176
2	J:COM ホルトホール大分	大分市金池南町 1-5-1	187
3	上野ヶ丘中学校	大分市上野町 4-5	195
4	大分上野丘高等学校	大分市上野丘 2-10-1	320
5	コンパルホール	大分市府内町 1-5-38	539
6	(旧) 荷揚町小学校	大分市荷揚町 3-49	198
7	長浜小学校	大分市長浜町 2-6-25	176
8	(旧) 中島小学校	大分市中島西 2-1-52	178
9	浜町保育所	大分市新川西 6組	93
10	頌田学園	大分市泉町 8-41	480
11	春日町小学校	大分市西春日町 1-48	172
12	王子中学校	大分市南春日町 6-1	345
13	生石保育所	大分市王子西町 8-11	86
14	大分西部公民館	大分市王子新町 5-1	113
15	大道小学校	大分市大道町 2-9-57	176
16	県立聾学校	大分市東大道 2-5-12	200
17	西の台小学校	大分市にじが丘 3-1717-1	211
18	大分西中学校	大分市高崎 2-20-1	195
19	大分西高等学校	大分市新春日町 2-1-1	300
20	大分市立八幡小学校	大分市大字生石 82-1	176
21	神崎小学校	大分市大字神崎 1798	176
22	豊府小学校	大分市大字羽屋 13-1	195

新				旧	備考
23	南大分公民館	大分市大字豊饒 76-1	125		
24	南大分体育館	大分市大字豊饒 380	280		
25	城南小学校	大分市大字永興 492-1	186		
26	城南中学校	大分市大字窪隈 754-19	195		
27	滝尾小学校	大分市大字羽田 515-1	176		
28	滝尾校区公民館	大分市大字羽田 518	43		
29	下郡小学校	大分市下郡北 3-17-23	238		
30	森岡小学校	大分市大字曲 1041-2	132		
31	大分南部公民館	大分市大字曲 1113	135		
32	森岡校区公民館	大分市大字津守 307	28		
33	津留小学校	大分市東津留 1-4-1	180		
34	舞鶴小学校	大分市西浜 2-1	176		
35	東大分小学校	大分市萩原 1-10-30	176		
36	城東中学校	大分市牧上町 14-19	262		
37	日岡小学校	大分市日岡 2-2-1	231		
38	大分東部公民館	大分市日吉町 3-1	395		
39	桃園小学校	大分市山津町 2-7-1	176		
40	原川中学校	大分市寺崎町 1-10-1	195		
41	明野東小学校	大分市明野東 3-2-1	167		
42	明野西小学校	大分市明野南 2-6-1	226		
43	明野北小学校	大分市明野北 4-10-1	176		
44	明野中学校	大分市明野南 3-7-1	211		
45	明治明野公民館	大分市明野北 4-7-8	132		
46	鶴崎小学校	大分市南鶴崎 3-3-1	164		
47	鶴崎公民館	大分市東鶴崎 1-1-7	127		
48	小中島公民館	大分市小中島 3-1-37	117		
49	三佐小学校	大分市三佐 5-6-8	181		
50	家島公民館	大分市大字家島 986	25		
51	別保小学校	大分市大字森町 963-1	176		
52	鶴崎中学校	大分市大字皆春 1200-1	193		
53	学校法人上東学園 もりまち幼稚園	大分市大字森町 403-2	75		
54	明治小学校	大分市大字猪野 74	211		
55	大東中学校	大分市大字横尾 2843-4	195		
56	明治北小学校	大分市大字小池原 428-1	176		
57	高田小学校	大分市大字下徳丸 38-2	176		
58	松岡小学校	大分市大字松岡 5047	175		
59	川添小学校	大分市大字宮河内 4566	176		
60	宮河内ハイランド公民館	大分市大字宮河内 3769-192	79		

新				旧				備考
61	陽光台公民館	大分市大字迫 9-44	47					
62	広内公民館	大分市大字広内 752	25					
63	上戸次小学校	大分市大字端登 1792	87					
64	大塔公民館	大分市上戸次 3478	15					
65	戸次中学校	大分市大字中戸次 4508-1	195					
66	判田小学校	大分市大字中判田 1818	174					
67	判田中学校	大分市大字中判田 2254	227					
68	判田米良公民館	大分市大字上判田 3766-2	37					
69	大分南高等学校	大分市大字中判田 2373-1	403					
70	ひばりヶ丘公民館	大分市ひばりヶ丘 2-6-1	58					
71	竹中小学校	大分市大字竹中 2821-1	116					
72	竹中中学校	大分市大字竹中 3621	176					
73	河原内くすのきホール	大分市大字河原内 3863-2	75					
74	吉野小学校	大分市大字辻 654	174					
75	吉野中学校	大分市大字辻 812	176					
76	植田小学校	大分市大字木ノ上 433-1	182					
77	植田公民館	大分市大字玉沢 789	159					
78	植田西中学校	大分市大字田原 378	176					
79	胡麻鶴公民館	大分市大字栖野 614-2	25					
80	宗方小学校	大分市松ヶ丘 1-24-1	176					
81	下宗方公民館	大分市大字下宗方 1295-1	41					
82	上宗方公民館	大分市大字上宗方 1246-1	61					
83	横瀬小学校	大分市大字横瀬 1109-1	176					
84	横瀬西小学校	大分市大字横瀬 2469	176					
85	東植田小学校	大分市大字田尻 499-1	180					
86	田尻小学校	大分市大字田尻 1250	176					
87	寒田小学校	大分市大字寒田 684-4	176					
88	植田東中学校	大分市大字寒田 1369-1	176					
89	敷戸小学校	大分市敷戸北町 12-1	211					
90	鶯野小学校	大分市大字鶯野 108-1	176					
91	賀来中学校	大分市大字賀来 101-3	245					
92	賀来公民館	大分市大字中尾 495-1	31					
93	大在西小学校	大分市角子原 1-4-41	234					
94	大在小学校	大分市横田 1-15-58	176					
95	大在中学校	大分市大字政所 2602-12	187					
96	大在公民館	大分市政所 1-4-18	195					
97	大在浜公民館	大分市大在浜 2-9-11	320					
98	坂ノ市小学校	大分市坂ノ市中央 5-8-1	539					

新				旧	備考
99	坂ノ市中学校	大分市坂ノ市南 2-9-72	191		
100	坂ノ市公民館	大分市坂ノ市西 1-10-6	92		
101	細公民館	大分市大字細 88-1	62		
102	大分東高等学校	大分市大字屋山 2009	226		
103	和光保育園	大分市里 2-1-23	30		
104	丹生小学校	大分市大字佐野 2660-2	162		
105	久土公民館	大分市大字久土 975-1	31		
106	延命寺公民館	大分市大字丹川 2440	17		
107	こうざき小学校	大分市大字本神崎 945-2	110		
108	(旧)木佐上小学	大分市大字木佐上 817	110		
109	(旧)大志生木小学校	大分市大字志生木 207-1	188		
110	佐賀関中学校	大分市大字佐賀関 2 / 115-2	180		
111	佐賀関小学校	大分市大字佐賀関 1104	169		
112	佐賀関公民館	大分市大字佐賀関 1407-27 (佐賀関市民センター内)	149		
113	関崎海星館	大分市大字佐賀関 4057-419	23		
114	田中体育館	大分市大字佐賀関 639-1	189		
115	白木体育館	大分市大字白木 2357	171		
116	田ノ浦生活改善センター	大分市田ノ浦	40		
117	一尺屋小学校体育館	大分市大字一尺屋 2368-1	96		
118	野津原小学校	大分市大字野津原 1774-1	103		
119	野津原公民館	大分市大字野津原 2885	157		
120	野津原中学校	大分市大字野津原 2978-13	137		
121	(旧)野津原中部小学校	大分市大字竹矢 2108-1	90		
122	(旧)野津原西部小学校	大分市大字上詰 704-1	72		
123	今市健康増進センター	大分市大字今市 1099-26	128		
124	南大分小学校	大分市二又町 2丁目 4番 1号	198		
合計			19,985		
中津市					
No	施設名	住所	想定収容人数 (1人あたり4㎡)		
1	南部公民館	中津市 1468 (京町)	45		
2	城北中学校	中津市字小祝 525-11	281		
3	北部公民館	中津市大字角木 494-1	60		
4	豊田公民館	中津市大字上宮永 29-1	66		
5	沖代公民館	中津市沖代町 1-6-52	68		
6	小楠コミュニティセンタ	中津市大字一ツ松 251	174		

新				旧		備考
	<u>二</u>					
7	<u>鶴居文化センター</u>	<u>中津市大字高瀬 1042</u>		<u>176</u>		
8	<u>鶴居コミュニティセンタ</u> <u>二</u>	<u>中津市大字相原 3740-1</u>		<u>65</u>		
9	<u>如水コミュニティーセンタ</u> <u>二</u>	<u>中津市大字合馬 479-1</u>		<u>31</u>		
10	<u>大幡コミュニティセンタ</u> <u>二</u>	<u>中津市大字大貞 371-403</u>		<u>69</u>		
11	<u>三保交流センター</u>	<u>中津市大字福島 1902</u>		<u>62</u>		
12	<u>和田コミュニティセンタ</u> <u>二</u>	<u>中津市大字定留 1929</u>		<u>66</u>		
13	<u>今津コミュニティセンター</u>	<u>中津市大字植野 1972-1</u>		<u>37</u>		
14	<u>真坂小学校</u>	<u>中津市三光白木 432</u>		<u>368</u>		
15	<u>三光福祉保健センター</u>	<u>中津市三光成恒 421-1</u>		<u>154</u>		
16	<u>秣小学校</u>	<u>中津市三光西秣 1204</u>		<u>316</u>		
17	<u>深水小学校</u>	<u>中津市三光上深水 75</u>		<u>310</u>		
18	<u>やかた田舎の学校</u>	<u>中津市本耶馬溪町東屋形 510</u>		<u>60</u>		
19	<u>樋田地区公民館</u>	<u>中津市本耶馬溪町樋田 277-2</u>		<u>30</u>		
20	<u>本耶馬溪公民館</u>	<u>中津市本耶馬溪町曾木 1800</u>		<u>172</u>		
21	<u>上津地区公民館</u>	<u>中津市本耶馬溪町折元 1233-3</u>		<u>24</u>		
22	<u>東谷地区公民館</u>	<u>中津市本耶馬溪町東谷 2319</u>		<u>17</u>		
23	<u>西谷地区公民館</u>	<u>中津市本耶馬溪町西谷 2810-2</u>		<u>132</u>		
24	<u>城井地区公民館</u>	<u>中津市耶馬溪町大字平田 1418-1</u>		<u>84</u>		
25	<u>耶馬溪地区公民館サニーホ</u> <u>ール</u>	<u>中津市耶馬溪町大字柿坂 520</u>		<u>188</u>		
26	<u>津民地区公民館</u>	<u>中津市耶馬溪町大字大野 1083</u>		<u>51</u>		
27	<u>山移地区公民館</u>	<u>中津市耶馬溪町大字山移 3326-1</u>		<u>68</u>		
28	<u>旧山移診療所医師住宅</u>	<u>中津市耶馬溪町大字山移 3813 番地 1</u>		<u>23</u>		
29	<u>深耶馬地区公民館</u>	<u>中津市耶馬溪町大字深耶馬 2952</u>		<u>43</u>		
30	<u>下郷小学校</u>	<u>中津市耶馬溪町大字大島 190-2</u>		<u>121</u>		
31	<u>三郷小学校</u>	<u>中津市山国町字曾 727</u>		<u>212</u>		
32	<u>コアやまくに</u>	<u>中津市山国町守夷 130</u>		<u>325</u>		
33	<u>山国中学校</u>	<u>中津市山国町守夷 281</u>		<u>190</u>		
34	<u>槻木交流センター</u>	<u>中津市山国町槻木 1075</u>		<u>30</u>		
35	<u>南部小学校</u>	<u>中津市 1309 (三ノ丁)</u>		<u>208</u>		
36	<u>南部幼稚園</u>	<u>中津市 1282-1 (三ノ丁)</u>		<u>81</u>		
37	<u>小幡記念図書館</u>	<u>中津市 1366-1 (片端町)</u>		<u>84</u>		
38	<u>北部小学校</u>	<u>中津市 666 (山ノ下)</u>		<u>264</u>		
39	<u>北部幼稚園</u>	<u>中津市大字大塚 23-1</u>		<u>69</u>		

新				旧	備考
40	中津支援学校	中津市大字大塚1	1,375		
41	米山老人憩の家	中津市大字蛸瀬 1321-6	46		
42	新大塚老人憩の家	中津市大字大塚 1717	33		
43	豊田小学校	中津市大字島田 594-1	380		
44	豊田幼稚園	中津市大字島田 699	68		
45	中津体育センター	中津市豊田町 14-38	281		
46	中津文化会館	中津市豊田町 14-38	121		
47	東九州龍谷高等学校	中津市大字中殿 527	1,500		
48	中津南高等学校	中津市大字高畑 2093	2,750		
49	第二保育所	中津市大字上宮永 355	62		
50	生涯学習センター(まなび ん館)	中津市中央町 1-3-45	92		
51	豊陽中学校	中津市中央町 1-4-50	400		
52	中津北高等学校	中津市中央町 1-6-83	1,750		
53	中津市教育福祉センター	中津市沖代町 1-1-11	201		
54	沖代小学校	中津市中央町 2-3-33	335		
55	沖代幼稚園	中津市中央町 2-3-33	78		
56	中津中学校	中津市大字牛神 459-2	236		
57	小楠小学校	中津市大字一ツ松 62-1	330		
58	小楠幼稚園	中津市大字宮夫 55-1	79		
59	大分県立工科短期大学校	中津市大字東浜 407-27	860		
60	第五保育所	中津市大字高瀬 1053-1	53		
61	鶴居小学校	中津市大字湯屋 202-2	275		
62	鶴居幼稚園	中津市大字湯屋 209-1	54		
63	緑ヶ丘中学校	中津市大字永添 2454-1	303		
64	如水小学校	中津市大字上如水 112	99		
65	如水幼稚園	中津市大字上如水 83-1	77		
66	中津東高等学校	中津市大字上如水 145-3	3,000		
67	大幡小学校	中津市大字大貞 209-2-1	329		
68	大幡幼稚園	中津市大字大貞 209-2-1	66		
69	中津市総合体育館(ダイハ ツ九州アリーナ)	中津市大字大貞 377-1	695		
70	第三保育所	中津市大字伊藤田 2941	98		
71	三保小学校	中津市大字伊藤田 3321	131		
72	三保幼稚園	中津市大字福島 1895	44		
73	三保文化センター	中津市大字伊藤田 2983-2	67		
74	田尻老人憩の家	中津市大字田尻 1070	33		
75	和田幼稚園	中津市大字定留 1944-1	34		

新				旧	備考
76	和田小学校	中津市大字定留 1950	216		
77	中津東体育館	中津市大字是則 957-43	187		
78	東中津中学校	中津市大字是則 845	278		
79	今津小学校	中津市大字植野 1372-2	248		
80	今津幼稚園	中津市大字植野 1371-2	13		
81	今津中学校	中津市大字植野 1889-2	231		
82	犬丸集会所	中津市大字犬丸 646	40		
83	真坂活性化センター	中津市三光佐知 228-1	37		
84	原口集会所	中津市三光原口 276-4	30		
85	上秣宮農集団研修センター	中津市三光上秣 777-1	21		
86	諫山自治公民館	中津市三光諫山 1136	24		
87	成恒集会所	中津市三光成恒 269	20		
88	下田口集会所	中津市三光田口 2033	39		
89	池部住宅集会所	中津市三光西秣 516	8		
90	長谷集会所	中津市三光西秣 1700-4	12		
91	土田集会所	中津市三光白木 1495-4	25		
92	白木集会所	中津市三光白木 1040	33		
93	小袋農業研修所	中津市三光小袋 685-1	23		
94	上田口集会所	中津市三光田口 958-1	19		
95	屋形下地区集会所	中津市本耶馬溪町東屋形 618	13		
96	今行・下屋形地区集会所	中津市本耶馬溪町今行 3-2	17		
97	樋田小学校	中津市本耶馬溪町樋田 94	491		
98	禅海スポーツセンター	中津市本耶馬溪町曾木 1800	206		
99	水取多目的集会所	中津市本耶馬溪町跡田 158-1	18		
100	羅漢多目的集会所	中津市本耶馬溪町跡田 1740-3	13		
101	上津小学校	中津市本耶馬溪町折元 662	445		
102	東谷上地区集会所	中津市本耶馬溪町東谷 3788-1	12		
103	東谷下地区集会所	中津市本耶馬溪町東谷 902	13		
104	西谷上活性化センター	中津市本耶馬溪町西谷 4101	19		
105	西谷下地区集会所	中津市本耶馬溪町西谷 797-3	16		
106	岩屋多目的集会施設	中津市耶馬溪町大字平田 65	22		
107	中村営農研修センター	中津市耶馬溪町大字平田 668-5	20		
108	小友田公民館	中津市耶馬溪町大字小友田	13		
109	三尾母公民館	中津市耶馬溪町大字三尾母 423-3	16		
110	福土公民館	中津市耶馬溪町大字福土	17		
111	上福土高齢者活動促進施設	中津市耶馬溪町大字福土	8		
112	福土台公民館	中津市耶馬溪町大字福土 1174-98	4		
113	口ノ林営農研修センター	中津市耶馬溪町大字戸原 1774-1	23		

新				旧	備考
114	上戸原生活改善センター	中津市耶馬溪町大字戸原 1393-1	21		
115	下戸原公民館	中津市耶馬溪町大字戸原 103	18		
116	木ノ子生活改善センター	中津市耶馬溪町大字戸原 263-5	22		
117	朝日ヶ丘集会所	中津市耶馬溪町大字柿坂 289-9	9		
118	耶馬溪中学校	中津市耶馬溪町大字柿坂 684	200		
119	栃木多目的集会施設	中津市耶馬溪町大字栃木 38-1	21		
120	中畑集落公民館	中津市耶馬溪町大字中畑	11		
121	上ノ川内公民館	中津市耶馬溪町大字中畑 926-1	12		
122	柚木公民館	中津市耶馬溪町大字大野 197-1	9		
123	大野中央多目的集会施設	中津市耶馬溪町大字大野 2847-2	16		
124	榎木多目的集会施設	中津市耶馬溪町大字大野 2268-3	22		
125	両午林業の家	中津市耶馬溪町大字川原口 157-4	14		
126	中村生活改善センター	中津市耶馬溪町大字川原口	19		
127	永岩公民館	中津市耶馬溪町大字川原口	11		
128	小屋ノ原生活改善センター	中津市耶馬溪町大字川原口 1020	13		
129	相ノ原公民館	中津市耶馬溪町大字川原口	8		
130	鷹丸多目的集会施設	中津市耶馬溪町大字山移 5698	16		
131	原井生活改善センター	中津市耶馬溪町大字山移	22		
132	持田公民館	中津市耶馬溪町大字山移 3817-3	22		
133	八木蔭生活改善センター	中津市耶馬溪町大字山移 4020	19		
134	上ノ畑農業構造改善センター	中津市耶馬溪町大字山移	16		
135	百谷生活改善センター	中津市耶馬溪町大字山移	19		
136	上百谷公民館	中津市耶馬溪町大字山移 4690-5	5		
137	深耶馬東多目的集会施設	中津市耶馬溪町大字深耶馬 204-3	16		
138	小柿山生活改善センター	中津市耶馬溪町大字深耶馬 1059-2	19		
139	深耶馬体育館	中津市耶馬溪町大字深耶馬 1481-4	115		
140	寺小野公民館	中津市耶馬溪町大字深耶馬 1619-1	16		
141	折戸農林業家婦人活動促進施設	中津市耶馬溪町大字深耶馬 2147-1	13		
142	深耶馬温泉館	中津市耶馬溪町大字深耶馬 2941	10		
143	藤木公民館	中津市耶馬溪町大字深耶馬 3591-1	10		
144	隨雲寺公民館	中津市耶馬溪町大字大島 1442-2	19		
145	奥ノ鶴公民館	中津市耶馬溪町大字大島 922-3	17		
146	金吉下・大久保生活改善センター	中津市耶馬溪町大字金吉	40		
147	鹿熊公民館	中津市耶馬溪町大字大島 2640-1	10		
148	元奥畑分校	中津市耶馬溪町大字大島	23		

新				旧	備考
149	上台生活改善センター	中津市耶馬溪町大字大島 4302	12		
150	金吉上公民館	中津市耶馬溪町大字金吉 712-1	15		
151	内山・上ノ原公民館	中津市耶馬溪町大字金吉 4670-1	14		
152	床波公民館	中津市耶馬溪町大字金吉	15		
153	行広公民館	中津市耶馬溪町大字金吉 1610-1	13		
154	山浦生活改善センター	中津市耶馬溪町大字金吉 1793-1	19		
155	提鶴高齢者活動促進施設	中津市耶馬溪町大字金吉	11		
156	伊福山村活性化支援センター	中津市耶馬溪町大字金吉 2552-1	21		
157	鎌城農村多目的共同利用施設	中津市耶馬溪町大字金吉 5157	20		
158	貞曾高齢者活動促進施設	中津市耶馬溪町大字樋山路 323-1	38		
159	樋山路中組山村活性化支援センター	中津市耶馬溪町大字樋山路 2054-3	27		
160	両畑生活改善センター	中津市耶馬溪町大字樋山路 1612	19		
161	橋本多目的集会施設	中津市耶馬溪町大字宮園 16-3	31		
162	宮園農林漁家婦人活動施設	中津市耶馬溪町大字宮園 337	31		
163	江淵公民館	中津市耶馬溪町大字宮園 662-3	14		
164	一ツ戸生活改善センター	中津市耶馬溪町大字宮園 952-1	22		
165	大曲生活改善センター	中津市山国町草本 785-4	7		
166	田良川多目的集会施設	中津市山国町草本 1073-1	18		
167	草本公民館	中津市山国町草本 571-1	17		
168	小屋川農業研修所	中津市山国町小屋川 685-4	22		
169	羽高生活改善センター	中津市山国町中摩 1000-4	9		
170	奥谷地区多目的集会施設	中津市山国町中摩 1925-2	17		
171	吉野地区集会所	中津市山国町吉野 757	12		
172	溝部小学校	中津市山国町吉野 754	67		
173	平小野生活改善センター	中津市山国町平小野 569-4	15		
174	市平多目的集会施設	中津市山国町宇曾 2192-1	18		
175	守実高齢者コミュニティセンター	中津市山国町守実 167-6	34		
176	狩宿構造改善センター	中津市山国町守実 2325-6	9		
177	神谷地区構造改善センター	中津市山国町中摩 192-8	9		
178	庄屋村生活改善センター	中津市山国町中摩 6107-8	14		
179	上守実農業研修所	中津市山国町守実 1966	18		
180	成政公民館	中津市山国町守実 89-14	13		
181	第8分団詰所	中津市山国町藤野木 415-4	4		
182	草野河内生活改善センター	中津市山国町藤野木 535-1	6		
183	重尾公民館	中津市山国町藤野木 821-2	7		

新				旧	備考
184	市場公民館	中津市山国町字曾 1235-13	13		
185	大勢集会所	中津市山国町字曾 144	10		
186	字曾地区集落センター	中津市山国町字曾 1107-1	24		
187	犬王丸多目的集会施設	中津市山国町中摩 3559-4	7		
188	中摩コミュニティセンター	中津市山国町中摩 3230-1	59		
189	中摩下公民館	中津市山国町中摩 3042-2	8		
190	白地農業研究所	中津市山国町中摩 5545-4	12		
191	長尾野公民館	中津市山国町長尾野 475-3	13		
192	春田地区生活改善センター	中津市山国町中摩 4218-5	23		
193	旧毛谷村分校	中津市山国町槻木	14		
合計			25,723		
白杵市					
No	施設名	住所	想定収容人数 (1人あたり4㎡)		
1	白杵市民会館	白杵市大字白杵 72-83	159		
2	社会福祉センター	白杵市大字白杵 4-1	161		
3	諏訪山体育館	白杵市大字諏訪 592-5	272		
4	白杵市柔剣道場	白杵市大字白杵 81-95	146		
5	白杵中央公民館	白杵市大字白杵 2-107-562	170		
6	野津中央公民館	白杵市野津町大字野津市 184	225		
7	中白杵農村環境改善センター	白杵市大字武山 1838	143		
8	白杵小学校 体育館	白杵市大字白杵 65	117		
9	福良ヶ丘小学校 体育館	白杵市大字福良 360-1	117		
10	市浜小学校 体育館	白杵市大字戸室 503	117		
11	下南小学校 体育館	白杵市大字望月 815	97		
12	海辺小学校 体育館	白杵市大字大浜 173	102		
13	佐志生小学校 体育館	白杵市大字佐志生 3015-1	143		
14	下ノ江小学校 体育館	白杵市大字大野 1955	102		
15	下北小学校 体育館	白杵市大字稲田 892	180		
16	上北小学校 体育館	白杵市大字末広 2487-2	135		
17	白杵市文化財管理センター 体育館	白杵市大字吉小野 4296	102		
18	白杵南小学校 体育館	白杵市大字搔懐 1483	104		
19	野津小学校 体育館	白杵市野津町大字山頭 3100	134		
20	旧田野小学校 体育館	白杵市野津町大字亀甲 4014	78		
21	川登小学校 体育館	白杵市野津町大字清水原 1341	101		
22	南野津小学校 体育館	白杵市野津町大字西畑 600	95		

新				旧	備考
23	東中学校 体育館	臼杵市大字臼杵 71-18	249		
24	西中学校 体育館	臼杵市大字戸室 535	249		
25	北中学校 体育館	臼杵市大字江無田 132-1	241		
26	南中学校 体育館	臼杵市大字搔懐 2227-1	151		
27	野津中学校 体育館	臼杵市野津町大字野津市 666	225		
28	戸上ふれあい広場	臼杵市野津町大字西寒田 2989	32		
29	都松地区ふれあいセンター 体育館	臼杵市野津町大字都原 1014	89		
30	上浦・深江地区コミュニティセンター	臼杵市大字深江 1509	63		
31	宮本地域体育館	臼杵市大字東神野 3402	78		
32	西神野ふれあいセンター	臼杵市野津町大字西神野 1070	90		
33	臼杵高等学校 体育館	臼杵市大字海添 2521	226		
34	海洋科学高等学校 武道場	臼杵市大字諏訪 254-1-2	90		
35	南野津地区公民館	臼杵市野津町大字吉田 161	35		
36	田野地区公民館	臼杵市野津町大字亀甲 4010-2	55		
37	臼杵支援学校 体育館	臼杵市大字井村 911	99		
38	市浜地区コミュニティセンター	臼杵市大字前田 1851-8	99		
合計			5,071		
杵築市					
No	施設名	住所	想定収容人数 (1人あたり4㎡)		
1	杵築小学校	杵築市大字杵築 216	218		
2	杵築幼稚園	杵築市大字杵築 242-1	121		
3	杵築高校	杵築市大字本庄 2379	250		
4	宗近中学校	杵築市大字南杵築 2063	226		
5	東小学校	杵築市大字片野 1129-2	79		
6	東地区公民館	杵築市大字片野 1150-227	25		
7	八坂地区公民館	杵築市大字本庄 1388-1	62		
8	八坂小学校	杵築市大字八坂 2782-1	136		
9	北杵築小学校	杵築市大字溝井 454	97		
10	北杵築地区公民館	杵築市大字溝井 795-1	15		
11	豊洋小学校	杵築市大字奈多 231-1	134		
12	奈狩江地区公民館	杵築市大字狩宿 2113-1	25		
13	旧東山香小学校	杵築市山香町広瀬 512	114		
14	山香中学校	杵築市山香町野原 700-5	206		
15	山香小学校	杵築市山香町野原 2500	205		

新				旧	備考
16	山香農村環境改善センター	杵築市山香町野原 1413-3	25		
17	上村の郷	杵築市山香町久木野尾 3792-1	50		
18	旧上小学校	杵築市山香町大字久木野尾 3813-2	75		
19	上地区公民館	杵築市山香町大字久木野尾 3918-1	12		
20	立石地区公民館	杵築市山香町立石 2464	25		
21	旧向野小学校	杵築市山香町向野 2639	114		
合計			2,214		
日出町					
No	施設名	住所	想定収容人数 (1人あたり4㎡)		
1	南端地区公民館	日出町大字南畑 3731-3	85		
2	南端小学校	日出町大字南畑 1210-8	201		
3	豊岡地区公民館	日出町大字豊岡 5586	101		
4	豊岡小学校	日出町大字豊岡 3354-1	347		
5	日出中学校	日出町 2627	343		
6	日出小学校	日出町 2610-1	421		
7	日出町中央公民館	日出町 3891-2	322		
8	日出町中央体育館	日出町 3891-2	261		
9	藤原地区公民館	日出町藤原 4380-1	96		
10	藤原小学校	日出町藤原 5266-1	210		
11	日出町保健福祉センター	日出町大字藤原 2277-1	825		
12	川崎小学校	日出町大字川崎 1082	229		
13	川崎体育館	日出町大字川崎 3777-1	248		
14	大神地区公民館	日出町大神 2958-1	74		
15	大神小学校	日出町大字大神 3139-1	183		
16	大神中学校	日出町大字大神 3120	182		
合計			4,128		
<p>表 5 集合場所（避難実施市町）、避難中継所（受入市町村）候補一覧</p> <p>集合場所（避難実施市町）</p> <p>別府市</p>					
No	施設名	所在地	管理者名称		
1	浜脇公園・浜脇東浜公園	別府市浜脇 1丁目 6	別府市		
2	別府中央小学校	別府市京町 818-26	別府市		
3	上人小学校	別府市大字北石垣 171	別府市		

新				旧	備考
4	旧別府羽室台高校	別府市大字野田 565	大分県		
5	別府競輪場	別府市亀川東町1番36号	別府市		
6	別府市公設地方卸売市場	別府市古市町 881 番地 81	別府市		
宇佐市					
No	施設名	所在地	管理者名称		
1	津房地区公民館	宇佐市安心院町六郎丸 666-2	宇佐市		
2	津房小学校	宇佐市安心院町五郎丸 380-2	宇佐市		
由布市					
No	施設名	所在地	管理者名称		
1	塚原小学校	由布市湯布院町塚原 513 番地	由布市		
避難中継所（受入市町村）					
大分市					
No	施設名	所在地	管理者名称		
1	南大分スポーツパーク	大分市大字羽屋字柳本 432-1 外	大分市		
2	大洲総合運動公園	大分市大字青葉町 1	大分県（フェビルス・プランニング大分共同事業体）		
3	西部スポーツ交流広場	大分市金谷迫 836-1	大分市		
4	鶴崎スポーツパーク	大分市鶴崎字竹 88-2	大分市		
5	七瀬川自然公園	大分市字赤池 188 外	大分市		
6	佐野植物公園	大分市佐野字 3452-2	大分市		
7	大分スポーツ公園	大分市大字横尾 1351	大分県（(株)大宣）		
8	鶴崎公民館	大分市東鶴崎 1-1-7	大分市		
9	植田公民館	大分市大字玉沢 789	大分市		
日出町					
No	施設名	所在地	管理者名称		
1	日出町中央公民館	日出町 3891 番地 2	日出町		
2	日出町中央体育館	日出町 3891 番地 2	日出町		

9 緊急フェーズ後の対応

新	旧	備考
<p>9. 1 避難の長期化に備えた対策</p> <p>県及び関係市町は、火山活動や防災対応の実施状況などについて、定期的に避難者へ情報発信し、正確な情報の周知を行う。また、<u>定期的に避難者の健康管理のため、保健活動チームを派遣し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、応急的な住宅の供給や生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。</u></p> <p>9. 2 (略)</p> <p><u>9. 3 避難指示等の解除</u></p> <p>関係市町は、避難指示等の解除を判断・決定するにあたり、協議会において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。避難指示等の解除は、被災地域の実情を踏まえて、避難対象地域の地区単位で帰宅の手順や経路などを定める。また、住民等へ避難指示等の解除について周知を行うとともに、必要に応じて住民説明会等開催し、帰宅が円滑に行われるよう努める。</p> <p><u>9. 4 一時立入</u></p> <p><u>一時立入の実施を判断するにあたり、協議会等において関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間などを設定する。</u></p> <p><u>一時立入を実施する際には、関係市町により一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有するとともに、一時立入者と連絡が取れるような体制をとることとする。</u></p>	<p>9. 1 避難の長期化に備えた対策</p> <p>県及び関係市町は、火山活動や防災対応の実施状況などについて、定期的に避難者へ情報発信し、正確な情報の周知を行う。また、<u>避難が長期化した場合、避難所における生活環境の維持や避難所の確保等が課題となる。地震時における避難所運営等の対応を基本とし、良好な生活環境の確保に努める。</u></p> <p>9. 2 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>*九重山火山避難計画の表記にあわせて修正</p>

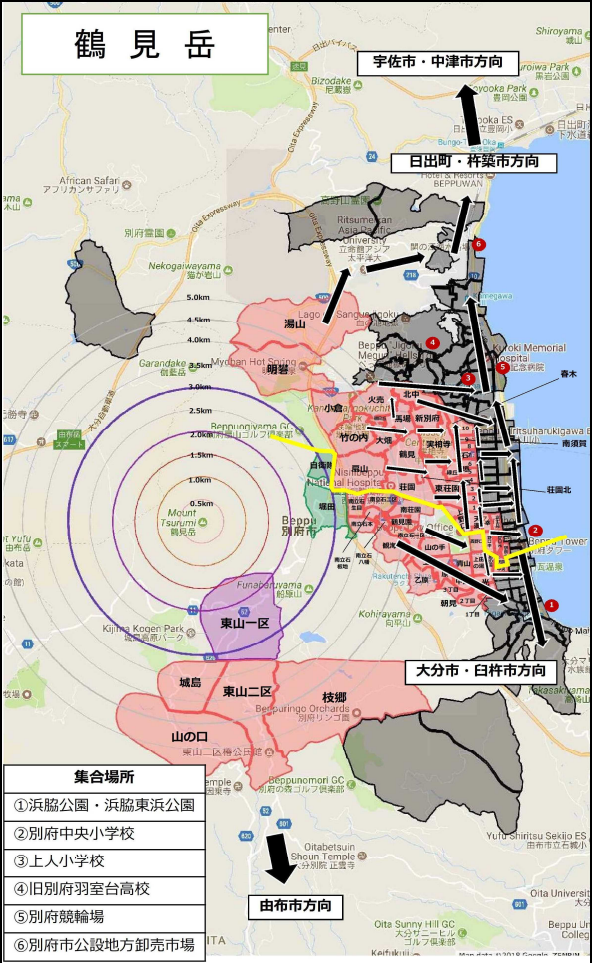
10 安全管理

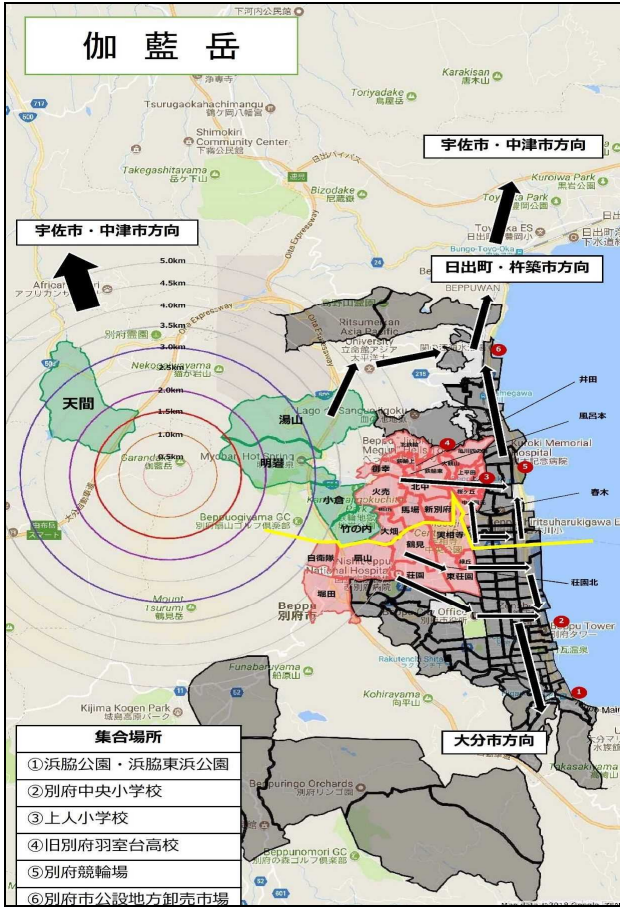
新	旧	備考
(変更なし)	(変更なし)	

11 防災力強化に向けた取組

新	旧	備考
<p>11. 1 (略)</p> <p>11. 2 計画の改訂</p> <p>鶴見岳・伽藍岳火山避難計画_____は、社会情勢・地域の変化、関係機関の防災体制変更、噴火シナリオや鶴見岳・伽藍岳の噴火警戒レベルの見直し等が行われた場合には、計画の改訂を行う。_____</p> <p>11. 3～11. 6 (略)</p>	<p>11. 1 (略)</p> <p>11. 2 計画の改訂</p> <p>鶴見岳・伽藍岳火山避難計画<u>(火口周辺地域)</u>は、社会情勢・地域の変化、関係機関の防災体制変更、噴火シナリオや鶴見岳・伽藍岳の噴火警戒レベルの見直し等が行われた場合には、計画の改訂を行う。<u>また、本計画で記載しているのは噴火警戒レベル1から3までであるが、今後、噴火警戒レベル4及び5についても検討・整理し、本計画に追加する際に改訂する。</u></p> <p>11. 3～11. 6 (略)</p>	<p>*今回、噴火警戒レベル4, 5を追加することに伴い削除</p>

巻末資料

新	旧	備考							
<p>1) 想定火口から噴火が発生した場合の避難ルート（略）</p> <p><u>2) 広域避難する場合の避難ルート</u></p> <p>噴火警戒レベル5（3次避難）での避難ルート 鶴見岳</p>  <table border="1" data-bbox="257 1244 459 1444"> <thead> <tr> <th>集合場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①浜脇公園・浜脇東浜公園</td> </tr> <tr> <td>②別府中央小学校</td> </tr> <tr> <td>③上人小学校</td> </tr> <tr> <td>④旧別府羽室台高校</td> </tr> <tr> <td>⑤別府競輪場</td> </tr> <tr> <td>⑥別府市公設地方卸売市場</td> </tr> </tbody> </table>	集合場所	①浜脇公園・浜脇東浜公園	②別府中央小学校	③上人小学校	④旧別府羽室台高校	⑤別府競輪場	⑥別府市公設地方卸売市場	<p>1) 想定火口から噴火が発生した場合の避難ルート（略）</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>備考</p>
集合場所									
①浜脇公園・浜脇東浜公園									
②別府中央小学校									
③上人小学校									
④旧別府羽室台高校									
⑤別府競輪場									
⑥別府市公設地方卸売市場									

新	旧	備考
<p>(三次避難区域) 3 kmを超える居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫</p> <p>噴火警戒レベル5（3次避難）での避難ルート 伽藍岳</p>  <p>(三次避難区域) 3 kmを超える居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫</p>		

新	旧	備考
<p>3) 各構成機関の配備体制 【大分県】</p>	<p>2) 各____機関の配備体制 【大分県】</p>	

新	旧	備考																
<p style="text-align: center;">風水害等対策編 第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立 第1節 組織</p> <p>(1) 災害対策連絡室</p> <p>イ 災害対策連絡室</p> <p>(イ) 設置基準</p> <p>a. 大分地方気象台が警報を発表したとき(ただし、海上警報は除く。)</p> <p>b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳に係る火山の状況に関する解説情報(臨時)又は火口周辺警報(噴火警戒レベル2又は3)を発表したとき</p> <p>c. 福岡管区気象台が由布岳に係る火山の状況に関する解説情報(臨時)又は火口周辺警報を発表したとき</p> <p>d. その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき</p> <p>e. その他、特に必要と認めるとき</p> <p>(ロ) 設置場所</p> <p>県庁舎本館6階 大分県防災センター内</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <table border="1" data-bbox="219 560 846 608"> <tr> <td>室長</td> <td>防災対策企画課長</td> </tr> <tr> <td>副室長・室員</td> <td>別に定める職員</td> </tr> </table> <p>(ニ) 処理すべき主な事務</p> <p>a. 災害情報の収集及び伝達</p> <p>b. 市町村の対処態勢・活動状況の把握</p> <p>c. 関係機関等に対する災害対策上の通報</p> <p>(ホ) 解散基準</p> <p>a. 警報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき</p> <p>b. 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき</p> <p>c. 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき</p> <p>(ヘ) その他</p> <p>各部署長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。</p> <p>ロ 地区災害対策連絡室</p> <p>(イ) 主な設置基準</p> <p>a. 大分地方気象台が当該振興局の管内に警報を発表したとき(ただし、海上警報は除く。)</p> <p>b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る火口周辺警報を発表したとき</p> <p>c. その他異常な自然現象等により当該振興局の管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき</p> <p>d. その他、特に必要と認めるとき</p> <p>(ロ) 設置場所</p> <p>振興局内</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <table border="1" data-bbox="219 1070 846 1118"> <tr> <td>地区室長</td> <td>振興局次長(地域防災監)</td> </tr> <tr> <td>地区副室長・地区室員</td> <td>別に定める地方機関の職員</td> </tr> </table> <p>(ニ) 処理すべき主な事項</p> <p>a. 地区内の災害情報の収集及び伝達</p> <p>b. 地区内の地方機関の対処態勢・活動状況の把握</p> <p>c. 災害対策連絡室との連絡調整</p> <p>(ホ) 解散基準</p> <p>a. 警報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき</p> <p>b. 地区災害警戒本部又は地区災害対策本部が設置されたとき</p>	室長	防災対策企画課長	副室長・室員	別に定める職員	地区室長	振興局次長(地域防災監)	地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員	<p style="text-align: center;">風水害等対策編 第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立 第1節 組織</p> <p>(1) 災害対策連絡室</p> <p>イ 災害対策連絡室</p> <p>(イ) 設置基準</p> <p>a. 大分地方気象台が警報を発表したとき(ただし、海上警報は除く。)</p> <p>b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る火口周辺警報を発表したとき</p> <p>c. その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき</p> <p>d. その他、特に必要と認めるとき</p> <p>(ロ) 設置場所</p> <p>県庁舎新館8階 大分県防災センター内</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <table border="1" data-bbox="1160 571 1720 619"> <tr> <td>室長</td> <td>防災対策室長</td> </tr> <tr> <td>副室長・室員</td> <td>別に定める職員</td> </tr> </table> <p>(ニ) 処理すべき主な事務</p> <p>a. 災害情報の収集及び伝達</p> <p>b. 市町村の対処態勢・活動状況の把握</p> <p>c. 関係機関等に対する災害対策上の通報</p> <p>(ホ) 解散基準</p> <p>a. 警報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき</p> <p>b. 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき</p> <p>c. 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき</p> <p>(ヘ) その他</p> <p>各部署長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。</p> <p>ロ 地区災害対策連絡室</p> <p>(イ) 主な設置基準</p> <p>a. 大分地方気象台が当該振興局の管内に警報を発表したとき(ただし、海上警報は除く。)</p> <p>b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る火口周辺警報を発表したとき</p> <p>c. その他異常な自然現象等により当該振興局の管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき</p> <p>d. その他、特に必要と認めるとき</p> <p>(ロ) 設置場所</p> <p>振興局内</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <table border="1" data-bbox="1160 1031 1720 1078"> <tr> <td>地区室長</td> <td>振興局次長(地域防災監)</td> </tr> <tr> <td>地区副室長・地区室員</td> <td>別に定める地方機関の職員</td> </tr> </table> <p>(ニ) 処理すべき主な事項</p> <p>a. 地区内の災害情報の収集及び伝達</p> <p>b. 地区内の地方機関の対処態勢・活動状況の把握</p> <p>c. 災害対策連絡室との連絡調整</p> <p>(ホ) 解散基準</p> <p>a. 警報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき</p> <p>b. 地区災害警戒本部又は地区災害対策本部が設置されたとき</p> <p>c. 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき</p> <p>(ヘ) その他</p>	室長	防災対策室長	副室長・室員	別に定める職員	地区室長	振興局次長(地域防災監)	地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員	
室長	防災対策企画課長																	
副室長・室員	別に定める職員																	
地区室長	振興局次長(地域防災監)																	
地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員																	
室長	防災対策室長																	
副室長・室員	別に定める職員																	
地区室長	振興局次長(地域防災監)																	
地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員																	

新	旧	備考																
<p style="text-align: center;">風水害等対策編 第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立 第1節 組織</p> <p> ① 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき (へ) その他 地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。 </p> <p>(2) 災害警戒本部</p> <p>イ 災害警戒本部</p> <p>(イ) 設置基準</p> <p>a. 大分地方気象台が警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき</p> <p>b. 福岡管区気象台が九重山に係る噴火警報(噴火警戒レベル4)を発表したとき</p> <p>c. 福岡管区気象台が鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表したとき</p> <p>d. その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき</p> <p>e. その他、特に必要と認めるとき</p> <p>(ロ) 設置場所 県庁舎本館6階 大分県防災センター内</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <table border="1" data-bbox="228 692 862 742"> <tr> <td>本部長</td> <td>生活環境部防災局長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>生活環境部防災危機管理監</td> </tr> </table> <p>(ニ) 処理すべき主な事務</p> <p>a. 災害情報の収集及び伝達</p> <p>b. 市町村の対処態勢・活動状況の把握</p> <p>c. 関係機関等に対する災害対策上の通報</p> <p>d. 関係部局の初動措置等の総合調整</p> <p>(ホ) 解散基準</p> <p>a. 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき</p> <p>b. 災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき</p> <p>c. 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき</p> <p>(ヘ) その他</p> <p>a. 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため情報室を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="228 1015 862 1064"> <tr> <td>室長</td> <td>防災対策企画課長</td> </tr> <tr> <td>副室長・室員</td> <td>別に定める職員</td> </tr> </table> <p>b. 広報業務を円滑に推進するため広報員を配置する。配置にあたっては、広報広聴課長が、災害対策本部広報・情報発信班要員の中から広報広聴課職員を含み指名する。</p> <p>c. 各部局長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。</p> <p>ロ 地区災害警戒本部</p> <p>(イ) 主な設置基準</p> <p>a. 大分地方気象台が当該振興局の管内に警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき</p> <p>b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表したとき</p> <p>c. その他異常な自然現象等により当該振興局の管内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき</p>	本部長	生活環境部防災局長	副本部長	生活環境部防災危機管理監	室長	防災対策企画課長	副室長・室員	別に定める職員	<p style="text-align: center;">風水害等対策編 第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立 第1節 組織</p> <p> 地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。 </p> <p>(2) 災害警戒本部</p> <p>イ 災害警戒本部</p> <p>(イ) 主な設置基準</p> <p>a. 大分地方気象台が警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき</p> <p>b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表したとき</p> <p>c. その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき</p> <p>d. その他、特に必要と認めるとき</p> <p>(ロ) 設置場所 県庁舎新館8階 大分県防災センター内</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <table border="1" data-bbox="1160 651 1715 700"> <tr> <td>本部長</td> <td>生活環境部防災局長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>生活環境部危機管理監</td> </tr> </table> <p>(ニ) 処理すべき主な事務</p> <p>a. 災害情報の収集及び伝達</p> <p>b. 市町村の対処態勢・活動状況の把握</p> <p>c. 関係機関等に対する災害対策上の通報</p> <p>d. 関係部局の初動措置等の総合調整</p> <p>(ホ) 解散基準</p> <p>a. 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき</p> <p>b. 災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき</p> <p>c. 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき</p> <p>(ヘ) その他</p> <p>a. 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため情報室を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1160 932 1715 981"> <tr> <td>室長</td> <td>防災対策室長</td> </tr> <tr> <td>副室長・室員</td> <td>別に定める職員</td> </tr> </table> <p>b. 広報業務を円滑に推進するため広報員を配置する。配置にあたっては、広報広聴課長が、災害対策本部広報・情報発信班要員の中から広報広聴課職員を含み指名する。</p> <p>c. 各部局長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。</p> <p>ロ 地区災害警戒本部</p> <p>(イ) 主な設置基準</p> <p>a. 大分地方気象台が当該振興局の管内に警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき</p> <p>b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表したとき</p> <p>c. その他異常な自然現象等により当該振興局の管内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき</p> <p>d. その他、特に必要と認めるとき</p> <p>(ロ) 設置場所</p>	本部長	生活環境部防災局長	副本部長	生活環境部危機管理監	室長	防災対策室長	副室長・室員	別に定める職員	
本部長	生活環境部防災局長																	
副本部長	生活環境部防災危機管理監																	
室長	防災対策企画課長																	
副室長・室員	別に定める職員																	
本部長	生活環境部防災局長																	
副本部長	生活環境部危機管理監																	
室長	防災対策室長																	
副室長・室員	別に定める職員																	

新	旧	備考																												
<p style="text-align: center;">風水害等対策編 第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立 第1節 組織</p> <p>d. その他、特に必要と認めるとき</p> <p>(ロ) 設置場所 振興局内</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <table border="1" data-bbox="232 373 875 424"> <tr> <td>地区本部長</td> <td>振興局長</td> </tr> <tr> <td>地区副本部長</td> <td>振興局次長（地域防災監）</td> </tr> </table> <p>(二) 処理すべき主な事務</p> <p>a. 地区内の災害情報の収集及び伝達 b. 地区内の地方機関の対応態勢・活動状況の把握 c. 関係地方機関の初動措置等の総合調整 d. 災害警戒本部との連絡調整</p> <p>(ホ) 解散基準</p> <p>a. 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき b. 地区災害対策本部又は地区災害対策連絡室が設置されたとき c. 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき</p> <p>(ヘ) その他</p> <p>a. 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため地区情報室を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="232 695 875 746"> <tr> <td>地区室長</td> <td>振興局長</td> </tr> <tr> <td>地区副室長・地区室員</td> <td>別に定める地方機関の職員</td> </tr> </table> <p>b. 地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。</p> <p>(3) 災害対策本部</p> <p>イ 災害対策本部</p> <p>(イ) 設置基準</p> <p>a. 大分地方気象台が特別警報を発表したとき b. 大分地方気象台が警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき c. 福岡管区気象台が九重山に係る噴火警報（噴火警戒レベル5）を発表したとき d. 福岡管区気象台が鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき e. その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき f. その他、特に必要と認めるとき</p> <p>(ロ) 設置場所 県庁舎本館6階 大分県防災センター内 ただし、防災センターが被災し使用できない場合は、県庁舎等に設置するものとする。</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <table border="1" data-bbox="232 1174 875 1318"> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、警察本部長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、陸上自衛隊別府駐屯地連絡幹部職員、海上保安庁第七管区海上保安本部大分海上保安部職員</td> </tr> </table> <p>a. 災害応急対策の基本方針その他の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び</p>	地区本部長	振興局長	地区副本部長	振興局次長（地域防災監）	地区室長	振興局長	地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員	本部長	知事	副本部長	副知事、警察本部長	本部員	知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、陸上自衛隊別府駐屯地連絡幹部職員、海上保安庁第七管区海上保安本部大分海上保安部職員	<p style="text-align: center;">風水害等対策編 第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立 第1節 組織</p> <p>振興局内</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <table border="1" data-bbox="1162 373 1715 424"> <tr> <td>地区本部長</td> <td>振興局長</td> </tr> <tr> <td>地区副本部長</td> <td>振興局次長（地域防災監）</td> </tr> </table> <p>(二) 処理すべき主な事務</p> <p>a. 地区内の災害情報の収集及び伝達 b. 地区内の地方機関の対応態勢・活動状況の把握 c. 関係地方機関の初動措置等の総合調整 d. 災害警戒本部との連絡調整</p> <p>(ホ) 解散基準</p> <p>a. 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき b. 地区災害対策本部又は地区災害対策連絡室が設置されたとき c. 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき</p> <p>(ヘ) その他</p> <p>a. 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため地区情報室を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1162 652 1715 703"> <tr> <td>地区室長</td> <td>振興局長</td> </tr> <tr> <td>地区副室長・地区室員</td> <td>別に定める地方機関の職員</td> </tr> </table> <p>b. 地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。</p> <p>(3) 災害対策本部</p> <p>イ 災害対策本部</p> <p>(イ) 主な設置基準</p> <p>a. 大分地方気象台が特別警報を発表したとき b. 大分地方気象台が警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき c. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき d. その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき e. その他、特に必要と認めるとき</p> <p>(ロ) 設置場所 県庁舎新館8階 大分県防災センター内 ただし、防災センターが被災し使用できない場合は、県庁舎等に設置するものとする。</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <table border="1" data-bbox="1162 1051 1715 1174"> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、警察本部長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、陸上自衛隊別府駐屯地連絡幹部職員、海上保安庁第七管区海上保安本部大分海上保安部職員</td> </tr> </table> <p>a. 災害応急対策の基本方針その他の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び本部員を構成員とする本部会議を設置する。 b. 本部会議の事務処理及び災害に関する情報を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に</p>	地区本部長	振興局長	地区副本部長	振興局次長（地域防災監）	地区室長	振興局長	地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員	本部長	知事	副本部長	副知事、警察本部長	本部員	知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、陸上自衛隊別府駐屯地連絡幹部職員、海上保安庁第七管区海上保安本部大分海上保安部職員	<p style="text-align: center;">備考</p>
地区本部長	振興局長																													
地区副本部長	振興局次長（地域防災監）																													
地区室長	振興局長																													
地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員																													
本部長	知事																													
副本部長	副知事、警察本部長																													
本部員	知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、陸上自衛隊別府駐屯地連絡幹部職員、海上保安庁第七管区海上保安本部大分海上保安部職員																													
地区本部長	振興局長																													
地区副本部長	振興局次長（地域防災監）																													
地区室長	振興局長																													
地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員																													
本部長	知事																													
副本部長	副知事、警察本部長																													
本部員	知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、陸上自衛隊別府駐屯地連絡幹部職員、海上保安庁第七管区海上保安本部大分海上保安部職員																													

新	旧	備考																												
<p style="text-align: center;">風水害等対策編 第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立 第1節 組織</p> <p>本部員を構成員とする本部会議を設置する。</p> <p>b. 本部会議の事務処理及び災害に関する情報を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため総合調整室を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="215 363 860 416"> <tr> <td>室長</td> <td>生活環境部防災危機管理監</td> </tr> <tr> <td>室員</td> <td>別に定める職員</td> </tr> </table> <p>c. 広域支援に関する情報を一元化に掌握し、広域応援対策を円滑に処理するため、受援・市町村支援室を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="208 507 808 579"> <tr> <td>室長</td> <td>総務部審議監</td> </tr> <tr> <td>室員</td> <td>別に定める職員</td> </tr> </table> <p>d. 各種の災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="215 619 860 738"> <tr> <td>部長</td> <td>企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、 商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察 本部警備部長、教育長</td> </tr> <tr> <td>調整担当官</td> <td>別に定める職員</td> </tr> <tr> <td>班長・副班長・班員</td> <td>別に定める職員</td> </tr> </table> <p>(二) 処理すべき主な事項</p> <p>a. 本部会議の協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の重点項目の決定 ・災害応急対策の進捗状況 ・自衛隊の災害派遣要請の決定 ・広域応援要請の決定 ・災害救助法適用の決定 ・その他災害対策本部長が必要と認める事項 <p>b. 総合調整室の主な処理事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の一元的な管理 ・災害対策本部の人員調整 ・被害状況、避難状況等の情報収集 ・安全情報、義援物資の受付等広報 ・関係団体への応援要請 ・緊急車両の確認 ・災害応急対策の全体調整 ・広域避難及び応援の要請 ・各部をまたがる重要事項の連絡調整 ・原子力災害対策に係る連絡調整及び住民問い合わせ対応 ・原子力災害時の環境放射線モニタリングの実施 ・原子力災害時の放射線防護措置実施に係る指揮及び全体調整 ・原子力災害時の広域避難者の受入調整 ・ヘリコプターの運用調整 ・その他必要な事項 <p>c. 総務班の主な事務処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部会議の事務 	室長	生活環境部防災危機管理監	室員	別に定める職員	室長	総務部審議監	室員	別に定める職員	部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、 商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察 本部警備部長、教育長	調整担当官	別に定める職員	班長・副班長・班員	別に定める職員	<p style="text-align: center;">風水害等対策編 第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立 第1節 組織</p> <p>振興局内</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <table border="1" data-bbox="1160 371 1715 416"> <tr> <td>地区本部長</td> <td>振興局長</td> </tr> <tr> <td>地区副本部長</td> <td>振興局次長（地域防災監）</td> </tr> </table> <p>(ニ) 処理すべき主な事務</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 地区内の災害情報の収集及び伝達 b. 地区内の地方機関の対応態勢・活動状況の把握 c. 関係地方機関の初動措置等の総合調整 d. 災害警戒本部との連絡調整 <p>(ホ) 解散基準</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき b. 地区災害対策本部又は地区災害対策連絡室が設置されたとき c. 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき <p>(ヘ) その他</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため地区情報室を設置する。 <table border="1" data-bbox="1160 651 1715 695"> <tr> <td>地区室長</td> <td>振興局長</td> </tr> <tr> <td>地区副室長・地区室員</td> <td>別に定める地方機関の職員</td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> b. 地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。 <p>(三) 災害対策本部</p> <p>イ 災害対策本部</p> <p>(イ) 主な設置基準</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 大分地方気象台が特別警報を発表したとき b. 大分地方気象台が警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき c. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき d. その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき e. その他、特に必要と認めるとき <p>(ロ) 設置場所</p> <p>県庁舎新館8階 大分県防災センター内 ただし、防災センターが被災し使用できない場合は、県庁舎等に設置するものとする。</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <table border="1" data-bbox="1160 1050 1715 1174"> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、警察本部長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、陸上自衛隊別府駐屯地連絡幹部職員、海上保安庁第七管区海上保安本部大分海上保安部職員</td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> a. 災害応急対策の基本方針その他の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び本部員を構成員とする本部会議を設置する。 b. 本部会議の事務処理及び災害に関する情報を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に 	地区本部長	振興局長	地区副本部長	振興局次長（地域防災監）	地区室長	振興局長	地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員	本部長	知事	副本部長	副知事、警察本部長	本部員	知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、陸上自衛隊別府駐屯地連絡幹部職員、海上保安庁第七管区海上保安本部大分海上保安部職員	
室長	生活環境部防災危機管理監																													
室員	別に定める職員																													
室長	総務部審議監																													
室員	別に定める職員																													
部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、 商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察 本部警備部長、教育長																													
調整担当官	別に定める職員																													
班長・副班長・班員	別に定める職員																													
地区本部長	振興局長																													
地区副本部長	振興局次長（地域防災監）																													
地区室長	振興局長																													
地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員																													
本部長	知事																													
副本部長	副知事、警察本部長																													
本部員	知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、陸上自衛隊別府駐屯地連絡幹部職員、海上保安庁第七管区海上保安本部大分海上保安部職員																													

新	旧	備考										
<p style="text-align: center;">風水害等対策編 第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立 第1節 組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内施設、設備の確保 ・防災会議、指定地方行政機関等との連絡 d. 広報・情報発信班の主な処理事務 <ul style="list-style-type: none"> ・報道機関との連絡体制の確立 ・プレスルーム等の運営 ・避難情報、ライフライン情報の報道機関・県民等への広報 ・二次災害防止のための報道機関・県民等への広報 e. 受援・市町村支援室の主な処理事務 <ul style="list-style-type: none"> ・他の都道府県等からの連絡員の受入れ ・九州・山口9県被災地支援対策本部への応援要請 ・災害時緊急支援隊長及び副隊長候補者の人選 ・県への応援必要人数の把握 ・県内被災市町村への応援可能な県職員数の把握 ・他の都道府県からの応援職員の受入れ ・被災市町村への派遣必要人数の把握 ・被災市町村以外の市町村への応援職員の派遣要請 f. 各部の主な処理事務 <ul style="list-style-type: none"> 【被災者救援部】 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設・運営への協力・支援 ・避難所における被災者からの要望状況の把握 ・ボランティア活動に関する情報の一元管理 ・大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報の共有 ・ボランティアの要請及び派遣についての調整 ・廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供 ・消費生活相談所の開設 ・生活関連物資の価格調査及び監視 ・被災した留学生等の在住外国人や外国人観光客等への情報提供・支援 【支援物資部】 <ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水、生活用品等の供給及びあわせん ・市町村に対する救助物資等の配分 ・給水車の派遣 ・支援食料、義援物資等の受入 ・大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握 ・緊急輸送車両等に必要の燃料の確保 【福祉保健医療部】 <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療体制の確立 ・災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DCAT）等の派遣 ・医療支援チーム、保健活動チーム（保健師及び事務職員等で構成するチーム、以下同じ。）等の派遣 ・医療・保健衛生ニーズの把握 ・福祉避難所開設への協力・支援 ・要配慮者の被災状況の把握及び対策 ・広域的な救急医療活動の調整 ・被災者の感染症対策、健康・栄養相談 	<p style="text-align: center;">風水害等対策編 第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立 第1節 組織</p> <p>処理するため総合調整室を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1160 373 1715 416"> <tr> <td>室長</td> <td>生活環境部危機管理監</td> </tr> <tr> <td>室員</td> <td>別に定める職員</td> </tr> </table> <p>c. 各種の災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1160 456 1715 560"> <tr> <td>部長</td> <td>企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、商工労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長</td> </tr> <tr> <td>調整担当官</td> <td>別に定める職員</td> </tr> <tr> <td>班長・副班長・班員</td> <td>別に定める職員</td> </tr> </table> <p>(二) 処理すべき主な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 本部会議の協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の重点項目の決定 ・災害応急対策の進捗状況 ・自衛隊の災害派遣要請の決定 ・広域応援要請の決定 ・災害救助法適用の決定 ・その他災害対策本部長が必要と認める事項 b. 総合調整室の主な処理事務 <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の一元的な管理 ・災害対策本部の人員調整 ・被害状況、避難状況等の情報収集 ・安全情報、義援物資の受付等広報 ・関係団体への応援要請 ・緊急車両の確認 ・災害応急対策の全体調整 ・広域避難及び応援の要請 ・各部をまたがる重要事項の連絡調整 ・原子力災害対策に係る連絡調整及び住民問い合わせ対応 ・原子力災害時の環境放射線モニタリングの実施 ・原子力災害時の放射線防護措置実施に係る指揮及び全体調整 ・原子力災害時の広域避難者の受入調整 ・ヘリコプターの運用調整 ・その他必要な事項 c. 総務班の主な事務処理 <ul style="list-style-type: none"> ・本部会議の事務 ・庁内施設、設備の確保 ・防災会議、指定地方行政機関等との連絡 d. 広報・情報発信班の主な処理事務 <ul style="list-style-type: none"> ・報道機関との連絡体制の確立 ・プレスルーム等の運営 ・避難情報、ライフライン情報の報道機関・県民等への広報 ・二次災害防止のための報道機関・県民等への広報 	室長	生活環境部危機管理監	室員	別に定める職員	部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、商工労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長	調整担当官	別に定める職員	班長・副班長・班員	別に定める職員	
室長	生活環境部危機管理監											
室員	別に定める職員											
部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、商工労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長											
調整担当官	別に定める職員											
班長・副班長・班員	別に定める職員											

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">風水害等対策編 第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立 第1節 組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の保健衛生管理 ・被災動物の保護 ・遺体の埋・火葬の調整 ・原子力災害時の医療チーム及びブスクリーニングチームの派遣 <p>【児童・生徒対策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設及び職員、児童・生徒等の被災状況の把握 ・教室の確保、応急授業の実施及び教材学用品の供給 ・学校での保健衛生措置の実施 <p>【通信・輸送部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信設備の確保 ・専用回線の設置 ・被災地との連絡体制の確立 ・物資その他の輸送に必要な情報の収集・伝達 ・輸送経路の選定 ・緊急輸送又は救出救助・消防活動に必要な輸送車両の確保 ・緊急輸送等の実施 ・代替交通手段の確保 <p>【社会基盤対策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の被害状況についての情報収集及び提供 ・被災した公共施設の応急復旧 ・市町村の公共施設の応急復旧に対する支援 ・緊急輸送道路・港湾の啓開 ・交通規制の実施 ・二次災害の防止活動 ・被災地における住宅ニーズの把握 ・応急仮設住宅の建設及び管理 ・被災住宅の応急修理 ・災害公営住宅の建設 ・市町村が行う被災者に対する住宅の供給、確保対策への協力 ・公営住宅の空き部屋調査及び緊急家賃調査の実施 ・総合住宅相談所の開設 <p>【農林水産基盤対策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の被害状況についての情報収集及び提供 ・農林水産施設及び農作物の被害状況についての情報の収集及び提供 ・原子力災害時の地域生産物等の摂取制限の実施に係る措置 ・被災した公共施設の応急復旧 ・市町村の公共施設の応急復旧に対する支援 ・緊急輸送道路・港湾の啓開 ・二次災害の防止活動 <p>【治安対策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導 ・被災者の救出救助 ・防犯パトロールの実施 ・雨りごと相談所の開設 ・臨時交番等の設置 ・交通状況についての情報収集 	<p style="text-align: center;">風水害等対策編 第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立 第1節 組織</p> <p>e. 各部の主な処理事務</p> <p>【被災者救援部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設への協力・支援 ・避難所における被災者からの要望状況の把握 ・ボランティア活動に関する情報の一元管理 ・大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報の共有 ・ボランティアの要請及び派遣についての調整 ・廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供 <p>【支援物資部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水、生活用品等の供給及びあつせん ・市町村に対する救助物資等の配分 ・給水班の派遣 ・支援食料、義援物資等の受入 ・消費生活相談所の開設 ・生活関連物資の価格調査及び監視 ・大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握 ・緊急輸送車両等に必要な燃料の確保 <p>【福祉保健医療部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療体制の確立 ・災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時公衆衛生対策チーム（DHEAT）等の派遣 ・医療支援チーム、保健活動チーム（保健師及び事務職員等で構成するチーム。以下同じ。）等の派遣 ・医療・保健衛生ニーズの把握 ・福祉避難所開設への協力・支援 ・要配慮者の被災状況の把握及び対策 ・広域的な救急医療活動の調整 ・被災者の感染症対策、健康・栄養相談 ・学校の保健衛生管理 ・被災動物の保護 ・遺体の埋・火葬の調整 ・原子力災害時の医療チーム及びブスクリーニングチームの派遣 <p>【児童・生徒対策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設及び職員、児童・生徒等の被災状況の把握 ・教室の確保、応急授業の実施及び教材学用品の供給 ・学校での保健衛生措置の実施 <p>【通信・輸送部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信設備の確保 ・専用回線の設置 ・被災地との連絡体制の確立 ・物資その他の輸送に必要な情報の収集・伝達 ・輸送経路の選定 ・緊急輸送又は救出救助・消防活動に必要な輸送車両の確保 ・緊急輸送等の実施 ・代替交通手段の確保 <p>【社会基盤対策部】</p>	<p style="text-align: center;">110</p>

新	旧	備考						
<p style="text-align: center;">風水害等対策編 第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立 第1節 組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者に対する情報提供地点の確保及び誘導 ・緊急交通路の確保 ・交通規制の実施 <p>(ホ) 災害対策本部設置の通知 災害対策本部を設置したときは、総合調整室情報収集班が大分県防災会議委員、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関に通知する。</p> <p>(ヘ) 解散基準 気象情報や被害状況等により、本部による災害対応を継続する必要がないと災害対策本部長が認めるとき</p> <p>(ト) その他 a. 部局長は各部局の体制及び要員等について定めるものとする。</p> <p>ロ 地区災害対策本部</p> <p>(イ) 主な設置基準 災害対策本部が設置されたとき、ただし、災害対策本部長の指定する地区災害対策本部のみ置くことができる。</p> <p>(ロ) 設置場所 振興局内</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <table border="1" data-bbox="237 727 896 820"> <tr> <td>地区本部長</td> <td>振興局長</td> </tr> <tr> <td>地区副本部長</td> <td>振興局次長（地域防災監）、保健所長、土木事務所長、教育事務所長、警察署長</td> </tr> <tr> <td>地区本部員</td> <td>地方機関の長</td> </tr> </table> <p>a. 地区災害対策本部に地区本部会議及び対策のための班を設置する。なお、各班の設置及び要員の配置については、所管する地域及び県の機関の状況並びに災害の規模を勘案して地区本部長が決定する。</p> <p>(ニ) 処理すべき主な事項</p> <p>(被災者救援班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県管理施設利用者の避難誘導 ・被災地及び被災者の状況の把握 ・市町村が行う災害応急対策に必要な支援・協力 ・帰宅困難者に対する情報提供地点の確保及び誘導 ・被災地におけるボランティア活動の支援 ・支援物資の要望及び配布の状況の把握 ・児童・生徒の被災状況及び学校運営状況の把握 <p>(支援物資班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の開放及び義援物資の受入 ・救援物資・義援物資の配分 ・物資の過不足等の状況調査及び不足物資の調達 ・救援物資に係る市町村の支援 ・生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視 ・大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握 <p>(保健所班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設、医療施設、毒劇物施設の被災状況、指定避難所の開設状況ほか、医療救護・保健衛生活動に必要な情報の収集 ・救急医療活動の調整 	地区本部長	振興局長	地区副本部長	振興局次長（地域防災監）、保健所長、土木事務所長、教育事務所長、警察署長	地区本部員	地方機関の長	<p style="text-align: center;">風水害等対策編 第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立 第1節 組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の被害状況についての情報収集及び提供 ・被災した公共施設の応急復旧 ・市町村の公共施設の応急復旧に対する支援 ・緊急輸送道路・港湾の啓閉 ・交通規制の実施 ・二次災害の防止活動 ・被災地における住宅ニーズの把握 ・応急仮設住宅の建設及び管理 ・被災住宅の応急修理 ・災害公営住宅の建設 ・市町村が行う被災者に対する住宅の供給、確保対策への協力 ・公営住宅の空き部屋調査及び緊急家賃調査の実施 ・総合住宅相談所の開設 <p>【農林水産基盤対策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の被害状況についての情報収集及び提供 ・農林水産施設及び農作物の被害状況についての情報の収集及び提供 ・原子力災害時の地域生産物等の摂取制限の実施に係る措置 ・被災した公共施設の応急復旧 ・市町村の公共施設の応急復旧に対する支援 ・緊急輸送道路・漁港の啓閉 ・二次災害の防止活動 <p>【治安対策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導 ・被災者の救出救助 ・防犯パトロールの実施 ・困りごと相談所の開設 ・臨時交番等の設置 ・交通状況についての情報収集 ・帰宅困難者に対する情報提供地点の確保及び誘導 ・緊急交通路の確保 ・交通規制の実施 <p>(ホ) 災害対策本部設置の通知 災害対策本部を設置したときは、総合調整室情報収集班が大分県防災会議委員、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関に通知する。</p> <p>(ヘ) 解散基準 気象情報や被害状況等により、本部による災害対応を継続する必要がないと災害対策本部長が認めるとき</p> <p>(ト) その他 a. 部局長は各部局の体制及び要員等について定めるものとする。</p> <p>ロ 地区災害対策本部</p> <p>(イ) 主な設置基準 災害対策本部が設置されたとき、ただし、災害対策本部長の指定する地区災害対策本部のみ置くことができる。</p> <p>(ロ) 設置場所 振興局内</p>	<p style="text-align: center;">- 105 -</p>
地区本部長	振興局長							
地区副本部長	振興局次長（地域防災監）、保健所長、土木事務所長、教育事務所長、警察署長							
地区本部員	地方機関の長							

新	旧	備考						
<p style="text-align: center;">風水害等対策編 第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立 第1節 組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品及び衛生資材の調達・確保 ・医療支援チーム、保健活動チームのローテーションや活動の調整 ・被災地における衛生維持及び防疫 ・補給水源の衛生状況調査 ・福祉避難所開設への協力・支援 ・要配慮者に対する情報提供及び保健指導 ・学校の保健衛生 ・被災動物の保護 <p>(通信・輸送班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信設備の確保 ・交通状況の把握 ・被災地との通信手段の確保 ・救援物資・義援物資の配送 ・被災者の指定避難所への移送 <p>(社会基盤対策班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の被災状況の確認・報告 ・県管理施設の点検、避難対策及び応急対策 ・被災した公共施設の応急復旧 ・被災建築物の応急危険度判定 ・緊急交通路の確保 ・二次災害防止のための危険箇所の点検、避難対策及び応急対策 ・被災地における住宅ニーズの把握 ・応急仮設住宅の建設及び管理、被災住宅の応急修理、災害公営住宅の建設 ・市町村が行う被災者に対する住宅の供給、確保対策への協力 ・総合住宅相談所の開設 <p>(庶務班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管轄地区内の被害・応急対策状況等の情報の収集、取りまとめ及び本部総合調整室への報告 ・災害関連、避難、要配慮者、交通、地域の安全、物価等に係る各種情報の受信・提供 ・義援物資の受付品目・送付場所の情報提供 ・市町村災害対策本部との連絡調整 ・市町村や関係機関、住民等からの要請、要望、相談等の受付 ・地区本部の施設、設備の被害状況把握及び機能維持のための応急対策 ・地区本部会議の事務 ・現地災害対策本部の設置 ・職員の配置・調整 ・被災市町村への職員の派遣 ・緊急通行車両の確認 ・消費生活相談所の開設 ・住民からの要望事項への対応 <p>(ホ) 解散基準 災害対策本部が解散したとき。</p> <p>(ハ) その他</p> <p>a. 地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">風水害等対策編 第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立 第1節 組織</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <table border="1" data-bbox="1160 352 1738 437"> <tr> <td>地区本部長</td> <td>振興局長</td> </tr> <tr> <td>地区副本部長</td> <td>振興局次長（地域防災監）、保健所長、土木事務所長、教育事務所長、警察署長</td> </tr> <tr> <td>地区本部員</td> <td>地方機関の長</td> </tr> </table> <p>a. 地区災害対策本部に地区本部会議及び対策のための班を設置する。なお、各班の設置及び要員の配置については、所管する地域及び県の機関の状況並びに災害の規模を勘案して地区本部長が決定する。</p> <p>(二) 処理すべき主な事項</p> <p>(被災者救援班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県管理施設利用者の避難誘導 ・被災地及び被災者の状況の把握 ・市町村が行う災害応急対策に必要な支援・協力 ・帰宅困難者に対する情報提供地点の確保及び誘導 ・被災地におけるボランティア活動の支援 ・支援物資の要望及び配布の状況の把握 ・児童・生徒の被災状況及び学校運営状況の把握 <p>(支援物資班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の開放及び義援物資の受入 ・救援物資・義援物資の配分 ・物資の過不足等の状況調査及び不足物資の調達 ・救援物資に係る市町村の支援 ・生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視 ・大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握 <p>(保健所班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設、医療施設、毒劇物施設の被災状況、指定避難所の開設状況ほか、医療看護・保健衛生活動に必要な情報の収集 ・救急医療活動の調整 ・医薬品及び衛生資材の調達・確保 ・医療支援チーム、保健活動チームのローテーションや活動の調整 ・被災地における衛生維持及び防疫 ・補給水源の衛生状況調査 ・福祉避難所開設への協力・支援 ・要配慮者に対する情報提供及び保健指導 ・学校の保健衛生 ・被災動物の保護 <p>(通信・輸送班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信設備の確保 ・交通状況の把握 ・被災地との通信手段の確保 ・救援物資・義援物資の配送 ・被災者の指定避難所への移送 <p>(社会基盤対策班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の被災状況の確認・報告 ・県管理施設の点検、避難対策及び応急対策 ・被災した公共施設の応急復旧 	地区本部長	振興局長	地区副本部長	振興局次長（地域防災監）、保健所長、土木事務所長、教育事務所長、警察署長	地区本部員	地方機関の長	<p style="text-align: center;">- 106 -</p>
地区本部長	振興局長							
地区副本部長	振興局次長（地域防災監）、保健所長、土木事務所長、教育事務所長、警察署長							
地区本部員	地方機関の長							

新	旧	備考												
<p style="text-align: center;">風水害等対策編 第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立 第1節 組織</p> <p>ハ 現地災害対策本部</p> <p>(イ) 設置目的 激甚な災害が発生した場合、災害現地において、災害対策本部の事務の一部である災害関係情報の迅速な収集・伝達、被災地の実情を踏まえた対策を行う。</p> <p>(ロ) 組織・職制</p> <table border="1" data-bbox="241 395 913 517"> <tr> <td>現地本部長</td> <td>副知事、本部長（県警本部長を除く。）及び副部長のうちから本部長が指名</td> </tr> <tr> <td>現地副本部長</td> <td>地区本部長及び地区副本部長のうちから本部長が指名</td> </tr> <tr> <td>現地本部長</td> <td>関係部の要員及び関係地区の地区本部員のうちから本部長が指名</td> </tr> </table> <p>(ハ) 処理すべき主な事務</p> <p>a. 県が実施すべき災害応急対策の優先項目の決定に関する事項 b. 市長村及び防災関係機関等から県に対する災害応急対策の要望等の処理に関する事項 c. 効果的な地区本部組織の変更決定及び他県等からの応援要員の指揮に関する事項 d. 市町村が実施すべき災害応急対策の指導方針の決定及び指示に関する事項 e. その他災害応急対策に関し、緊急に処理すべき事案の処理方針の決定に関する事項 f. 本部への連絡、報告等に関する事項</p> <p>(4) その他</p> <p>イ 災害対策本部にあっては、地区災害対策本部又は市町村の行う災害応急対策を支援する職員の派遣について検討するとともに、地区災害対策本部にあっては、市町村の行う災害応急対策を支援する職員の派遣について検討する。 職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p> <p>ロ 被災者の救出・救助等の災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう、被災現地における防災関係機関の連絡調整を図る組織について検討する。</p>	現地本部長	副知事、本部長（県警本部長を除く。）及び副部長のうちから本部長が指名	現地副本部長	地区本部長及び地区副本部長のうちから本部長が指名	現地本部長	関係部の要員及び関係地区の地区本部員のうちから本部長が指名	<p style="text-align: center;">風水害等対策編 第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立 第1節 組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物の応急危険度判定 ・緊急交通路の確保 ・二次災害防止のための危険箇所の点検、避難対策及び応急対策 ・被災地における住宅ニーズの把握 ・応急仮設住宅の建設及び管理、被災住宅の応急修理、災害公営住宅の建設 ・市町村が行う被災者に対する住宅の供給、確保対策への協力 ・総合住宅相談所の開設 <p>(庶務班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管轄地区内の被害・応急対策状況等の情報の収集、取りまとめ及び本部総合調整室への報告 ・災害関連、避難、要配慮者、交通、地域の安全、物価等に係る各種情報の受信・提供 ・義援物資の受付品目・送付場所の情報提供 ・市町村災害対策本部との連絡調整 ・市町村や関係機関、住民等からの要請、要望、相談等の受付 ・地区本部の施設、設備の被害状況把握及び機能維持のための応急対策 ・地区本部会議の事務 ・現地災害対策本部の設置 ・職員の配置・調整 ・被災市町村への職員の派遣 ・緊急通行車両の確認 ・消費生活相談所の開設 ・住民からの要望事項への対応 <p>(ホ) 解散基準 災害対策本部が解散したとき。</p> <p>(ヘ) その他</p> <p>a. 地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。</p> <p>ハ 現地災害対策本部</p> <p>(イ) 設置目的 激甚な災害が発生した場合、災害現地において、災害対策本部の事務の一部である災害関係情報の迅速な収集・伝達、被災地の実情を踏まえた対策を行う。</p> <p>(ロ) 組織・職制</p> <table border="1" data-bbox="1160 986 1736 1091"> <tr> <td>現地本部長</td> <td>副知事、本部長（県警本部長を除く。）及び副部長のうちから本部長が指名</td> </tr> <tr> <td>現地副本部長</td> <td>地区本部長及び地区副本部長のうちから本部長が指名</td> </tr> <tr> <td>現地本部長</td> <td>関係部の要員及び関係地区の地区本部員のうちから本部長が指名</td> </tr> </table> <p>(ハ) 処理すべき主な事務</p> <p>a. 県が実施すべき災害応急対策の優先項目の決定に関する事項 b. 市長村及び防災関係機関等から県に対する災害応急対策の要望等の処理に関する事項 c. 効果的な地区本部組織の変更決定及び他県等からの応援要員の指揮に関する事項 d. 市町村が実施すべき災害応急対策の指導方針の決定及び指示に関する事項 e. その他災害応急対策に関し、緊急に処理すべき事案の処理方針の決定に関する事項 f. 本部への連絡、報告等に関する事項</p>	現地本部長	副知事、本部長（県警本部長を除く。）及び副部長のうちから本部長が指名	現地副本部長	地区本部長及び地区副本部長のうちから本部長が指名	現地本部長	関係部の要員及び関係地区の地区本部員のうちから本部長が指名	
現地本部長	副知事、本部長（県警本部長を除く。）及び副部長のうちから本部長が指名													
現地副本部長	地区本部長及び地区副本部長のうちから本部長が指名													
現地本部長	関係部の要員及び関係地区の地区本部員のうちから本部長が指名													
現地本部長	副知事、本部長（県警本部長を除く。）及び副部長のうちから本部長が指名													
現地副本部長	地区本部長及び地区副本部長のうちから本部長が指名													
現地本部長	関係部の要員及び関係地区の地区本部員のうちから本部長が指名													

新	旧	備考																									
<p>【別府市】</p> <p style="text-align: center;">風水害・火山対策編 第3章 災害応急対策 第1節 組織体制の確立</p> <p>第1節 組織体制の確立 大規模災害の発生時においては、市民からの災害通報及び防災関係機関等からの災害情報が集中し、混乱と錯綜の状態となることが予想されるため、市は迅速に組織体制の確立を図り災害通報及び情報を的確に処理するものとする。</p> <p>1 災害対策本部 災害対策本部長は、災害対策本部を設置する場合、直ちに災害対策本部員を招集し、応急対策について協議するものとする。 なお、各対策部長及び班長は、災害対策本部会議の決定に基づき班員を指揮し、応急対応に万全を期すものとする。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置基準 災害対策本部の設置基準は、気象業務法に基づく警報が大分地方気象台から発表され、既に災害が発生し今後も被害が拡大する可能性が大であるとき及び活動火山対策特別措置法に基づく「噴火警報」が発表され、小規模な火山災害の発生又は発生のおそれがあるときの非常体制以上のときとする。 なお、風水害・火山災害による配備体制は次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="190 686 840 1220"> <caption>風水害・火山災害の配備体制</caption> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>風水害</th> <th>火山災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策連絡室 ※消防署は警備配置</td> <td>波浪警報以外の警報が発表された時又は災害の発生が予想され、状況の変化に即応する準備を要するとき。</td> <td>火山活動の前兆現象が発見された場合、又は地震の発生により状況の変化に即応する準備を要するとき。</td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</td> <td>「火口周辺警報」の発表後において、防災上での注意を喚起し警戒を要するとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害対策本部(非常体制)</td> <td>【第1次体制】 災害対策本部 1次要員</td> <td>気象業務法に基づく警報が発表される等、災害の発生が予想され総合的な対策、又は応急対策を必要とするとき。</td> </tr> <tr> <td>【第2次体制】 災害対策本部 2次要員</td> <td>現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な被害拡大が予想されるとき。</td> </tr> <tr> <td>【第3次体制】 災害対策本部 3次要員</td> <td>気象業務法に基づく特別警報が発表される等災害が特に甚大な場合、又は市全域にわたって大災害が発生したとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 災害対策本部の設置時刻 原則として、災害の発生直後から概ね1時間以内に、災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>(3) 災害対策本部の責任体制の強化 災害の発生から1時間以内に何らかの理由により、本部長、副本部長の登庁が遅れた場合は、災害対策本部条例第2条第2項の規定にかかわらず、本部室長が</p>	配備体制	風水害	火山災害	災害対策連絡室 ※消防署は警備配置	波浪警報以外の警報が発表された時又は災害の発生が予想され、状況の変化に即応する準備を要するとき。	火山活動の前兆現象が発見された場合、又は地震の発生により状況の変化に即応する準備を要するとき。	災害警戒本部	災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	「火口周辺警報」の発表後において、防災上での注意を喚起し警戒を要するとき。	災害対策本部(非常体制)	【第1次体制】 災害対策本部 1次要員	気象業務法に基づく警報が発表される等、災害の発生が予想され総合的な対策、又は応急対策を必要とするとき。	【第2次体制】 災害対策本部 2次要員	現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な被害拡大が予想されるとき。	【第3次体制】 災害対策本部 3次要員	気象業務法に基づく特別警報が発表される等災害が特に甚大な場合、又は市全域にわたって大災害が発生したとき。	<p>【別府市】</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 組織体制の確立 大規模災害の発生時においては、市民からの災害通報及び防災関係機関等からの災害情報が集中し、混乱と錯綜の状態となることが予想されるため、市は迅速に組織体制の確立を図り災害通報及び情報を的確に処理するものとする。</p> <p>1 災害対策本部 災害対策本部長は、災害対策本部を設置する場合、直ちに災害対策本部員を招集し、応急対策について協議するものとする。 なお、各対策部長及び班長は、災害対策本部会議の決定に基づき班員を指揮し、応急対応に万全を期すものとする。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置基準 災害対策本部の設置基準は、気象業務法に基づく警報が大分地方気象台から発表され、既に災害が発生し今後も被害が拡大する可能性が大であるとき及び活動火山対策特別措置法に基づく「噴火警報」が発表され、小規模な火山災害の発生又は発生のおそれがあるときの非常体制以上のときとする。 なお、風水害・火山災害による配備体制は次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1108 766 1713 1173"> <caption>風水害・火山災害の配備体制</caption> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>風水害</th> <th>火山災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策連絡室 ※消防署は警備配置</td> <td>波浪警報以外の警報が発表された時又は災害の発生が予想され、状況の変化に即応する準備を要するとき。</td> <td>火山活動の前兆現象が発見された場合、又は地震の発生により状況の変化に即応する準備を要するとき。</td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</td> <td>「火口周辺警報」の発表後において、防災上での注意を喚起し警戒を要するとき。</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	風水害	火山災害	災害対策連絡室 ※消防署は警備配置	波浪警報以外の警報が発表された時又は災害の発生が予想され、状況の変化に即応する準備を要するとき。	火山活動の前兆現象が発見された場合、又は地震の発生により状況の変化に即応する準備を要するとき。	災害警戒本部	災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	「火口周辺警報」の発表後において、防災上での注意を喚起し警戒を要するとき。	
配備体制	風水害	火山災害																									
災害対策連絡室 ※消防署は警備配置	波浪警報以外の警報が発表された時又は災害の発生が予想され、状況の変化に即応する準備を要するとき。	火山活動の前兆現象が発見された場合、又は地震の発生により状況の変化に即応する準備を要するとき。																									
災害警戒本部	災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	「火口周辺警報」の発表後において、防災上での注意を喚起し警戒を要するとき。																									
災害対策本部(非常体制)	【第1次体制】 災害対策本部 1次要員	気象業務法に基づく警報が発表される等、災害の発生が予想され総合的な対策、又は応急対策を必要とするとき。																									
	【第2次体制】 災害対策本部 2次要員	現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な被害拡大が予想されるとき。																									
	【第3次体制】 災害対策本部 3次要員	気象業務法に基づく特別警報が発表される等災害が特に甚大な場合、又は市全域にわたって大災害が発生したとき。																									
配備体制	風水害	火山災害																									
災害対策連絡室 ※消防署は警備配置	波浪警報以外の警報が発表された時又は災害の発生が予想され、状況の変化に即応する準備を要するとき。	火山活動の前兆現象が発見された場合、又は地震の発生により状況の変化に即応する準備を要するとき。																									
災害警戒本部	災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	「火口周辺警報」の発表後において、防災上での注意を喚起し警戒を要するとき。																									

新	旧	備考												
<p style="text-align: center;">風水害・火山対策編 第3章 災害応急対策 第1節 組織体制の確立</p> <p>その責務を代行する。 また、各対策部長及び班長についても、同様の措置を行い、責任体制の強化を行うものとする。</p> <p>(4) 災害対策本部の設置場所 ① 災害対策本部は、基本的に別府市庁舎内へ設置するものとする。 ② 災害対策本部の移設については、災害状況等を勘案し災害対策本部長が決定するものとする。</p> <p>(5) 災害対策本部の設置手順 災害の発生が予想され、総合的な対策を要するなどの設置基準に至り災害対策本部長が要すると判断したとき、災害対策本部を設置するものとする。 なお、災害対策本部の設置から、災害が終息し解散するまでの手順は次のとおりとする。</p> <p>① 防災会議の非開催 平成8年1月の災害対策基本法一部改正により、防災会議の意見を要しないこととなったが、火山災害については、現象の確認から発災までの期間に防災会議の開催が可能であるとともに、人身被害の災害危険度が大きいことから、全市的防災対応を実施するため防災会議を開催し意見を聴取することができるものとする。</p> <p>② 災害対策本部の設置 前項の「風水害・火山災害の配備体制」表により、災害対策本部を設置する。</p> <p>③ 災害対策本部設置の通知 災害対策本部を設置した場合は、迅速に次の関係機関に通知する。 ア 県防災対策企画課 イ 県東部振興局 ウ 県別府土木事務所 エ 陸上自衛隊別府駐屯地(第三科) オ 大分海上保安部 カ 別府警察署 キ 国土交通省大分河川国道事務所 ク 国土交通省別府港湾・空港整備事務所</p> <p>④ 災害対策本部室の要員配置 別に定める「災害対策初動マニュアル(本部室要員名簿)」に基づき配置する。</p> <p>⑤ 要員の動員 ア 勤務時間内の場合、市防災メール又は庁内放送、内線電話、口頭等により、職員への伝達を行うものとする。 イ 勤務時間外の場合、市防災メールにより行い、必要に応じて災害対策要員連絡網による伝達を行うものとする。</p> <p>⑥ 災害対策本部の解散 ア 災害が鎮静化した後、災害状況事後調査を実施する。 イ 災害対策本部長は、災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の解散を決定する。</p> <p>2 災害対策本部の構成 大規模災害の発生時において、転換する災害情報を迅速・円滑に処理し、的確な防災対応を実施するため、災害対策本部を次のとおり構成する。</p> <p>(1) 本部会議 ① 本部長(市長)及び副本部長(副市長・教育長) ② 本部室長(共創戦略室長)</p>	<table border="1" data-bbox="1115 280 1715 772"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>風水害</th> <th>火山災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【第1次体制】 災害対策本部 1次要員</td> <td>気象業務法に基づく警報が発表される等、災害の発生が予想され総合的な対策、又は応急対策を必要とするとき。</td> <td>「噴火警報」が発表され、小規模な火山災害の発生又は発生のおそれがあり、総合的な対策を必要とするとき。</td> </tr> <tr> <td>【第2次体制】 災害対策本部 2次要員</td> <td>現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な被害拡大が予想されるとき。</td> <td>「噴火警報」が発表され、中規模な火山災害の発生又は発生のおそれがあり、被害が広域的に拡大すると予想されるとき。</td> </tr> <tr> <td>【第3次体制】 災害対策本部 3次要員</td> <td>気象業務法に基づく特別警報が発表される等災害が特に甚大な場合、又は市全域にわたって大災害が発生したとき。</td> <td>「噴火警報」が発表され、大規模な火山災害の発生又は発生のおそれがあり、全市体制の防災対応を必要とするとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 災害対策本部の設置時刻 原則として、災害の発生直後から概ね1時間以内に、災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>(3) 災害対策本部の責任体制の強化 災害の発生から1時間以内に何らかの理由により、本部長、副本部長の登庁が遅れた場合は、災害対策本部条例第2条第2項の規定にかかわらず、本部室長がその責務を代行する。 また、各対策部長及び班長についても、同様の措置を行い、責任体制の強化を行うものとする。</p> <p>(4) 災害対策本部の設置場所 ① 災害対策本部は、基本的に別府市庁舎内へ設置するものとする。 ② 災害対策本部の移設については、災害状況等を勘案し災害対策本部長が決定するものとする。</p> <p>(5) 災害対策本部の設置手順 災害の発生が予想され、総合的な対策を要するなどの設置基準に至り災害対策本部長が要すると判断したとき、災害対策本部を設置するものとする。 なお、災害対策本部の設置から、災害が終息し解散するまでの手順は次のとおりとする。</p>	配備体制	風水害	火山災害	【第1次体制】 災害対策本部 1次要員	気象業務法に基づく警報が発表される等、災害の発生が予想され総合的な対策、又は応急対策を必要とするとき。	「噴火警報」が発表され、小規模な火山災害の発生又は発生のおそれがあり、総合的な対策を必要とするとき。	【第2次体制】 災害対策本部 2次要員	現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な被害拡大が予想されるとき。	「噴火警報」が発表され、中規模な火山災害の発生又は発生のおそれがあり、被害が広域的に拡大すると予想されるとき。	【第3次体制】 災害対策本部 3次要員	気象業務法に基づく特別警報が発表される等災害が特に甚大な場合、又は市全域にわたって大災害が発生したとき。	「噴火警報」が発表され、大規模な火山災害の発生又は発生のおそれがあり、全市体制の防災対応を必要とするとき。	
配備体制	風水害	火山災害												
【第1次体制】 災害対策本部 1次要員	気象業務法に基づく警報が発表される等、災害の発生が予想され総合的な対策、又は応急対策を必要とするとき。	「噴火警報」が発表され、小規模な火山災害の発生又は発生のおそれがあり、総合的な対策を必要とするとき。												
【第2次体制】 災害対策本部 2次要員	現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な被害拡大が予想されるとき。	「噴火警報」が発表され、中規模な火山災害の発生又は発生のおそれがあり、被害が広域的に拡大すると予想されるとき。												
【第3次体制】 災害対策本部 3次要員	気象業務法に基づく特別警報が発表される等災害が特に甚大な場合、又は市全域にわたって大災害が発生したとき。	「噴火警報」が発表され、大規模な火山災害の発生又は発生のおそれがあり、全市体制の防災対応を必要とするとき。												

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">風水害・火山対策編 第3章 災害応急対策 第1節 組織体制の確立</p> <p>③ 各対策部長 ※ 本部会議は以上で構成され、市民等からの災害情報は「災害受付処理票」…(様式9)により受理する。 本部会議では応急対策及び自衛隊の要請、避難勧告・指示、警戒区域設定、災害対策本部の解散を決定し、「指示書」…(様式10)により各対策部・班に命令・指示をする。 また、各対策部・班は、災害現場の状況報告を「災害応急活動報告書」…(様式11)により本部会議に報告する。 本部室情報班は、各対策部の報告を「災害受付及び応急活動報告一覧表」…(様式12)にまとめるものとする。</p> <p>(2) 本部室 ① 本部室長(共創戦略室長) ② 総括班、情報班、広報班、機動班</p> <p>(3) 対策部 ① 各対策部長 ② 各対策部要員</p> <p>3 現地災害対策本部 災害対策基本法第23条の2第5項に基づき、災害地に現地災害対策本部を設置し、災害対策本部事務の一部を実施する。</p> <p>(1) 現地災害対策本部の組織 災害対策本部長(市長)は、災害対策副本部長(副市長・教育長)及び災害対策本部室要員並びにその他職員のうちから、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を指名する。</p> <p>(2) 現地災害対策本部の設置基準 災害対策本部長は、大規模災害が発生し特に必要であると認められる場合において、現地災害対策本部を設置する。 なお、現地災害対策本部設置の具体的な基準は、次のとおりとする。</p> <p>① 風水害及びその他の災害発生により、特定の地域において被害が集中発生したとき ② 列車、バス、船舶及び航空機の事故により、多数の死傷者又は避難者が発生したとき ③ 火薬類、ガス類、劇薬類、危険物その他の危険性物品の大量放出又は爆発などにより大規模な被害が発生したとき ④ 多数の住宅が焼失又は焼失するおそれのある大規模火災が発生したとき</p> <p>(3) 現地災害対策本部の設置期間 災害地における緊急な応急措置が終了するまでとする。</p> <p>(4) 現地災害対策本部の設置場所 原則として、災害が発生した地域に所在する公共機関に設置する。</p> <p>(5) 現地災害対策本部の事務分掌 現地災害対策本部が実施する事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>① 被害状況等の調査及び確認に関する事項 ② 市が実施すべき応急対策活動に関する事項 ③ 災害対策本部への被害状況等の情報伝達に関する事項 ④ その他、現地災害対策に必要な事項</p> <p>4 水防本部の統合 水防本部は、別府市災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部に統合す</p>	<p>① 防災会議の非開催 平成8年1月の災害対策基本法一部改正により、防災会議の意見を要しないこととなったが、火山災害については、現象の確認から発災までの期間に防災会議の開催が可能であるとともに、人身被害の災害危険度が高いことから、全市的防災対応を実施するため防災会議を開催し意見を聴取することができるものとする。</p> <p>② 災害対策本部の設置 前項の「風水害・火山災害の配備体制」表により、災害対策本部を設置する。</p> <p>③ 災害対策本部設置の通知 災害対策本部を設置した場合は、迅速に次の関係機関に通知する。</p> <p>ア 県防災対策室 イ 県東部振興局 ウ 県別府土木事務所 エ 陸上自衛隊別府駐屯地(第三科) オ 大分海上保安部 カ 別府警察署 キ 国土交通省大分河川国道事務所 ク 国土交通省別府港湾・空港整備事務所</p> <p>④ 災害対策本部室の要員配置 別に定める「災害対策初動マニュアル(本部室要員名簿)」に基づき配置する。</p> <p>⑤ 要員の動員 ア 勤務時間内の場合、市防災メール又は庁内放送、内線電話、口頭等により、職員の配備の伝達を行うものとする。 イ 勤務時間外の場合、市防災メールにより行い、必要に応じて災害対策要員連絡網による伝達を行うものとする。</p> <p>⑥ 災害対策本部の解散 ア 災害が鎮静化した後、災害状況事後調査を実施する。 イ 災害対策本部長は、災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の解散を決定する。</p> <p>2 災害対策本部の構成 大規模災害の発生時において、輻輳する災害情報を迅速・円滑に処理し、的確な防災対応を実施するため、災害対策本部を次のとおり構成する。</p> <p>(1) 本部会議 ① 本部長(市長)及び副本部長(副市長・教育長) ② 本部室長(共創戦略室長) ③ 各対策部長 ※ 本部会議は以上で構成され、市民等からの災害情報は「災害受付処理票」…(様式8)により受理する。 本部会議では応急対策及び自衛隊の要請、避難勧告・指示、警戒区域設定、災害対策本部の解散を決定し、「指示書」…(様式9)により各対策部・班に命令・指示をする。</p>	<p style="text-align: center;">- 81 -</p>

新	旧	備考
	<p>また、各対策部・班は、災害現場の状況報告を「災害応急活動報告書」…（様式10）により本部会議に報告する。 本部室情報班は、各対策部の報告を「災害受付及び応急活動報告一覧表」…（様式11）にまとめるものとする。</p> <p>(2) 本部室 ① 本部室長（共創戦略室長） ② 総括班、情報班、広報班、機動班</p> <p>(3) 対策部 ① 各対策部長 ② 各対策部要員</p> <p>3 現地災害対策本部 災害対策基本法第23条の2第5項に基づき、災害地に現地災害対策本部を設置し、災害対策本部事務の一部を実施する。</p> <p>(1) 現地災害対策本部の組織 災害対策本部長（市長）は、災害対策副本部長（副市長・教育長）及び災害対策本部室要員並びにその他職員のうちから、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を指名する。</p> <p>(2) 現地災害対策本部の設置基準 災害対策本部長は、大規模災害が発生し特に必要であると認められる場合において、現地災害対策本部を設置する。 なお、現地災害対策本部設置の具体的な基準は、次のとおりとする。 ① 風水害及びその他の災害発生により、特定の地域において被害が集中発生したとき ② 列車、バス、船舶及び航空機の事故により、多数の死傷者又は避難者が発生したとき ③ 火薬類、ガス類、劇薬類、危険物その他の危険性物品の大量放出又は爆発などにより大規模な被害が発生したとき ④ 多数の住宅が焼失又は焼失するおそれのある大規模火災が発生したとき</p> <p>(3) 現地災害対策本部の設置期間 災害地における緊急な応急措置が終了するまでとする。</p> <p>(4) 現地災害対策本部の設置場所 原則として、災害が発生した地域に所在する公共機関に設置する。</p> <p>(5) 現地災害対策本部の事務分掌 現地災害対策本部が実施する事務分掌は、次のとおりとする。 ① 被害状況等の調査及び確認に関する事項 ② 市が実施すべき応急対策活動に関する事項 ③ 災害対策本部への被害状況等の情報伝達に関する事項 ④ その他、現地災害対策に必要な事項</p> <p>4 水防本部の統合 水防本部は、別府市災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部に統合する。</p>	<p>*他市町は初動体制の確立の章を添付していないため削除</p>

新	旧	備考
<p><u>(削除)</u></p>	<p>第2節 初動体制の確立 防災は、迅速な初動期の対応が成否に繋がることから、参集要領について全職員に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>1 参集基準 参集基準については、「第3章・第1節1(1)・災害対策本部の設置基準」に基づき、次の体制をとるものとする。</p> <p>(1) 災害対策連絡室 災害対策初動マニュアル「第1章・5・組織体制の確立」に基づき、指定された職員は、直ちに登庁し体制に就くものとする。 消防署の当直責任者(消防署中隊長等)は、警備配置の体制をとるものとする。</p> <p>(2) 災害警戒本部 災害対策本部が設置される前の段階であり、災害対策初動マニュアル「第1章・5・組織体制の確立」に基づき、指定された職員は、直ちに登庁し体制に就くものとする。</p> <p>(3) 災害対策本部(第1次体制) 災害対策初動マニュアル(本部室要員名簿・災害対策本部要員一覧)に基づき、本部室要員及び1次要員は、直ちに登庁し第1次体制に就くものとする。</p> <p>(4) 災害対策本部(第2次体制) 災害対策初動マニュアル(本部室要員名簿・災害対策本部要員一覧)に基づき、本部室要員及び1次・2次要員は、直ちに登庁し第2次体制に就くものとする。</p> <p>(5) 災害対策本部(第3次体制) 災害対策初動マニュアル(本部室要員名簿・災害対策本部要員一覧)に基づき、本部室要員及び1次・2次・3次要員は、直ちに登庁し第3次体制に就くものとする。</p> <p>2 参集要領 職員は、円滑・迅速な防災対応を実施するため、次の要領で参集するものとする。</p> <p>(1) 参集途上の情報収集 ① 大規模災害発生時には、噂・デマなどの信用性の低い情報が多くなるため、市内各所に居住している職員自身による正確な情報の収集が重要となるので、職員が参集途上に確認した情報の収集整理に努めるものとする。 ただし、迅速に参集することを最優先とする。 ② 参集した職員は、登庁後、直ちに参集途上状況報告書を記載し、所属長に報告する。</p> <p>(2) 参集時の留意点 ① 災害対策本部会議職員及び防災担当職員は、突発的な災害発生に備えて、常時、携帯電話を所持し、県及び大分地方気象台の災害情報伝達に留意する。</p>	

新	旧	備考
	<p>② 災害の規模が大きくなり、第2次体制及び第3次体制として参集する場合は、防災活動を実施する車両の妨げとならないよう、参集職員はあらゆる手段により直ちに参集するものとする。</p> <p>③ 職員は、本人及び家族の安全を確保のうえ直ちに参集するものとする。</p> <p>④ 何等かの事情により参集ができない場合又は参集が遅れる職員は、本人又は家族により迅速に所属長へ安否等の連絡をするものとする。 なお、連絡方法は次による。</p> <p>ア 家庭の電話回線が不通の場合でも、使用可能性の高い公衆電話を使用する。</p> <p>イ 携帯電話を使用する。</p> <p>ウ 携帯電話やパソコンからのメールを使用する。</p> <p>エ 近隣に居住する職員へ連絡を依頼する。</p> <p>オ 小・中学校及び地区公民館等に設置されている防災行政無線を利用する。</p>	<p>*他市町とあわせて地域防災計画の該当ページを添付</p>

新	旧	備考																								
<p>【宇佐市】</p> <p>風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立</p> <p>3 災害発生時における市の組織体制</p> <p>本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置前又は設置がされない場合には、災害の種類及び規模に応じて災害対策連絡室又は災害警戒本部を設置するものとし、組織体制については次のとおりとする。</p> <p>（1）組織体制</p> <table border="1" data-bbox="179 510 862 1372"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>設置基準</th> <th>組織内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一次体制 (災害対策連絡室)</td> <td>1. 大分地方気象台が宇佐市に警報を発表したとき（ただし海上警報を除く。） 2. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る火山の状況に関する解説情報（臨時）又は火山口周辺警報（噴火警戒レベル2又は3）を発表したとき 3. その他異常な自然現象等により管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき 4. その他、特に必要と認めるとき</td> <td>室長：危機管理課長 班員：危機管理課、耕地課、林業水産課、土木課、各支所地域振興課、産業建設課、産業建設課、消防本部の人員で情報収集及び連絡活動を行うために必要な者として別に定める人員</td> </tr> <tr> <td>第二次体制 (災害警戒本部)</td> <td>1. 大分地方気象台が宇佐市に警報を発表し、かつ相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 2. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る噴火警報を発表したとき 3. その他異常な自然現象等により管内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき 4. その他、特に必要と認めるとき</td> <td>本部長：総務部長 危機管理課長以下危機管理課全職員、総務課長以下総務課全職員、耕地課長以下耕地係全職員、林業水産課長以下林業水産課全職員、土木課長以下工務係全職員及び道路維持係全職員、福祉課長以下福祉総務係全職員及び障がい者支援係全職員、介護保険課長以下高齢者支援係全職員、学校教育課長以下学校教育課全職員、社会教育課長以下社会教育課全職員、支所及び消防本部の人員で情報収集・連絡活動を行うために必要な者として別に定める人員</td> </tr> <tr> <td>第三次体制 (災害対策本部)</td> <td>1. 大分地方気象台が宇佐市に特別警報を発表したとき 2. 大分地方気象台が宇佐市に気象業務法の警報を発表し、かつ大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 4. その他異常な自然現象等により管内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき 5. その他、特に必要と認めるとき</td> <td>全職員（本部の全機能をもって総合的かつ強力な防災活動を実施する体制とする。） なお、必要な場合は、必要な職員のみとすることができる。</td> </tr> </tbody> </table>	体制	設置基準	組織内容	第一次体制 (災害対策連絡室)	1. 大分地方気象台が宇佐市に警報を発表したとき（ただし海上警報を除く。） 2. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る火山の状況に関する解説情報（臨時）又は火山口周辺警報（噴火警戒レベル2又は3）を発表したとき 3. その他異常な自然現象等により管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき 4. その他、特に必要と認めるとき	室長：危機管理課長 班員：危機管理課、耕地課、林業水産課、土木課、各支所地域振興課、産業建設課、産業建設課、消防本部の人員で情報収集及び連絡活動を行うために必要な者として別に定める人員	第二次体制 (災害警戒本部)	1. 大分地方気象台が宇佐市に警報を発表し、かつ相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 2. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る噴火警報を発表したとき 3. その他異常な自然現象等により管内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき 4. その他、特に必要と認めるとき	本部長：総務部長 危機管理課長以下危機管理課全職員、総務課長以下総務課全職員、耕地課長以下耕地係全職員、林業水産課長以下林業水産課全職員、土木課長以下工務係全職員及び道路維持係全職員、福祉課長以下福祉総務係全職員及び障がい者支援係全職員、介護保険課長以下高齢者支援係全職員、学校教育課長以下学校教育課全職員、社会教育課長以下社会教育課全職員、支所及び消防本部の人員で情報収集・連絡活動を行うために必要な者として別に定める人員	第三次体制 (災害対策本部)	1. 大分地方気象台が宇佐市に特別警報を発表したとき 2. 大分地方気象台が宇佐市に気象業務法の警報を発表し、かつ大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 4. その他異常な自然現象等により管内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき 5. その他、特に必要と認めるとき	全職員（本部の全機能をもって総合的かつ強力な防災活動を実施する体制とする。） なお、必要な場合は、必要な職員のみとすることができる。	<p>【宇佐市】</p> <p>3. 災害発生時における市の組織体制 市長は、災害が発生し又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置前又は設置がされない場合には、災害の種類及び規模に応じて災害対策連絡室又は災害警戒本部を設置するものとし、組織体制については次のとおりとする。</p> <p>(1)組織体制</p> <table border="1" data-bbox="996 375 1814 1412"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>設置基準</th> <th>組織内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一次体制 (災害対策連絡室)</td> <td>1. 大分地方気象台が宇佐市に警報を発表したとき（ただし海上警報を除く。） 2. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る火山口周辺警報を発表したとき 3. その他異常な自然現象等により管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき 4. その他、特に必要と認めるとき</td> <td>室長：危機管理課長 班員：危機管理課、耕地課、林業水産課、土木課、各支所地域振興課、産業建設課、消防本部の人員で情報収集及び連絡活動を行うために必要な者として別に定める人員</td> </tr> <tr> <td>第二次体制 (災害警戒本部)</td> <td>1. 大分地方気象台が宇佐市に警報を発表し、かつ相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき 2. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る噴火警報を発表したとき 3. その他異常な自然現象等により管内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき 4. その他、特に必要と認めるとき</td> <td>本部長：総務部長 危機管理課長以下危機管理課全職員、総務課長以下総務課全職員、耕地課長以下耕地係全職員、林業水産課長以下林業水産課全職員、土木課長以下工務係全職員及び道路維持係全職員、福祉課長以下社会係全職員及び障害者福祉係全職員、介護保険課長以下高齢者支援係全職員、学校教育課長以下学校教育課全職員、社会教育課長以下社会教育課全職員、支所及び消防本部の人員で情報収集・連絡活動を行うために必要な者として別に定める人員</td> </tr> <tr> <td>第三次体制 (災害対策本部)</td> <td>1. 大分地方気象台が宇佐市に特別警報を発表したとき 2. 大分地方気象台が宇佐市に気象業務法の警報を発表し、かつ大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき 3. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 4. その他異常な自然現象等により管内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき 5. その他、特に必要と認めるとき</td> <td>全職員（本部の全機能をもって総合的かつ強力な防災活動を実施する体制とする。） なお、必要な場合は、必要な職員のみとすることができる。</td> </tr> </tbody> </table>	体制	設置基準	組織内容	第一次体制 (災害対策連絡室)	1. 大分地方気象台が宇佐市に警報を発表したとき（ただし海上警報を除く。） 2. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る火山口周辺警報を発表したとき 3. その他異常な自然現象等により管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき 4. その他、特に必要と認めるとき	室長：危機管理課長 班員：危機管理課、耕地課、林業水産課、土木課、各支所地域振興課、産業建設課、消防本部の人員で情報収集及び連絡活動を行うために必要な者として別に定める人員	第二次体制 (災害警戒本部)	1. 大分地方気象台が宇佐市に警報を発表し、かつ相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき 2. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る噴火警報を発表したとき 3. その他異常な自然現象等により管内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき 4. その他、特に必要と認めるとき	本部長：総務部長 危機管理課長以下危機管理課全職員、総務課長以下総務課全職員、耕地課長以下耕地係全職員、林業水産課長以下林業水産課全職員、土木課長以下工務係全職員及び道路維持係全職員、福祉課長以下社会係全職員及び障害者福祉係全職員、介護保険課長以下高齢者支援係全職員、学校教育課長以下学校教育課全職員、社会教育課長以下社会教育課全職員、支所及び消防本部の人員で情報収集・連絡活動を行うために必要な者として別に定める人員	第三次体制 (災害対策本部)	1. 大分地方気象台が宇佐市に特別警報を発表したとき 2. 大分地方気象台が宇佐市に気象業務法の警報を発表し、かつ大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき 3. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 4. その他異常な自然現象等により管内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき 5. その他、特に必要と認めるとき	全職員（本部の全機能をもって総合的かつ強力な防災活動を実施する体制とする。） なお、必要な場合は、必要な職員のみとすることができる。	<p>*他市町とあわせて地域防災計画の該当ページを添付</p>
体制	設置基準	組織内容																								
第一次体制 (災害対策連絡室)	1. 大分地方気象台が宇佐市に警報を発表したとき（ただし海上警報を除く。） 2. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る火山の状況に関する解説情報（臨時）又は火山口周辺警報（噴火警戒レベル2又は3）を発表したとき 3. その他異常な自然現象等により管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき 4. その他、特に必要と認めるとき	室長：危機管理課長 班員：危機管理課、耕地課、林業水産課、土木課、各支所地域振興課、産業建設課、産業建設課、消防本部の人員で情報収集及び連絡活動を行うために必要な者として別に定める人員																								
第二次体制 (災害警戒本部)	1. 大分地方気象台が宇佐市に警報を発表し、かつ相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 2. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る噴火警報を発表したとき 3. その他異常な自然現象等により管内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき 4. その他、特に必要と認めるとき	本部長：総務部長 危機管理課長以下危機管理課全職員、総務課長以下総務課全職員、耕地課長以下耕地係全職員、林業水産課長以下林業水産課全職員、土木課長以下工務係全職員及び道路維持係全職員、福祉課長以下福祉総務係全職員及び障がい者支援係全職員、介護保険課長以下高齢者支援係全職員、学校教育課長以下学校教育課全職員、社会教育課長以下社会教育課全職員、支所及び消防本部の人員で情報収集・連絡活動を行うために必要な者として別に定める人員																								
第三次体制 (災害対策本部)	1. 大分地方気象台が宇佐市に特別警報を発表したとき 2. 大分地方気象台が宇佐市に気象業務法の警報を発表し、かつ大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 4. その他異常な自然現象等により管内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき 5. その他、特に必要と認めるとき	全職員（本部の全機能をもって総合的かつ強力な防災活動を実施する体制とする。） なお、必要な場合は、必要な職員のみとすることができる。																								
体制	設置基準	組織内容																								
第一次体制 (災害対策連絡室)	1. 大分地方気象台が宇佐市に警報を発表したとき（ただし海上警報を除く。） 2. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る火山口周辺警報を発表したとき 3. その他異常な自然現象等により管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき 4. その他、特に必要と認めるとき	室長：危機管理課長 班員：危機管理課、耕地課、林業水産課、土木課、各支所地域振興課、産業建設課、消防本部の人員で情報収集及び連絡活動を行うために必要な者として別に定める人員																								
第二次体制 (災害警戒本部)	1. 大分地方気象台が宇佐市に警報を発表し、かつ相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき 2. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る噴火警報を発表したとき 3. その他異常な自然現象等により管内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき 4. その他、特に必要と認めるとき	本部長：総務部長 危機管理課長以下危機管理課全職員、総務課長以下総務課全職員、耕地課長以下耕地係全職員、林業水産課長以下林業水産課全職員、土木課長以下工務係全職員及び道路維持係全職員、福祉課長以下社会係全職員及び障害者福祉係全職員、介護保険課長以下高齢者支援係全職員、学校教育課長以下学校教育課全職員、社会教育課長以下社会教育課全職員、支所及び消防本部の人員で情報収集・連絡活動を行うために必要な者として別に定める人員																								
第三次体制 (災害対策本部)	1. 大分地方気象台が宇佐市に特別警報を発表したとき 2. 大分地方気象台が宇佐市に気象業務法の警報を発表し、かつ大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき 3. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 4. その他異常な自然現象等により管内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき 5. その他、特に必要と認めるとき	全職員（本部の全機能をもって総合的かつ強力な防災活動を実施する体制とする。） なお、必要な場合は、必要な職員のみとすることができる。																								

新	旧	備考								
<p>【由布市】</p> <p style="text-align: center;">風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 活動体制の確立に関する計画 第2節 職員配備計画</p> <p>2) 配備要員 配備要員は「災害応急対策動員配備表」に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">【 災害応急対策動員配備表 】</p> <p>【 本部 】</p> <table border="1" data-bbox="181 480 882 1390"> <tr> <td data-bbox="181 480 333 772">災害警戒準備室</td> <td data-bbox="333 480 882 772"> <p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令された場合 ②水防警報の水防団待機水位をこえ、はん濫注意水位に達するおそれがある場合 ③気象庁が震度4を発表した場合 ④噴火予報が発表された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>防災安全課は直ちに登庁し、被害の情報等の収集・伝達に努める。消防本部の非番要員は、連絡が付く体制。</p> <p>①配置 : 防災安全課職員全員 ②設置場所: 本庁舎</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 772 333 1390">災害対策警戒本部</td> <td data-bbox="333 772 882 1390"> <p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令され、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ②水防警報のはん濫注意水位をこえ、なお水位の上昇が予想される場合（宮川については湯布院支部警戒本部で対応） ③気象庁が震度5弱を発表した場合 ④火口周辺警報が発表された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>相当規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは、総務部長は直ちに登庁し、各部長へ連絡するとともに被害の情報等の収集・伝達に努める。消防本部は非番要員の待機命令。</p> <p>①本部長 : 副市長 副本部長: 総務課長、建設課長、福祉課長、会計管理者、消防長 ②本部長 : 総務課、総務課、農政課、水道課、福祉課 防災安全課 ③待機 : 各課（待機命令が発令された場合は、各課にて待機） ④各部長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害の応急対策を行う（職員の配置、応急対策の内容については各部署で定める）。 ⑤設置場所: 本庁舎</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">- 149 -</p>	災害警戒準備室	<p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令された場合 ②水防警報の水防団待機水位をこえ、はん濫注意水位に達するおそれがある場合 ③気象庁が震度4を発表した場合 ④噴火予報が発表された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>防災安全課は直ちに登庁し、被害の情報等の収集・伝達に努める。消防本部の非番要員は、連絡が付く体制。</p> <p>①配置 : 防災安全課職員全員 ②設置場所: 本庁舎</p>	災害対策警戒本部	<p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令され、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ②水防警報のはん濫注意水位をこえ、なお水位の上昇が予想される場合（宮川については湯布院支部警戒本部で対応） ③気象庁が震度5弱を発表した場合 ④火口周辺警報が発表された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>相当規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは、総務部長は直ちに登庁し、各部長へ連絡するとともに被害の情報等の収集・伝達に努める。消防本部は非番要員の待機命令。</p> <p>①本部長 : 副市長 副本部長: 総務課長、建設課長、福祉課長、会計管理者、消防長 ②本部長 : 総務課、総務課、農政課、水道課、福祉課 防災安全課 ③待機 : 各課（待機命令が発令された場合は、各課にて待機） ④各部長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害の応急対策を行う（職員の配置、応急対策の内容については各部署で定める）。 ⑤設置場所: 本庁舎</p>	<p>【由布市】</p> <p style="text-align: center;">《 災害応急対策動員配備表 》</p> <p>【 本部 】</p> <table border="1" data-bbox="1010 339 1805 1457"> <tr> <td data-bbox="1010 339 1182 679">災害警戒準備室</td> <td data-bbox="1182 339 1805 679"> <p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令された場合 ②水防警報の水防団待機水位をこえ、はん濫注意水位に達するおそれがある場合 ③気象庁が震度4を発表した場合 ④噴火予報が発表された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>防災安全課は直ちに登庁し、被害の情報等の収集・伝達に努める。消防本部の非番要員は、連絡が付く体制。</p> <p>①配置 : 防災安全課職員全員 ②設置場所: 本庁舎</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1010 679 1182 1457">災害対策警戒本部</td> <td data-bbox="1182 679 1805 1457"> <p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令され、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ②水防警報のはん濫注意水位をこえ、なお水位の上昇が予想される場合（宮川については湯布院支部警戒本部で対応） ③気象庁が震度5弱を発表した場合 ④火口周辺警報が発表された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>相当規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは、総務部長は直ちに登庁し、各部長へ連絡するとともに被害の情報等の収集・伝達に努める。消防本部は非番要員の待機命令。</p> <p>①本部長 : 副市長 副本部長: 総務課長、建設課長、福祉課長、会計管理者、消防長 ②本部長 : 総務課、建設課、農政課、水道課、福祉課 防災安全課 ③待機 : 各課（待機命令が発令された場合は、各課にて待機） ④各部長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害の応急対策を行う（職員の配置、応急対策の内容については各部署で定める）。 ⑤設置場所: 本庁舎</p> </td> </tr> </table>	災害警戒準備室	<p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令された場合 ②水防警報の水防団待機水位をこえ、はん濫注意水位に達するおそれがある場合 ③気象庁が震度4を発表した場合 ④噴火予報が発表された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>防災安全課は直ちに登庁し、被害の情報等の収集・伝達に努める。消防本部の非番要員は、連絡が付く体制。</p> <p>①配置 : 防災安全課職員全員 ②設置場所: 本庁舎</p>	災害対策警戒本部	<p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令され、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ②水防警報のはん濫注意水位をこえ、なお水位の上昇が予想される場合（宮川については湯布院支部警戒本部で対応） ③気象庁が震度5弱を発表した場合 ④火口周辺警報が発表された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>相当規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは、総務部長は直ちに登庁し、各部長へ連絡するとともに被害の情報等の収集・伝達に努める。消防本部は非番要員の待機命令。</p> <p>①本部長 : 副市長 副本部長: 総務課長、建設課長、福祉課長、会計管理者、消防長 ②本部長 : 総務課、建設課、農政課、水道課、福祉課 防災安全課 ③待機 : 各課（待機命令が発令された場合は、各課にて待機） ④各部長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害の応急対策を行う（職員の配置、応急対策の内容については各部署で定める）。 ⑤設置場所: 本庁舎</p>	
災害警戒準備室	<p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令された場合 ②水防警報の水防団待機水位をこえ、はん濫注意水位に達するおそれがある場合 ③気象庁が震度4を発表した場合 ④噴火予報が発表された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>防災安全課は直ちに登庁し、被害の情報等の収集・伝達に努める。消防本部の非番要員は、連絡が付く体制。</p> <p>①配置 : 防災安全課職員全員 ②設置場所: 本庁舎</p>									
災害対策警戒本部	<p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令され、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ②水防警報のはん濫注意水位をこえ、なお水位の上昇が予想される場合（宮川については湯布院支部警戒本部で対応） ③気象庁が震度5弱を発表した場合 ④火口周辺警報が発表された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>相当規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは、総務部長は直ちに登庁し、各部長へ連絡するとともに被害の情報等の収集・伝達に努める。消防本部は非番要員の待機命令。</p> <p>①本部長 : 副市長 副本部長: 総務課長、建設課長、福祉課長、会計管理者、消防長 ②本部長 : 総務課、総務課、農政課、水道課、福祉課 防災安全課 ③待機 : 各課（待機命令が発令された場合は、各課にて待機） ④各部長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害の応急対策を行う（職員の配置、応急対策の内容については各部署で定める）。 ⑤設置場所: 本庁舎</p>									
災害警戒準備室	<p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令された場合 ②水防警報の水防団待機水位をこえ、はん濫注意水位に達するおそれがある場合 ③気象庁が震度4を発表した場合 ④噴火予報が発表された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>防災安全課は直ちに登庁し、被害の情報等の収集・伝達に努める。消防本部の非番要員は、連絡が付く体制。</p> <p>①配置 : 防災安全課職員全員 ②設置場所: 本庁舎</p>									
災害対策警戒本部	<p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令され、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ②水防警報のはん濫注意水位をこえ、なお水位の上昇が予想される場合（宮川については湯布院支部警戒本部で対応） ③気象庁が震度5弱を発表した場合 ④火口周辺警報が発表された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>相当規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは、総務部長は直ちに登庁し、各部長へ連絡するとともに被害の情報等の収集・伝達に努める。消防本部は非番要員の待機命令。</p> <p>①本部長 : 副市長 副本部長: 総務課長、建設課長、福祉課長、会計管理者、消防長 ②本部長 : 総務課、建設課、農政課、水道課、福祉課 防災安全課 ③待機 : 各課（待機命令が発令された場合は、各課にて待機） ④各部長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害の応急対策を行う（職員の配置、応急対策の内容については各部署で定める）。 ⑤設置場所: 本庁舎</p>									

新	旧	備考				
<p style="text-align: center;">風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 活動体制の確立に関する計画 第2節 職員配置計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">災害対策本部 (現地対策本部)</td> <td style="padding: 5px;"> <p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令され、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>②水防警報のはん濫危険水位に達し、重大な災害が発生するおそれがある場合</p> <p>③土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>④特別警報が発令された場合。</p> <p>⑤気象庁が震度5強を発表した場合（職員は、自主参集）</p> <p>⑥噴火警報が発表された場合。</p> <p>2. 体制</p> <p>大規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1次体制：各部各班5割（状況により変更する）の職員（各課において体制整備） ・第2次体制：全職員 <p>①本部長：市長 副本部長：副市長、教育長</p> <p>②本部員：各部各班長</p> <p>③本部長は、災害の状況に応じて要員を増員する。</p> <p>④対策本部に部・班を設置し、災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を行う。</p> <p>⑤設置場所：本庁舎（災害発生が限定される場合においては、現地対策本部を設置する。）</p> </td> </tr> </table>	災害対策本部 (現地対策本部)	<p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令され、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>②水防警報のはん濫危険水位に達し、重大な災害が発生するおそれがある場合</p> <p>③土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>④特別警報が発令された場合。</p> <p>⑤気象庁が震度5強を発表した場合（職員は、自主参集）</p> <p>⑥噴火警報が発表された場合。</p> <p>2. 体制</p> <p>大規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1次体制：各部各班5割（状況により変更する）の職員（各課において体制整備） ・第2次体制：全職員 <p>①本部長：市長 副本部長：副市長、教育長</p> <p>②本部員：各部各班長</p> <p>③本部長は、災害の状況に応じて要員を増員する。</p> <p>④対策本部に部・班を設置し、災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を行う。</p> <p>⑤設置場所：本庁舎（災害発生が限定される場合においては、現地対策本部を設置する。）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">災害対策本部 (現地対策本部)</td> <td style="padding: 5px;"> <p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令され、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>②水防警報のはん濫危険水位に達し、重大な災害が発生するおそれがある場合</p> <p>③土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>④特別警報が発令された場合。</p> <p>⑤気象庁が震度5強を発表した場合（職員は、自主参集）</p> <p>⑥噴火警報が発表された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>大規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1次体制：各部各班5割（状況により変更する）の職員（各課において体制整備） ・第2次体制：全職員（市民生活に直接関係する窓口職員を除く） <p>①本部長：市長 副本部長：副市長、教育長</p> <p>②本部員：各部各班長</p> <p>③本部長は、災害の状況に応じて要員を増員する。</p> <p>④対策本部に部・班を設置し、災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を行う。</p> <p>⑤設置場所：本庁舎（災害発生が限定される場合においては、現地対策本部を設置する。）</p> </td> </tr> </table>	災害対策本部 (現地対策本部)	<p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令され、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>②水防警報のはん濫危険水位に達し、重大な災害が発生するおそれがある場合</p> <p>③土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>④特別警報が発令された場合。</p> <p>⑤気象庁が震度5強を発表した場合（職員は、自主参集）</p> <p>⑥噴火警報が発表された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>大規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1次体制：各部各班5割（状況により変更する）の職員（各課において体制整備） ・第2次体制：全職員（市民生活に直接関係する窓口職員を除く） <p>①本部長：市長 副本部長：副市長、教育長</p> <p>②本部員：各部各班長</p> <p>③本部長は、災害の状況に応じて要員を増員する。</p> <p>④対策本部に部・班を設置し、災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を行う。</p> <p>⑤設置場所：本庁舎（災害発生が限定される場合においては、現地対策本部を設置する。）</p>	<p>* 他市町とあわせて地域防災計画の該当ページを添付</p>
災害対策本部 (現地対策本部)	<p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令され、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>②水防警報のはん濫危険水位に達し、重大な災害が発生するおそれがある場合</p> <p>③土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>④特別警報が発令された場合。</p> <p>⑤気象庁が震度5強を発表した場合（職員は、自主参集）</p> <p>⑥噴火警報が発表された場合。</p> <p>2. 体制</p> <p>大規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1次体制：各部各班5割（状況により変更する）の職員（各課において体制整備） ・第2次体制：全職員 <p>①本部長：市長 副本部長：副市長、教育長</p> <p>②本部員：各部各班長</p> <p>③本部長は、災害の状況に応じて要員を増員する。</p> <p>④対策本部に部・班を設置し、災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を行う。</p> <p>⑤設置場所：本庁舎（災害発生が限定される場合においては、現地対策本部を設置する。）</p>					
災害対策本部 (現地対策本部)	<p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令され、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>②水防警報のはん濫危険水位に達し、重大な災害が発生するおそれがある場合</p> <p>③土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>④特別警報が発令された場合。</p> <p>⑤気象庁が震度5強を発表した場合（職員は、自主参集）</p> <p>⑥噴火警報が発表された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>大規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1次体制：各部各班5割（状況により変更する）の職員（各課において体制整備） ・第2次体制：全職員（市民生活に直接関係する窓口職員を除く） <p>①本部長：市長 副本部長：副市長、教育長</p> <p>②本部員：各部各班長</p> <p>③本部長は、災害の状況に応じて要員を増員する。</p> <p>④対策本部に部・班を設置し、災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を行う。</p> <p>⑤設置場所：本庁舎（災害発生が限定される場合においては、現地対策本部を設置する。）</p>					

新	旧	備考																												
<p>【日出町】</p> <p>第2章 活動体制の確立 第1節 組織</p> <p>に避難する。避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、町職員等に協力する。また夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに自治公民館（指定緊急避難場所（津波一時避難場所）等の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておく必要がある。</p> <p>(2) 的確な初期消火 近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防組合、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。</p> <p>(3) 的確な救出 地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防組合、消防団、警察署、自衛隊等の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。</p> <p>(4) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送 地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。</p> <p>(5) 近所の要配慮者への援助 地域内に在住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難、初期消火等の援助に努める。</p> <p>(6) 的確な情報収集と防災関係機関への通報 地域内の災害状況を迅速に把握し、町役場、消防組合、警察署（駐在所）等に速やかに通報する。</p> <p>3 企業・事業所 (1) 的確な避難 災害発生時、従業員や顧客などを安全な場所へ避難させる。</p> <p>(2) 的確な初期消火 企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。なお、自衛消防組織を持つ事業所においては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防組合、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。</p> <p>(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送 事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。</p> <p>(4) 地域（隣近所、自治会）の活動への協力 事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。</p> <p>4 災害対応社員等の家族の安否確認 震災時に家族と離れていた社員等は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておく</p> <p>なければならぬ</p> <p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 組織</p> <p>災害応急対策を総合的かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の定めるところによって確立する。</p> <p>1 活動組織の整備確立方針 災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、当該災害の発生を防止し又は拡大を防止するために必要な処置は、それぞれの防災事務又は業務を所掌する防災関係機関が、その機能のすべてをあわせて対処するものであることに鑑み、それぞれの防災関係機関において、当該事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を整備する。</p> <p>2 災害発生時における町の組織体制 町長は、災害が発生し又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置前又は設置がされない場合には、災害の種別及び規模等に応じて災害警戒本部又は災害対策連絡室を設置するものとする。</p> <p>(1) 災害対策連絡室</p> <table border="1" data-bbox="560 893 918 1356"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置基準</td> <td> ①大分地方気象台が警報を発表したとき（ただし、海上警報は除く。） ②福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る火山周辺警報を発表したとき ③その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき ④その他、総務課長が必要と認めるとき </td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td> 【室長】総務課危機管理室長 【室員】総務課及び都市建設課、上下水道課、農林水産課の職員をもって構成する。 ただし、災害の規模に応じて適宜、職員数を増減できる。 </td> </tr> <tr> <td>組織・職制</td> <td> ①災害情報の収集、把握及び管内伝達 ②県への災害情報・対応態勢・被害状況の報告 ③関係機関等との防災対策上の情報交換 </td> </tr> <tr> <td>処理すべき主な事務</td> <td> ①住居等が排除され、準備体制を継続する必要があると認めるとき ②災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき ③被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき </td> </tr> <tr> <td>解散基準</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	設置基準	①大分地方気象台が警報を発表したとき（ただし、海上警報は除く。） ②福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る火山周辺警報を発表したとき ③その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき ④その他、総務課長が必要と認めるとき	設置場所	【室長】総務課危機管理室長 【室員】総務課及び都市建設課、上下水道課、農林水産課の職員をもって構成する。 ただし、災害の規模に応じて適宜、職員数を増減できる。	組織・職制	①災害情報の収集、把握及び管内伝達 ②県への災害情報・対応態勢・被害状況の報告 ③関係機関等との防災対策上の情報交換	処理すべき主な事務	①住居等が排除され、準備体制を継続する必要があると認めるとき ②災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき ③被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき	解散基準		<p>【日出町】</p> <p>(1) 災害対策連絡室</p> <table border="1" data-bbox="985 271 1836 782"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置基準</td> <td> ◎大分地方気象台が警報を発表したとき（ただし、海上警報は除く。） ◎福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報（火山口周辺）を発表したとき ◎日出町で震度4の地震が発生したとき、又は日出町を除く県内の広範囲で震度4以上の地震が発生したとき ◎大分県瀬戸内海沿岸区域に津波注意報が発表されたとき ◎その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき ◎その他、総務課長が必要と認めるとき </td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>日出町役場総務課内</td> </tr> <tr> <td>組織・職制</td> <td> 【室長】総務課危機管理室長 【室員】災害対策連絡室要員（総務課危機管理室職員(3)及び総務課、財政課、都市建設課、農林水産課、上下水道課、議会事務局の各所属長が指名した職員（各課1名）） </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 災害警戒本部</p> <table border="1" data-bbox="985 845 1836 1324"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置基準</td> <td> ◎大分地方気象台が警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき ◎福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表したとき ◎日出町で震度5弱の地震が発生したとき、又は日出町を除く県内の広範囲で震度5弱以上の地震が発生したとき ◎大分県瀬戸内海沿岸区域に津波警報が発表されたとき ◎その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき ◎その他、総務課長が必要と認めるとき </td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>日出町役場内会議室</td> </tr> <tr> <td>組織・職制</td> <td> 【本部長】総務課長【副本部長】総務課危機管理室長 【部員】災害警戒本部要員（総合調整部員及び各対策部長・副本部長） </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	設置基準	◎大分地方気象台が警報を発表したとき（ただし、海上警報は除く。） ◎福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報（火山口周辺）を発表したとき ◎日出町で震度4の地震が発生したとき、又は日出町を除く県内の広範囲で震度4以上の地震が発生したとき ◎大分県瀬戸内海沿岸区域に津波注意報が発表されたとき ◎その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき ◎その他、総務課長が必要と認めるとき	設置場所	日出町役場総務課内	組織・職制	【室長】総務課危機管理室長 【室員】災害対策連絡室要員（総務課危機管理室職員(3)及び総務課、財政課、都市建設課、農林水産課、上下水道課、議会事務局の各所属長が指名した職員（各課1名））	項目	内容	設置基準	◎大分地方気象台が警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき ◎福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表したとき ◎日出町で震度5弱の地震が発生したとき、又は日出町を除く県内の広範囲で震度5弱以上の地震が発生したとき ◎大分県瀬戸内海沿岸区域に津波警報が発表されたとき ◎その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき ◎その他、総務課長が必要と認めるとき	設置場所	日出町役場内会議室	組織・職制	【本部長】総務課長【副本部長】総務課危機管理室長 【部員】災害警戒本部要員（総合調整部員及び各対策部長・副本部長）	
項目	内容																													
設置基準	①大分地方気象台が警報を発表したとき（ただし、海上警報は除く。） ②福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る火山周辺警報を発表したとき ③その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき ④その他、総務課長が必要と認めるとき																													
設置場所	【室長】総務課危機管理室長 【室員】総務課及び都市建設課、上下水道課、農林水産課の職員をもって構成する。 ただし、災害の規模に応じて適宜、職員数を増減できる。																													
組織・職制	①災害情報の収集、把握及び管内伝達 ②県への災害情報・対応態勢・被害状況の報告 ③関係機関等との防災対策上の情報交換																													
処理すべき主な事務	①住居等が排除され、準備体制を継続する必要があると認めるとき ②災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき ③被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき																													
解散基準																														
項目	内容																													
設置基準	◎大分地方気象台が警報を発表したとき（ただし、海上警報は除く。） ◎福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報（火山口周辺）を発表したとき ◎日出町で震度4の地震が発生したとき、又は日出町を除く県内の広範囲で震度4以上の地震が発生したとき ◎大分県瀬戸内海沿岸区域に津波注意報が発表されたとき ◎その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき ◎その他、総務課長が必要と認めるとき																													
設置場所	日出町役場総務課内																													
組織・職制	【室長】総務課危機管理室長 【室員】災害対策連絡室要員（総務課危機管理室職員(3)及び総務課、財政課、都市建設課、農林水産課、上下水道課、議会事務局の各所属長が指名した職員（各課1名））																													
項目	内容																													
設置基準	◎大分地方気象台が警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき ◎福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表したとき ◎日出町で震度5弱の地震が発生したとき、又は日出町を除く県内の広範囲で震度5弱以上の地震が発生したとき ◎大分県瀬戸内海沿岸区域に津波警報が発表されたとき ◎その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき ◎その他、総務課長が必要と認めるとき																													
設置場所	日出町役場内会議室																													
組織・職制	【本部長】総務課長【副本部長】総務課危機管理室長 【部員】災害警戒本部要員（総合調整部員及び各対策部長・副本部長）																													

新	旧	備考																																																																
<p>第2章 活動体制の確立 第1節 組織</p> <p>(2) 災害警戒本部</p> <table border="1"> <tr> <th>設置基準</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①大分地方気象台が警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき ②福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表したとき ③その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき ④その他、総務課長が必要と認めるとき </td> </tr> <tr> <th>設置場所</th> <td>日出町役場内会議室</td> </tr> <tr> <th>組織・職制</th> <td> 【本部長】総務課長 【副本部長】総務課危機管理室長 【部 員】総合調整部員及び各課長・副課長 </td> </tr> <tr> <th>処理すべき主な事務</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①災害情報の収集・把握及び管内伝達 ②連絡活動及び住民への周知 ③県への災害情報・対応態勢・被害状況の報告 ④関係機関等との防災対策上の情報交換 ⑤災害応急対策が速やかに実施できる体制準備 </td> </tr> <tr> <th>解散基準</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき ②災害対策本部又は災害対策連絡部が設置されたとき ③被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき </td> </tr> </table> <p>【日出町災害対策本部組織図】</p> <pre> graph TD A[本部長(町長)] --- B[日出町防災会議] A --- C[日出町議会] A --- D[副本部長(副町長)] A --- E[副本部長(教育長)] A --- F[総合調整部] D --- G[総務対策部] D --- H[建設対策部] D --- I[農林水産商工対策部] D --- J[水道対策部] D --- K[救済対策部] D --- L[衛生防疫対策部(災害廃棄物処理班)] D --- M[文教対策部] D --- N[地区連絡部] D --- O[医療対策班] F --- P[衛生防疫対策部の災害廃棄物処理班] F --- Q[廃棄物処理班] F --- R[対策本部解散後も処理完了まで業務を継続するものとする。必要な場合は職員を抽替する。] </pre> <p>【各対策部の編成】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長</th> <th>副部長</th> <th>部員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合調整部</td> <td>総務課長</td> <td>総務課危機管理室長</td> <td>内務各課長の担当者</td> </tr> <tr> <td>総務対策部</td> <td>財政課長</td> <td>政策推進課長</td> <td>総務課 財政課 政策推進課 議会事務局</td> </tr> <tr> <td>建設対策部</td> <td>都市建設課長</td> <td>契約検査室長</td> <td>都市建設課 建設課 上下水道課 契約検査室</td> </tr> <tr> <td>農林水産商工対策部</td> <td>農林水産課長</td> <td>商工観光課長</td> <td>農林水産課 商工観光課</td> </tr> <tr> <td>上下水道対策部</td> <td>上下水道課長</td> <td>上下水道課課長補佐</td> <td>上下水道課 農薬委員会事務局</td> </tr> <tr> <td>救済対策部</td> <td>福祉対策課長</td> <td>住民課長</td> <td>福祉対策課 住民課 会計課 健康福祉課 子育て支援課 福祉多員事務局</td> </tr> <tr> <td>衛生防疫対策部(災害廃棄物処理班)</td> <td>健康増進課長</td> <td>生活環境課長</td> <td>健康増進課 生活環境課 税務課</td> </tr> <tr> <td>文教対策部</td> <td>教育総務課長</td> <td>宇校教育課長</td> <td>健康増進課 後援課 教育委員会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害対策本部</p> <table border="1"> <tr> <th>設置基準</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①大分地方気象台が特別警報を発表したとき ②大分地方気象台が警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき ③福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ④その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき ⑤その他、町長が必要と認めるとき </td> </tr> <tr> <th>設置場所</th> <td>日出町役場内会議室</td> </tr> <tr> <th>組織・職制</th> <td> 【日出町災害対策本部組織図】 【各対策部の編成】参照 </td> </tr> <tr> <th>処理すべき主な事務</th> <td> 【災害対策本部会議の協議決定事項】 【各対策部の事務分掌】参照 </td> </tr> <tr> <th>解散基準</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①警報等が解除され、災害対策本部を継続する必要がないと認めるとき ②被害状況等により災害対策本部を継続する必要がないと認めるとき ③災害応急対策がほぼ完了したと認めるとき </td> </tr> </table> <p>(4) 日出町災害対策本部組織編制表及び人員配置表 ①災害対策本部組織編制表(日出町防災対策の手引)を参照 ②災害対策本部人員配置表(同上)</p>	設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ①大分地方気象台が警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき ②福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表したとき ③その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき ④その他、総務課長が必要と認めるとき 	設置場所	日出町役場内会議室	組織・職制	【本部長】総務課長 【副本部長】総務課危機管理室長 【部 員】総合調整部員及び各課長・副課長	処理すべき主な事務	<ul style="list-style-type: none"> ①災害情報の収集・把握及び管内伝達 ②連絡活動及び住民への周知 ③県への災害情報・対応態勢・被害状況の報告 ④関係機関等との防災対策上の情報交換 ⑤災害応急対策が速やかに実施できる体制準備 	解散基準	<ul style="list-style-type: none"> ①警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき ②災害対策本部又は災害対策連絡部が設置されたとき ③被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき 	部名	部長	副部長	部員	総合調整部	総務課長	総務課危機管理室長	内務各課長の担当者	総務対策部	財政課長	政策推進課長	総務課 財政課 政策推進課 議会事務局	建設対策部	都市建設課長	契約検査室長	都市建設課 建設課 上下水道課 契約検査室	農林水産商工対策部	農林水産課長	商工観光課長	農林水産課 商工観光課	上下水道対策部	上下水道課長	上下水道課課長補佐	上下水道課 農薬委員会事務局	救済対策部	福祉対策課長	住民課長	福祉対策課 住民課 会計課 健康福祉課 子育て支援課 福祉多員事務局	衛生防疫対策部(災害廃棄物処理班)	健康増進課長	生活環境課長	健康増進課 生活環境課 税務課	文教対策部	教育総務課長	宇校教育課長	健康増進課 後援課 教育委員会	設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ①大分地方気象台が特別警報を発表したとき ②大分地方気象台が警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき ③福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ④その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき ⑤その他、町長が必要と認めるとき 	設置場所	日出町役場内会議室	組織・職制	【日出町災害対策本部組織図】 【各対策部の編成】参照	処理すべき主な事務	【災害対策本部会議の協議決定事項】 【各対策部の事務分掌】参照	解散基準	<ul style="list-style-type: none"> ①警報等が解除され、災害対策本部を継続する必要がないと認めるとき ②被害状況等により災害対策本部を継続する必要がないと認めるとき ③災害応急対策がほぼ完了したと認めるとき 	<p>(3) 災害対策本部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置基準</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎大分地方気象台が特別警報を発表したとき ◎大分地方気象台が警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき ◎福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ◎日出町で震度5強の地震が発生したとき、又は日出町を除く県内の広範囲で震度5以上の地震が発生したとき ◎大分県瀬戸内海沿岸区域に大津波警報が発表されたとき ◎その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき ◎その他、町長が必要と認めるとき </td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>日出町役場大会議室又は331会議室(被災状況による)</td> </tr> <tr> <td>組織・職制</td> <td>【本部長】町長 【副本部長】副町長、教育長 【部員】各対策部の職員</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内 容	設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ◎大分地方気象台が特別警報を発表したとき ◎大分地方気象台が警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき ◎福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ◎日出町で震度5強の地震が発生したとき、又は日出町を除く県内の広範囲で震度5以上の地震が発生したとき ◎大分県瀬戸内海沿岸区域に大津波警報が発表されたとき ◎その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき ◎その他、町長が必要と認めるとき 	設置場所	日出町役場大会議室又は331会議室(被災状況による)	組織・職制	【本部長】町長 【副本部長】副町長、教育長 【部員】各対策部の職員	<p>備考</p> <p>*最新の連絡先に変更</p>
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ①大分地方気象台が警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき ②福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表したとき ③その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき ④その他、総務課長が必要と認めるとき 																																																																	
設置場所	日出町役場内会議室																																																																	
組織・職制	【本部長】総務課長 【副本部長】総務課危機管理室長 【部 員】総合調整部員及び各課長・副課長																																																																	
処理すべき主な事務	<ul style="list-style-type: none"> ①災害情報の収集・把握及び管内伝達 ②連絡活動及び住民への周知 ③県への災害情報・対応態勢・被害状況の報告 ④関係機関等との防災対策上の情報交換 ⑤災害応急対策が速やかに実施できる体制準備 																																																																	
解散基準	<ul style="list-style-type: none"> ①警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき ②災害対策本部又は災害対策連絡部が設置されたとき ③被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき 																																																																	
部名	部長	副部長	部員																																																															
総合調整部	総務課長	総務課危機管理室長	内務各課長の担当者																																																															
総務対策部	財政課長	政策推進課長	総務課 財政課 政策推進課 議会事務局																																																															
建設対策部	都市建設課長	契約検査室長	都市建設課 建設課 上下水道課 契約検査室																																																															
農林水産商工対策部	農林水産課長	商工観光課長	農林水産課 商工観光課																																																															
上下水道対策部	上下水道課長	上下水道課課長補佐	上下水道課 農薬委員会事務局																																																															
救済対策部	福祉対策課長	住民課長	福祉対策課 住民課 会計課 健康福祉課 子育て支援課 福祉多員事務局																																																															
衛生防疫対策部(災害廃棄物処理班)	健康増進課長	生活環境課長	健康増進課 生活環境課 税務課																																																															
文教対策部	教育総務課長	宇校教育課長	健康増進課 後援課 教育委員会																																																															
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ①大分地方気象台が特別警報を発表したとき ②大分地方気象台が警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき ③福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ④その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき ⑤その他、町長が必要と認めるとき 																																																																	
設置場所	日出町役場内会議室																																																																	
組織・職制	【日出町災害対策本部組織図】 【各対策部の編成】参照																																																																	
処理すべき主な事務	【災害対策本部会議の協議決定事項】 【各対策部の事務分掌】参照																																																																	
解散基準	<ul style="list-style-type: none"> ①警報等が解除され、災害対策本部を継続する必要がないと認めるとき ②被害状況等により災害対策本部を継続する必要がないと認めるとき ③災害応急対策がほぼ完了したと認めるとき 																																																																	
項目	内 容																																																																	
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ◎大分地方気象台が特別警報を発表したとき ◎大分地方気象台が警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき ◎福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ◎日出町で震度5強の地震が発生したとき、又は日出町を除く県内の広範囲で震度5以上の地震が発生したとき ◎大分県瀬戸内海沿岸区域に大津波警報が発表されたとき ◎その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき ◎その他、町長が必要と認めるとき 																																																																	
設置場所	日出町役場大会議室又は331会議室(被災状況による)																																																																	
組織・職制	【本部長】町長 【副本部長】副町長、教育長 【部員】各対策部の職員																																																																	

新			旧			備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
4) 協議会関係機関の連絡先一覧			3) 協議会関係機関の連絡先一覧			* 御嶽山火山避難計画を参考に作成																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大分県関係機関</th> <th>T E L</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>防災対策企画課</td><td>097-506-3139</td></tr> <tr><td></td><td>自然保護推進室</td><td>097-506-3022</td></tr> <tr><td></td><td>観光政策課</td><td>097-506-2112</td></tr> <tr><td></td><td>砂防課</td><td>097-506-4634</td></tr> <tr><td></td><td>東部振興局総務部</td><td>0978-72-1211</td></tr> <tr><td></td><td>中部振興局総務部</td><td>097-506-5024</td></tr> <tr><td></td><td>北部振興局総務部</td><td>0978-32-1170</td></tr> <tr><td></td><td>別府土木事務所</td><td>0977-67-0211</td></tr> <tr><td></td><td>大分土木事務所</td><td>097-558-2142</td></tr> <tr><td></td><td>宇佐土木事務所</td><td>0978-32-1300</td></tr> <tr><td></td><td>市町関係機関</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>別府市防災危機管理課</td><td>0977-21-2255</td></tr> <tr><td></td><td>別府市観光課</td><td>0977-21-1111</td></tr> <tr><td></td><td>別府市農林水産課</td><td>0977-21-1133</td></tr> <tr><td></td><td>宇佐市危機管理課</td><td>0978-27-8111</td></tr> <tr><td></td><td>宇佐市観光・ブランド課</td><td>0978-27-8171</td></tr> <tr><td></td><td>由布市防災安全課</td><td>097-582-1140</td></tr> <tr><td></td><td>由布市商工観光課</td><td>097-582-1304</td></tr> <tr><td></td><td>日出町総務課危機管理室</td><td>0977-73-3150</td></tr> <tr><td></td><td>日出町商工観光課</td><td>0977-73-3158</td></tr> <tr><td></td><td>地方気象台等</td><td></td></tr> <tr><td>2号</td><td>気象庁福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センター</td><td>092-725-3616</td></tr> <tr><td></td><td>気象庁大分地方気象台</td><td>097-532-0644</td></tr> <tr><td>3号</td><td>地方整備局</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>国土交通省九州地方整備局河川部河川計画課</td><td>092-476-3523</td></tr> <tr><td>4号</td><td>陸上自衛隊</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>陸上自衛隊西部方面特科隊</td><td>0977-84-2111</td></tr> <tr><td></td><td>陸上自衛隊第41普通科連隊第3科</td><td>0977-22-4311</td></tr> <tr><td>5号</td><td>警察</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>警察本部地域課</td><td>097-506-2131</td></tr> <tr><td></td><td>警察本部警備部警備運用課</td><td>097-506-2131</td></tr> <tr><td></td><td>大分南警察署警備課</td><td>097-542-2131</td></tr> <tr><td></td><td>別府警察署警備課</td><td>0977-21-2131</td></tr> <tr><td></td><td>杵築日出警察署警備課</td><td>0977-72-2131</td></tr> <tr><td></td><td>宇佐警察署警備課</td><td>0978-32-2131</td></tr> <tr><td>6号</td><td>消防</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>別府市消防本部警防課</td><td>0977-25-1124</td></tr> <tr><td></td><td>宇佐市消防本部警防課</td><td>0978-32-0119</td></tr> <tr><td></td><td>由布市消防本部警防課</td><td>097-583-1310</td></tr> <tr><td></td><td>杵築速見消防組合消防本部警防課</td><td>0978-62-4328</td></tr> <tr><td>7号</td><td>火山専門家</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>8号</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>林野庁九州森林管理局総務企画部企画調整課</td><td>096-328-3642</td></tr> <tr><td></td><td>林野庁九州森林管理局大分森林管理署</td><td>097-532-9281</td></tr> <tr><td></td><td>林野庁九州森林管理局大分西部森林管理署</td><td>0973-23-2161</td></tr> <tr><td></td><td>国土交通省国土地理院九州地方測量部</td><td>092-411-7929</td></tr> <tr><td></td><td>国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所</td><td>097-546-1474</td></tr> <tr><td></td><td>環境省九州地方環境事務所くじゅう管理官事務所</td><td>0973-79-2631</td></tr> <tr><td></td><td>一般社団法人大分県バス協会</td><td>097-558-3946</td></tr> <tr><td></td><td>西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所</td><td>097-546-8065</td></tr> </tbody> </table>	区分	大分県関係機関	T E L			防災対策企画課	097-506-3139		自然保護推進室	097-506-3022		観光政策課	097-506-2112		砂防課	097-506-4634		東部振興局総務部	0978-72-1211		中部振興局総務部	097-506-5024		北部振興局総務部	0978-32-1170		別府土木事務所	0977-67-0211		大分土木事務所	097-558-2142		宇佐土木事務所	0978-32-1300		市町関係機関			別府市防災危機管理課	0977-21-2255		別府市観光課	0977-21-1111		別府市農林水産課	0977-21-1133		宇佐市危機管理課	0978-27-8111		宇佐市観光・ブランド課	0978-27-8171		由布市防災安全課	097-582-1140		由布市商工観光課	097-582-1304		日出町総務課危機管理室	0977-73-3150		日出町商工観光課	0977-73-3158		地方気象台等		2号	気象庁福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センター	092-725-3616		気象庁大分地方気象台	097-532-0644	3号	地方整備局			国土交通省九州地方整備局河川部河川計画課	092-476-3523	4号	陸上自衛隊			陸上自衛隊西部方面特科隊	0977-84-2111		陸上自衛隊第41普通科連隊第3科	0977-22-4311	5号	警察			警察本部地域課	097-506-2131		警察本部警備部警備運用課	097-506-2131		大分南警察署警備課	097-542-2131		別府警察署警備課	0977-21-2131		杵築日出警察署警備課	0977-72-2131		宇佐警察署警備課	0978-32-2131	6号	消防			別府市消防本部警防課	0977-25-1124		宇佐市消防本部警防課	0978-32-0119		由布市消防本部警防課	097-583-1310		杵築速見消防組合消防本部警防課	0978-62-4328	7号	火山専門家			省略		8号	その他			林野庁九州森林管理局総務企画部企画調整課	096-328-3642		林野庁九州森林管理局大分森林管理署	097-532-9281		林野庁九州森林管理局大分西部森林管理署	0973-23-2161		国土交通省国土地理院九州地方測量部	092-411-7929		国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所	097-546-1474		環境省九州地方環境事務所くじゅう管理官事務所	0973-79-2631		一般社団法人大分県バス協会	097-558-3946		西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所	097-546-8065	1号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>大分県関係機関</th> <th>T E L</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>防災対策企画課</td><td>097-506-3069</td></tr> <tr><td></td><td>観光・地域振興課</td><td>097-506-2112</td></tr> <tr><td></td><td>自然保護推進室</td><td>097-506-3022</td></tr> <tr><td></td><td>砂防課</td><td>097-506-4636</td></tr> <tr><td></td><td>東部振興局総務部</td><td>0978-72-1211</td></tr> <tr><td></td><td>中部振興局総務部</td><td>097-506-5724</td></tr> <tr><td></td><td>北部振興局総務部</td><td>0978-32-1170</td></tr> <tr><td></td><td>別府土木事務所</td><td>0977-67-0211</td></tr> <tr><td></td><td>大分土木事務所</td><td>097-558-2142</td></tr> <tr><td></td><td>宇佐土木事務所</td><td>0978-32-1300</td></tr> <tr><td></td><td>市町関係機関</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>別府市防災危機管理課</td><td>0977-21-2255</td></tr> <tr><td></td><td>別府市観光課</td><td>0977-21-1128</td></tr> <tr><td></td><td>宇佐市危機管理課</td><td>0978-27-8111</td></tr> <tr><td></td><td>宇佐市観光まちづくり課</td><td>0978-27-8171</td></tr> <tr><td></td><td>由布市防災安全課</td><td>097-582-1140</td></tr> <tr><td></td><td>由布市商工観光課</td><td>097-582-1304</td></tr> <tr><td></td><td>日出町総務課危機管理室</td><td>0977-73-3150</td></tr> <tr><td></td><td>日出町商工観光課</td><td>0977-73-3158</td></tr> <tr><td></td><td>地方気象台等</td><td></td></tr> <tr><td>2号</td><td>気象庁福岡管区気象台気象防災部地震火山課</td><td>092-725-3616</td></tr> <tr><td></td><td>気象庁大分地方気象台</td><td>097-532-0644</td></tr> <tr><td>3号</td><td>地方整備局</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>国土交通省九州地方整備局企画部</td><td>092-476-3544</td></tr> <tr><td>4号</td><td>陸上自衛隊</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>陸上自衛隊西部方面特科隊</td><td>0977-84-2111</td></tr> <tr><td></td><td>陸上自衛隊第41普通科連隊</td><td>0977-22-4311</td></tr> <tr><td>5号</td><td>警察</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>警察本部地域課</td><td>097-536-2131</td></tr> <tr><td></td><td>警察本部警備部警備第二課</td><td>097-536-2131</td></tr> <tr><td></td><td>大分南警察署警備課</td><td>097-542-2131</td></tr> <tr><td></td><td>別府警察署警備課</td><td>0977-21-2131</td></tr> <tr><td></td><td>杵築日出警察署警備課</td><td>0977-72-2131</td></tr> <tr><td></td><td>宇佐警察署警備課</td><td>0978-32-2131</td></tr> <tr><td>6号</td><td>消防</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>別府市消防本部警防課</td><td>0977-25-1122</td></tr> <tr><td></td><td>宇佐市消防本部警防課</td><td>0978-32-0119</td></tr> <tr><td></td><td>由布市消防本部警防課</td><td>097-583-1500</td></tr> <tr><td></td><td>杵築速見消防組合消防本部警防課</td><td>0978-62-4328</td></tr> <tr><td>7号</td><td>火山専門家</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>8号</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>林野庁九州森林管理局計画保全部治山課</td><td>096-328-3632</td></tr> <tr><td></td><td>林野庁九州森林管理局大分森林管理署</td><td>097-532-9281</td></tr> <tr><td></td><td>林野庁九州森林管理局大分西部森林管理署</td><td>0973-23-2161</td></tr> <tr><td></td><td>国土交通省国土地理院九州地方測量部管理課</td><td>092-411-7881</td></tr> <tr><td></td><td>国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所調査第1課</td><td>097-546-1474</td></tr> <tr><td></td><td>環境省九州地方環境事務所くじゅう管理官事務所</td><td>0973-79-2631</td></tr> <tr><td></td><td>一般社団法人大分県バス協会</td><td>097-558-3946</td></tr> <tr><td></td><td>西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所</td><td>097-546-8065</td></tr> </tbody> </table>	大分県関係機関	T E L		防災対策企画課	097-506-3069		観光・地域振興課	097-506-2112		自然保護推進室	097-506-3022		砂防課	097-506-4636		東部振興局総務部	0978-72-1211		中部振興局総務部	097-506-5724		北部振興局総務部	0978-32-1170		別府土木事務所	0977-67-0211		大分土木事務所	097-558-2142		宇佐土木事務所	0978-32-1300		市町関係機関			別府市防災危機管理課	0977-21-2255		別府市観光課	0977-21-1128		宇佐市危機管理課	0978-27-8111		宇佐市観光まちづくり課	0978-27-8171		由布市防災安全課	097-582-1140		由布市商工観光課	097-582-1304		日出町総務課危機管理室	0977-73-3150		日出町商工観光課	0977-73-3158		地方気象台等		2号	気象庁福岡管区気象台気象防災部地震火山課	092-725-3616		気象庁大分地方気象台	097-532-0644	3号	地方整備局			国土交通省九州地方整備局企画部	092-476-3544	4号	陸上自衛隊			陸上自衛隊西部方面特科隊	0977-84-2111		陸上自衛隊第41普通科連隊	0977-22-4311	5号	警察			警察本部地域課	097-536-2131		警察本部警備部警備第二課	097-536-2131		大分南警察署警備課	097-542-2131		別府警察署警備課	0977-21-2131		杵築日出警察署警備課	0977-72-2131		宇佐警察署警備課	0978-32-2131	6号	消防			別府市消防本部警防課	0977-25-1122		宇佐市消防本部警防課	0978-32-0119		由布市消防本部警防課	097-583-1500		杵築速見消防組合消防本部警防課	0978-62-4328	7号	火山専門家			省略		8号	その他			林野庁九州森林管理局計画保全部治山課	096-328-3632		林野庁九州森林管理局大分森林管理署	097-532-9281		林野庁九州森林管理局大分西部森林管理署	0973-23-2161		国土交通省国土地理院九州地方測量部管理課	092-411-7881		国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所調査第1課	097-546-1474		環境省九州地方環境事務所くじゅう管理官事務所	0973-79-2631		一般社団法人大分県バス協会	097-558-3946		西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所	097-546-8065
区分	大分県関係機関	T E L																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	防災対策企画課	097-506-3139																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	自然保護推進室	097-506-3022																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	観光政策課	097-506-2112																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	砂防課	097-506-4634																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	東部振興局総務部	0978-72-1211																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	中部振興局総務部	097-506-5024																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	北部振興局総務部	0978-32-1170																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	別府土木事務所	0977-67-0211																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大分土木事務所	097-558-2142																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	宇佐土木事務所	0978-32-1300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	市町関係機関																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	別府市防災危機管理課	0977-21-2255																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	別府市観光課	0977-21-1111																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	別府市農林水産課	0977-21-1133																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	宇佐市危機管理課	0978-27-8111																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	宇佐市観光・ブランド課	0978-27-8171																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	由布市防災安全課	097-582-1140																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	由布市商工観光課	097-582-1304																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	日出町総務課危機管理室	0977-73-3150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	日出町商工観光課	0977-73-3158																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	地方気象台等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2号	気象庁福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センター	092-725-3616																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	気象庁大分地方気象台	097-532-0644																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
3号	地方整備局																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	国土交通省九州地方整備局河川部河川計画課	092-476-3523																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
4号	陸上自衛隊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	陸上自衛隊西部方面特科隊	0977-84-2111																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	陸上自衛隊第41普通科連隊第3科	0977-22-4311																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
5号	警察																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	警察本部地域課	097-506-2131																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	警察本部警備部警備運用課	097-506-2131																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大分南警察署警備課	097-542-2131																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	別府警察署警備課	0977-21-2131																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	杵築日出警察署警備課	0977-72-2131																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	宇佐警察署警備課	0978-32-2131																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
6号	消防																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	別府市消防本部警防課	0977-25-1124																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	宇佐市消防本部警防課	0978-32-0119																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	由布市消防本部警防課	097-583-1310																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	杵築速見消防組合消防本部警防課	0978-62-4328																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
7号	火山専門家																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
8号	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	林野庁九州森林管理局総務企画部企画調整課	096-328-3642																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	林野庁九州森林管理局大分森林管理署	097-532-9281																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	林野庁九州森林管理局大分西部森林管理署	0973-23-2161																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	国土交通省国土地理院九州地方測量部	092-411-7929																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所	097-546-1474																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	環境省九州地方環境事務所くじゅう管理官事務所	0973-79-2631																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	一般社団法人大分県バス協会	097-558-3946																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所	097-546-8065																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
大分県関係機関	T E L																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	防災対策企画課	097-506-3069																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	観光・地域振興課	097-506-2112																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	自然保護推進室	097-506-3022																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	砂防課	097-506-4636																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	東部振興局総務部	0978-72-1211																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	中部振興局総務部	097-506-5724																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	北部振興局総務部	0978-32-1170																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	別府土木事務所	0977-67-0211																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大分土木事務所	097-558-2142																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	宇佐土木事務所	0978-32-1300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	市町関係機関																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	別府市防災危機管理課	0977-21-2255																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	別府市観光課	0977-21-1128																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	宇佐市危機管理課	0978-27-8111																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	宇佐市観光まちづくり課	0978-27-8171																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	由布市防災安全課	097-582-1140																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	由布市商工観光課	097-582-1304																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	日出町総務課危機管理室	0977-73-3150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	日出町商工観光課	0977-73-3158																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	地方気象台等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2号	気象庁福岡管区気象台気象防災部地震火山課	092-725-3616																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	気象庁大分地方気象台	097-532-0644																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
3号	地方整備局																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	国土交通省九州地方整備局企画部	092-476-3544																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
4号	陸上自衛隊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	陸上自衛隊西部方面特科隊	0977-84-2111																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	陸上自衛隊第41普通科連隊	0977-22-4311																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
5号	警察																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	警察本部地域課	097-536-2131																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	警察本部警備部警備第二課	097-536-2131																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大分南警察署警備課	097-542-2131																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	別府警察署警備課	0977-21-2131																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	杵築日出警察署警備課	0977-72-2131																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	宇佐警察署警備課	0978-32-2131																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
6号	消防																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	別府市消防本部警防課	0977-25-1122																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	宇佐市消防本部警防課	0978-32-0119																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	由布市消防本部警防課	097-583-1500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	杵築速見消防組合消防本部警防課	0978-62-4328																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
7号	火山専門家																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
8号	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	林野庁九州森林管理局計画保全部治山課	096-328-3632																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	林野庁九州森林管理局大分森林管理署	097-532-9281																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	林野庁九州森林管理局大分西部森林管理署	0973-23-2161																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	国土交通省国土地理院九州地方測量部管理課	092-411-7881																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所調査第1課	097-546-1474																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	環境省九州地方環境事務所くじゅう管理官事務所	0973-79-2631																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	一般社団法人大分県バス協会	097-558-3946																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所	097-546-8065																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

新		旧	備考
<p>(5) 交通規制位置・方法等確認票（イメージ）（略）</p> <p>6) 緊急時における情報伝達例 市町は、必要に応じ、防災行政無線等により火山活動の状況の伝達を行う。</p>		<p>(4) 交通規制位置・方法等確認票（イメージ）（略）</p> <p>(追加)</p>	
観測事項	広報文例		
<p>噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)</p>	<p>こちらは、〇〇市（〇〇町）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が鶴見岳・伽藍岳に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。 これにより、〇〇から〇km圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、規制範囲外〇〇への避難をお願いします。 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。</p>		
<p>噴火警戒レベル3 (入山規制)</p>	<p>こちらは、〇〇市（〇〇町）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が鶴見岳・伽藍岳に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。 これにより、〇〇から〇km圏に入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。 〇〇地区のお年寄りの方等避難に時間がかかる方は、今後高齢者等避難・避難指示が発令される場合がありますので、避難の準備を始めてください。 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。</p>		
<p>噴火警戒レベル4 (高齢者等避難)</p>	<p>こちらは、〇〇市（〇〇町）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が鶴見岳・伽藍岳に発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられました。 これより、〇〇地区において、高齢者等避難を発令します。 お年寄りの方等は、直ちに〇〇公民館へ避難を開始してください。 その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。 住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 なお、入山規制は継続中です。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。</p>		
<p>噴火警戒レベル5 (避難)</p>	<p>こちらは、〇〇市（〇〇町、〇〇村）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が鶴見岳・伽藍岳に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。これより、〇〇地区において、避難指示を発令します。 住民の皆様は、直ちに〇〇公民館へ避難してください。 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。 なお、入山規制は継続中です。</p>		